

平成31年第1回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日(3月12日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針説明	6
議案第 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ..	21
議案第 2 号 与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 ..	24
議案第 3 号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例	26
議案第 4 号 与論町敬老バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例	27
議案第 5 号 与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例	29
議案第 6 号 平成30年度与論町一般会計補正予算(第10号)	30
議案第 7 号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) ..	41
議案第 8 号 平成30年度与論町と畜場特別会計補正予算(第1号)	42
議案第 9 号 平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)	43
議案第10号 平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	44
議案第11号 平成31年度与論町一般会計予算	45
議案第12号 平成31年度与論町国民健康保険特別会計予算	46
議案第13号 平成31年度与論町と畜場特別会計予算	47
議案第14号 平成31年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	47
議案第15号 平成31年度与論町介護保険特別会計予算	48
議案第16号 平成31年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	49
議案第17号 平成31年度与論町水道事業会計予算	50
特別委員会設置及び委員の選任について	51
承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度与論町一	

一般会計補正予算（第9号）	51
同意第 1 号 与論町監査委員の選任について	54
散 会	55

第2日（3月19日）

一般質問	60
沖野一雄君	60
高田豊繁君	74
林 隆壽君	85
林 敏治君	96
川村武俊君	102
遠山勝也君	115
散 会	119

第3日（3月22日）

議案第11号 平成31年度与論町一般会計予算	125
議案第12号 平成31年度与論町国民健康保険特別会計予算	125
議案第13号 平成31年度与論町と畜場特別会計予算	125
議案第14号 平成31年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	125
議案第15号 平成31年度与論町介護保険特別会計予算	125
議案第16号 平成31年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	125
議案第17号 平成31年度与論町水道事業会計予算	125
議案第18号 与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	128
陳情第 3号 西幸名波線（仮称）の早期改良舗装整備について （環境経済建設常任委員長報告）	130
議員派遣の件	131
閉会中の継続審査・調査について	131
閉 会	132

平成31年第1回(3月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
3月12日	火	全員協議会 本会議(開会、施政方針、議案審議) 予算審査特別委員会(平成31年度事業予定箇所調査)
3月13日	水	予算審査特別委員会
3月14日	木	予算審査特別委員会 常任委員会
3月15日	金	常任委員会
3月16日	土	休日
3月17日	日	休日
3月18日	月	
3月19日	火	本会議(一般質問) 常任委員会
3月20日	水	予備日(議案整理日)
3月21日	木	祝日
3月22日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

平成31年第1回与論町議会定例会

第 1 日

平成31年3月12日

平成 31 年第 1 回与論町議会定例会会議録
平成 31 年 3 月 12 日（火曜日）午前 9 時 15 分開会

1 議事日程（第 1 号）

開会の宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 町長の施政方針説明

第 5 議案第 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第 6 議案第 2 号 与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

第 7 議案第 3 号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

第 8 議案第 4 号 与論町敬老バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例

第 9 議案第 5 号 与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第 6 号 平成 30 年度与論町一般会計補正予算（第 10 号）

第11 議案第 7 号 平成 30 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

第12 議案第 8 号 平成 30 年度与論町と畜場特別会計補正予算（第 1 号）

第13 議案第 9 号 平成 30 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

第14 議案第 10 号 平成 30 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

第15 議案第 11 号 平成 31 年度与論町一般会計予算

第16 議案第 12 号 平成 31 年度与論町国民健康保険特別会計予算

第17 議案第 13 号 平成 31 年度与論町と畜場特別会計予算

第18 議案第 14 号 平成 31 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

第19 議案第 15 号 平成 31 年度与論町介護保険特別会計予算

第20 議案第 16 号 平成 31 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

第21 議案第 17 号 平成 31 年度与論町水道事業会計予算

第22 特別委員会設置及び委員の選任について

第23 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度与論町一般会計補正予算（第 9 号））

第24 同意第 1 号 与論町監査委員の選任について

2 出席議員（10人）

1 番 遠 山 勝 也 君	2 番 沖 野 一 雄 君
3 番 川 村 武 俊 君	4 番 林 敏 治 君
5 番 高 田 豊 繁 君	6 番 町 俊 策 君
7 番 大 田 英 勝 君	8 番 野 口 靖 夫 君
9 番 林 隆 壽 君	10 番 福 地 元一郎 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真奈美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 田 畑 博 徳 君
農業委員会事務局長 野 口 芳 徳 君	産業振興課長 町 島 実 和 君
商工観光課長 山 下 哲 博 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 池 田 憲 司 君	教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君
水 道 課 長 仁 禮 和 男 君	与論こども園保育士 町 島 元 妹 君
茶花こども園長 阿 多 とみ子 君	那間こども園長 田 畑 綾 子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君	書 記 川 田 美知瑠 君
-------------------	---------------

開会 午前9時15分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） ただいまから、平成31年第1回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番川村武俊君、8番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月22日までの11日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

教育長から教育委員会活動の点検・評価報告書について、監査委員から平成31年2月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第130号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

ます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第４ 町長の施政方針説明

○議長（福地元一郎君） 日程第４、町長の施政方針の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 皆さん、おはようございます。

先ほど議長からもありましたが、一昨日のヨロンマラソンは、ウエルカムパーティから、大会当日の完走パーティー、見送りまで本当に議会の皆様方そして町民の皆様方に大変御協力をいただきました。改めてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、平成３１年第１回与論町議会定例会の開会にあたり、新年度における町政運営の基本的方針及び当初予算の概要等について申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、平成３０年は世相を表す漢字の「災」が象徴するように、全国各地において多くの自然災害に見舞われた年でありました。本町においても５０年に一度となるような６月の大雨に始まり、７月以降度重なる台風が襲来し、特に台風２４号・２５号においては、多くの家屋や農作物などに大きな被害を受けました。被災された皆様方には慎んでお見舞い申し上げます。

島内主産業の動向を見てみますと、農業におきましては、さとうきびの台風被害が心配されましたが、生産見込量は２万４０００トンで前期（２万３７２５トン）よりもやや増える見通しとなっております。また、２期連続の年内操業が継続され、早期の肥培管理や植え付けにより、次期収穫において生産性の向上が図られるものと考えます。畜産業におきましては、子牛価格が引き続き高値を維持し、畜産農家の生産意欲が更に高まっているところです。

水産業におきましては、天候不良の影響もあり水揚げ高は減少が見込まれますが、今後の伸びを期待するとともに平成２５年度から事業推進してきた茶花漁港整備事業が平成３０年度で竣工し、荒天時における港内の静穏度の向上が図られ、今後円滑な漁業活動が推進できるものと考えます。

観光産業におきましては、台風の影響もあり旅行客の入込客数は横ばいとなっておりますが、引き続き奄美群島振興交付金を活用した各種施策事業や地方創生事業などの推進により、交流人口の増加を図り、経済の活性化に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

昨年を振り返ると台風などの自然災害に影響されやすい生活・産業・社会基盤の脆弱性が顕著に表れた一年であり、更なる自然災害に強いまちづくりへの取り組みを痛感したところでございます。

平成31年度重点施策の取り組みについて申し上げます。

現行の奄美群島振興開発特別措置法が平成30年度末に期限切れとなることから、総合戦略ビジョンの改訂により次期奄振計画においては、時代の変化を捉えた多様な社会ニーズに対応する新しい奄振事業の推進が図られるものと期待しています。

平成31年度奄美群島振興交付金予算については、対前年度比102%の24億4400万円が確保され、農林水産物が対象の輸送費支援策として、加工品の移出と原材料の移入対象が拡大される見込みとなっています。更に航路・航空路運賃も割引対象を広げ、群島外の中学・高校や大学などで学ぶ出身学生を「準住民」として軽減運賃が適用され、生産活動の活性化や生活支援の拡充が図られるものと考えます。

本町の重点プロジェクトである新庁舎整備事業については、昨年11月に着工し、2020年1月の業務開始に向けて事業推進に努めてまいりたいと存じます。

旧役場庁舎の跡地利用計画については、平成30年度に町民アンケートを実施しましたが、今後、与論町役場旧庁舎跡地利用検討委員会の中でアンケート調査結果等に基づき、更に協議を進めてまいりたいと存じます。

また、防災行政無線について、老朽化による不具合や総務省無線設備規則の改正に伴い2019・2020年度に新庁舎整備に合わせ設備更新し、防災体制の整備・強化を図ってまいりたいと存じます。

し尿処理施設につきましては、平成31年度に用地購入と基本設計業務を行い、2020年度の施設整備に向けて事業を推進してまいりたいと存じます。

町営住宅整備として、老朽化していた辻宮住宅の第2号棟、第3号棟の改修工事が竣工の運びとなり、辻宮住宅全戸について、快適な住環境整備を推進することができました。平成31年度以降も引き続き瀬良座住宅について改修事業を推進してまいります。

福祉面においては、2019年10月の消費税増税に合わせ、全世代型の社会保障制度の転換により国策として「より子育てのしやすい環境」や「より充実・安全な老後」が推進され、本町においても子育て世帯や高齢者世帯への支援が推進されるものと考えます。

本町の懸案事項である定期船の抜港問題や空港のエプロン拡張・茶花信号機周辺の排水対策については、引き続き関係機関と協議連携しながら早期解決に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

さらには、人口減少による教育環境や人材確保の問題をはじめ、宿泊施設の不足、環境問題など依然として多くの課題もあり、引き続き全力で取り組んでまいり所存でございます。

平成31年度においても本町を取り巻く環境の変化と町民ニーズに的確に対応しながら、「町民の英知を結集し豊かで住みよいゆんぬ創生」の実現に向けて積極的な行政運営に努めてまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本町の「第5次与論町総合振興計画」の10年計画は、平成31年度で9年目を迎え最終段階となりますが「第3期実施計画」の重点施策の展開を図り、本町の基本理念である“共に創ろう未来への架け橋”のスローガンのもと、行政推進に努めてまいりたいと考えますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、平成31年度の予算編成の概要について申し上げます。

まず、平成31年度の国の予算編成の基本方針は、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり改革」の推進や「生産性改革」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を基本的な考え方としています。

このような方針に基づいて編成された平成31年度の一般会計歳入歳出概算の規模は、101兆4571億円（対前年度比3兆7443億円、3.8%増）となっています。

地方財政対策として地方公共団体に交付される地方交付税総額は、16兆1809億円となり、前年度当初予算比1724億円、1.1%の増額となっています。

一方、県においては「行財政運営戦略」を踏まえた行財政改革を着実に進めながら、魅力ある本県の素材「ポテンシャル」を最大限生かし、子育て支援や高齢者の生き生き支援など、県民福祉の向上に資する施策を更に充実し、どこよりも幸せを実感するための予算編成を基本的な考え方としており、平成31年度一般会計当初予算は、前年度比2.0%増の8273億7373万円となっています。奄美関係の主な予算としては、平成30年度末で期限を迎える奄振法の延長を前提に、奄美群島振興交付金を活用した事業の拡充のほか、2020年夏の実現を目指す世界自然遺産登録に向けた取り組みなどに予算計上されています。

こうした中、本町の平成31年度一般会計当初予算につきましては、主に防災体制の強化を図るため新庁舎建設に合わせた防災行政無線システムの整備、生活環境衛生保全のためのし尿処理施設整備、住環境の改善及び住居の確保を図るための町営住宅整備事業などの重要施策に対応した予算編成となり、対前年度比26.3

2%増の50億3785万4000円の規模となりました。

また、特別会計については、国民健康保険（事業勘定）事業、と畜場、介護保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療などの合計で、前年度比7.59%増の16億7919万8000円となっています。

水道事業会計（事業費用ベース）については、前年度比0.5%減の1億8653万6000円となっています。

これらの一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた予算総額は、69億358万8000円で前年度に比べて20.35%の増となっています。

次に、一般会計を中心に、歳入歳出予算の概要について御説明申し上げます。

1 主な歳入予算について

まず、一般会計歳入予算のうち、基幹的収入である町税は3億2154万6000円で、前年度比135万4000円の減となっています。

地方交付税につきましては、19億3704万3000円と前年度より6368万6000円の増額で計上しています。

国庫支出金については、4億2022万4000円と前年度より7542万7000円の減額、県支出金につきましては、4億6087万円と前年度より1億4478万2000円の増額となっています。

町債の総額は8億9821万3000円となり、うち臨時財政対策債が8121万3000円、辺地債が5130万円、過疎債が1億5610万円、公共施設等適正管理推進事業債が4億530万円、緊急防災・減災事業債が8800万円、公営住宅建設事業債8680万円などとなっています。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきましては、財政調整基金から1億8286万2000円を繰り入れして対応することとしています。

2 歳出予算における主な事業等について

次に、一般会計歳出予算のうち、主な施策・事業についての説明を申し上げます。

まず、総務費では与論町役場新庁舎整備事業費9億3270万9000円、衛生費のし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業費5453万4000円、土木費の地方道路交付金事業費1億6127万3000円、住宅費の1億2736万9000円、消防費の消防施設費2億1717万1000円などを計上しています。

なお、町債の元利償還に係る公債費については、対前年度比でマイナス0.5%の269万円減の5億1118万6000円となっています。

次に、新年度の具体的な施策・事業等について、各分野ごとに御説明を申し

上げます。

第Ⅰ 保健・福祉・医療

老若男女全ての住民が健康で生きがいを持ち、誰もが安心して暮らせる活力ある健康と福祉のまちを目指して、保健・福祉・医療施策の推進事業を実施してまいります。

1 保健衛生について

(1) 健康づくりの推進

- ① 町民の健康づくりに関する長期ビジョン「健康よろん21（第2次与論町民健康づくり計画）」に基づく、健康づくり事業・施策の継続実施
- ② 各種がん検診・結核健診の実施及び受診率向上対策の推進によるがん及び結核の早期発見と予防対策
- ③ 各種団体との連携による「健康福祉フェスタ」を開催し、町民の健康と福祉の向上に向けた啓発活動の展開
- ④ 「8020運動」の推進による妊娠期から高齢者までの歯科口腔保健対策事業の継続実施

(2) 母子保健の推進

- ① 島外における妊婦健診・出産の際の宿泊費及び交通費に対する公費助成制度の継続実施
- ② 妊婦健診に対する公費助成の継続実施
- ③ 母親学級の開催、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の継続実施
- ④ 医療支援を必要とする未熟児に対する養育医療費の給付継続
- ⑤ 島外での特定不妊治療を受診する際の宿泊費及び交通費に対し、離島地域不妊治療支援事業による公費助成を継続実施

(3) 感染症対策の充実

- ① 定期予防接種費用に係る町費助成の継続実施

(4) 火葬場に係る業務管理及び運営の円滑化

- ① 管理・運営に係る委託業務体制の安定的・継続的充実

2 医療・介護・福祉について

(1) 国民健康保険事業（事業勘定）・後期高齢者（長寿）医療制度の健全運営

- ① 医療費及び保険給付費の適正化・軽減を図るため健康づくり活動、訪問指導、心の健康づくりなどに力点を置いた保健事業の継続実施

- ② 加入者を対象にした特定健康診査（生活習慣病）及び特定保健指導（健診結果に基づく保健指導）の充実
 - ③ 「特定健康診査等実施計画」に基づいた実績の検証と推進
 - ④ 後期高齢者医療広域連合と連携した後期高齢者（長寿）医療制度の円滑な運営及び事業推進
 - ⑤ 中学生までの医療費の一部無償化による子育て世帯への子育て環境支援の推進
- (2) 高齢者福祉の増進
- ① 老人クラブ等の運営活動の継続支援
 - ② 敬老者に係る施策事業の継続支援
 - ③ 独居老人及び災害時要援護者等に対する支援の充実
 - ④ 介護給付費の適正化及び介護保険事業の健全運営
 - ⑤ 地域包括支援センターにおける高齢者等支援活動の強化
 - ⑥ 介護予防日常生活支援総合事業の推進
 - ⑦ 在宅医療・介護連携・生活支援体制整備・地域ケア会議等の推進
 - ⑧ 認知症総合支援事業の推進
 - ⑨ 従来の敬老バス無料乗車券をバスの助成額同等でタクシー乗車にも使えるようサービスの範囲を拡大
- (3) 障害者福祉の推進
- ① 与論町第5期障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画の推進
 - ② 障害者相談支援事業及び障害福祉サービスの提供体制の充実
 - ③ 障害者（児）施設入院面会旅費補助事業及び重度障害者（児）島外医療機関通院旅費補助事業の継続実施
- (4) 児童福祉の充実
- ① 幼児教育及び保育を一体的に行う「認定こども園」運営の充実化（合理的な運営を目指す統廃合の推進）
 - ② 町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の量的拡大・確保、保育の質的改善の推進
 - ③ 「町子育て支援金条例」に基づく、少子化対策及び出産奨励のための施策事業の継続実施
 - ④ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当などの支給
 - ⑤ 2019年10月の消費税率引き上げに合わせて、3歳から5歳までの全ての子ども及び3歳未満の住民税非課税世帯の子どもに対する、こども園保育料の無償化

(5) その他の福祉施策

- ① 生活困窮者の自立支援の推進
- ② 国民年金施策の推進
- ③ 障害者等並びに乳幼児及び在宅寝たきり老人等の中で、常時紙オムツを使用する者に対し、オムツ廃棄用ごみ袋を支給
- ④ 与論町いのち支える自殺対策計画の推進

第Ⅱ 産業の振興

1 農業生産基盤の整備について

豊かで住みよい農村づくりを推進するため、平成31年度も引き続き町民の御理解と御協力を得ながら、効率的な農業生産の確保に努め、農業農村整備事業を実施してまいります。

- (1) 県営海岸保全整備事業（高潮対策）ハキビナ地区の継続整備
- (2) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）朝戸地区の継続整備
- (3) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間北地区の継続整備
- (4) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間南地区の継続整備
- (5) 多面的機能支払い交付金事業の実施

2 農業の振興について

日本の農業を取り巻く環境は円安による輸入資材の高騰や、農畜産物の輸入攻勢、産地間競争の激化、農業従事者の高齢化に伴う担い手農家の減少及び消費者の食の安心・安全への関心の高まり等、ますます厳しい環境になってきております。

このような中であって、本町の農業振興については、安定生産を目標に、さとうきび、畜産、輸送野菜、花き、果樹を重点品目とする複合経営の一層の推進を図ってまいります。

(1) さとうきびの振興

毎年、台風や干ばつ等の気象災害の影響を受けますが、国・県の支援を受け、様々な取り組みにより、近年回復傾向にあることから、引き続き増産計画に基づきさとうきびの振興に努めてまいります。

- ① 経営基盤の強化としまして、認定農業者・担い手農家の育成や農地情報を有効活用した農地集積等を含めた経営規模拡大に対する支援、生産安定対策として積極的な水利用の推進、堆肥及び緑肥等の土壌改良資材を利用した土づくりによる気象災害に強い生産性向上、適期管理作業等を含めた機械化一貫体系の行える受託組織の育成・設立
- ② 生産技術対策としまして、地域特性やほ場条件に適した品種の選定

及び普及、調苗班の育成、病虫害対策

(2) 園芸の振興

輸送野菜の生産拡大を図り、農家経営の安定に努めてまいります。

- ① 輸送野菜の生産拡大・品質向上のためのさといも種子代及び自家種芋確保対策、トンネル施設及びパイプハウス等の資材代の一部助成、植付作業委託料の一部助成
- ② 生産技術及び生産体系確立のための各種講習会や研修会等の実施
- ③ 農林水産物輸送コスト支援事業による輸送費支援

(3) 畜産の振興

畜産については、子牛価格が少しずつ下落しているものの高値を維持しており、引き続き農家経営の安定や防疫対策の徹底による畜産振興に努めてまいります。

- ① 優良素牛導入補助金による高齢母牛の更新と増頭
- ② 飼料作物種子導入による低コスト飼料の確保
- ③ 衛生環境の充実を図るため、敷料供給による畜舎環境の改善及び防疫対策の徹底

(4) 環境保全型農業の推進

- ① 堆肥センターの良質堆肥及びIPM技術を活用した環境保全型農業の推進
- ② 有機認証農家やエコファーマーの育成及びかごしま農林水産物認証制度の推進

(5) 耕地防風林の造成推進のため、防風林用苗木代の一部助成の継続実施

3 水産業の振興について

水産業については、漁業者の高齢化や漁業資源の減少など依然として厳しい状況にありますが、離島漁業再生支援交付金を活用した諸事業を実施するとともに、農林水産物輸送コスト支援事業及び水産物流通支援事業の活用による漁家の経営安定を図ってまいります。また、急速液体冷凍機等の鮮度保持機器等を活用した加工品の販売も支援してまいります。

4 治山・海岸保全事業の推進について

ハキビナ海岸の整備については、平成27年度から実施されている海岸防災林造成事業の継続整備と平成28年度から実施されている海岸保全施設整備事業（高潮対策事業）の推進に努めてまいります。

5 漁港の整備について

漁業従事者の漁船の安全確保と施設設備の充実を図り、漁港としての機

能保全を図ってまいります。

- ・ 麦屋漁港水産基盤機能保全測量設計委託

6 商工観光業の振興について

町内の商工観光業については、百合ヶ浜等与論島の海の魅力に関する特集を中心に、全国ネットのテレビ局や旅行雑誌への露出や地方創生交付金を活用した映像戦略、SNSなどの情報発信により、平成28・29年は本町への入込客が7万人を突破することができました。昨年は度重なる台風の影響や天候不良による船舶の抜港等自然災害に見舞われましたが、官民一体となったプロモーションを展開した結果、入域観光客は堅調に推移し、商工観光業を中心に活況を呈してきました。

また、奄美群島振興交付金事業を活用したヨロンらしい観光スタイルの構築事業や沖縄県との連携による奄美・沖縄連携交流促進事業の拡充、奄美群島交流需要喚起対策特別事業の拡充による航空運賃及び船舶運賃の軽減により、交流人口の増加を図ります。

さらに、「奄美大島、徳之島、沖縄県北部及び西表島」の世界自然遺産2020年夏の登録実現を目指し、機運も高まる中、本町への旅行需要を一層喚起し誘客促進を図るためにも、島の特長である海・自然・文化を活かした観光産業の活性化と知名度の向上を活かした農林水産物や特産品などのブランド力の向上も期待されています。

これらの来訪機運の高まりを追い風にして、更なる入込客数、滞在日数の増加を目指し、与論町総合戦略及び第5次総合振興計画との整合性を図りながら、施策を進めてまいります。

(1) 商工業の振興

地域企業家人材育成事業を活用した新サービスや、新たな雇用機会の創出に繋がりうる地域内起業の促進を図ってまいります。

併せて、台風災害対策への利子補給補助事業等のセーフティネット施策や中小企業支援施策についても継続して進めてまいります。

(2) 観光振興事業の実施

来訪機運の高まりや町内の活気が出始め、希望が見えてきたことで総合的な島づくりを推進する組織の設立や町民が主体となった地域経済の活性化など、自主的かつ持続可能な観光地づくりをこれからの課題と捉え、これらの解決のために以下の取り組みを実施してまいります。

- ① 地方創生交付金及び奄美群島振興交付金を活用した映像戦略やSNSなどの情報発信、広域連携事業の推進・PR動画制作やデジタル

マーケティング（運営解析）

② 沖縄県北部との連携

国頭村などの沖縄県北部地域との連携によるイベントの開催や、テレビ・ラジオ等のメディアを活用した交流人口の拡大推進

③ むらの魅力活用実践事業を活用したグリーンツーリズムの推進

④ 各種メディア等の受入及び誘致、SNS等による情報発信

(3) 誘客対策の実施

誘客対策については、これまでの取り組み内容の精査も行いながら、より効果的な施策を推進してまいります。

① 航空・船舶会社や旅行会社との連携及び協力によるツアー造成等誘客活動の推進

② 鹿児島県観光連盟や奄美群島観光物産協会及び沖縄観光コンベンションビューローとの連携によるスケールメリットを生かした誘客活動の展開

③ ヨロンマラソンや全国ふるさと甲子園等のイベントを活用した情報発信

④ 修学旅行等体験学習教育旅行の積極的な誘致

⑤ 「ゆんぬ体験館」を中心に、島全体を体験フィールドにした体験型観光（修学旅行等）の推進

⑥ 魅力ある観光地づくり事業等の県営事業や奄美群島振興交付金事業の積極的な活用による観光地としての景観整備

⑦ 観光協会と連携した世界自然遺産奄美トレイル推進

⑧ 夏場航空路の増便要請

(4) 受入態勢の充実

与論島が魅力ある観光地として持続するための受入態勢の充実を図ってまいります。

① 民泊受入等着地型観光の態勢推進

② インバウンド受け入れのための体制整備の推進

③ 与論島の最高の観光資源である「自然」と「人」を活かした観光「ゆんぬツーリズム」・「ヒューマンツーリズム」の推進

第Ⅲ 生活基盤の整備

1 道路・交通について

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振興を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

(1) 町道

- ① 社会資本整備総合交付金事業窪舎 1 号線改良舗装整備
- ② 社会資本整備総合交付金事業前浜地区道路改良整備
- ③ 社会資本整備総合交付金継続事業上田線及び那間茶花線の改良舗装整備、供利茶花線の一部及び与毛田橋架替舗装整備
- ④ 瀬名 2 号線舗装整備
- ⑤ 千迫線の改良舗装継続整備
- ⑥ 兼母 2 号線の改良舗装継続整備
- ⑦ 町道の部分改修や路肩法面・路面補修等の維持管理と点検、整備
- ⑧ 町道等の改良整備に伴う適切な登記嘱託事務の促進

(2) 県道

- ① 茶花小学校前交差点改良及び未改良区間の事業化推進
- ② 空港茶花線の改良整備

(3) 茶花地区排水路対策

平成 31 年度は、茶花信号機付近の湛水対策として暗渠を整備します。
また、ウプインジュの一部を改良する事業計画及び上流域からの流入を抑制する対策を進めてまいります。

(4) 無電柱化の推進について

鹿児島県無電柱化推進協議会において県や関係機関と協議し、無電柱化の計画的かつ円滑な推進に努めてまいります。

(5) 港湾・空港

県と連携し、与論港における運行船舶や旅行者及び荷役作業等の安全性と利便性、円滑化が図られるよう、港湾施設の整備を推進してまいります。

また、与論空港については、空港施設のより一層の安全性が図られるように努めてまいります。

- ① 与論港岸壁面のエプロン補修、用地舗装
- ② 与論港における安心安全な港湾施設の整備推進
- ③ 与論空港における、要改善箇所の改修や空港の安全利用のためのエプロン拡張の推進
- ④ 与論港コースタルリゾートの飛砂対策の継続

2 住宅の整備について

町内の公営住宅の需要や町営住宅の老朽化に対応するため、民間賃貸住宅の需給状況等を考慮しつつ、町営住宅の整備を推進してまいります。

- (1) 瀬良座住宅改修事業（１号棟）
- (2) 西区団地設計業務委託
- (3) 耐震改修促進計画の推進
- (4) 家賃収納事務の更なる合理化
- (5) 与論町空き家バンクリフォーム補助事業

3 水道事業について

水道事業については、公営企業として持続可能な事業経営を維持するため、効率的な経営体制の確立によるコストの削減、安心安全な水道水の安定供給に向け、次のことに取り組んでまいります。

- (1) 水質の安定
 - ① 淡水化施設の保守点検の継続実施
 - ② イオン交換膜の洗浄、取替の実施
 - ③ 水質検査の定期的な実施
- (2) 経営の安定
 - ① 流量監視システムによる流量の監視、漏水調査の徹底
 - ② 建設・改良による老朽管路の布設替え
 - ③ 道路改良に伴う管路更新
 - ④ 収納（未収金）対策の実施
- (3) 施設機械機器の整備
 - (ア) 自家発電機等の更新及び修繕
 - (イ) 水中ポンプ等の取替え

4 農業集落排水事業について

農業集落排水事業について、次のことに取り組んでまいります。

- (1) 管理運営
 - ① 2020年度新規機能強化対策事業の準備
 - ② 施設機械の点検整備の充実
 - ③ 放流水質の適正管理による環境汚染の防止
 - ④ 加入率の促進及び収入の確保

5 環境保全について

環境保全については、第5次与論町総合振興計画に沿って、次のことを推進してまいります。

- (1) ごみ処理
 - ① 適正なごみの分別意識や不法投棄防止等の啓発
 - ② リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利

用)の「3R運動」の推進による循環型社会の構築

③ 町内で排出される家庭生ごみを含む可燃ごみの排出抑制対策研修会の実施

④ ごみ焼却処理施設（与論クリーンセンター美ら島）の適正管理及び長寿命化対策

(2) し尿処理

し尿処理施設建設に向けた測量・地質調査、用地購入及び基本設計、発注支援業務を実施。また、合併処理浄化槽の年次的整備（国庫補助事業）を継続実施し、住環境整備、地下水の水質保全を図ります。

(3) 美ら島づくり

花と緑豊かな島づくりのため、各自治公民館等と連携を図り、町全体の取り組みとなるような花苗の提供や、島のイメージ（観光地）にふさわしい花木の植栽・沿道の緑化整備を推進し、自然と環境に対する意識が高まるよう進めてまいります。

6 消防防災・防犯・交通安全について

消防防災・防犯・交通安全については、次のことに取り組んでまいります。

(1) 消防防災

① 広報活動や防災訓練等による町民の防災意識高揚の推進

② 新防災行政情報伝達システムの構築による防災体制の充実

③ 災害に強い町づくりや災害発生後の早期復興を目的とする国土強靱化地域計画の策定

④ 各自治公民館の自主防災組織と連携した防災訓練の実施

(2) 防犯

① 防犯灯の維持管理等

② 警察及び与論町嶋中安穏協会との連携した啓発活動の展開

(3) 交通安全の推進

① 警察、県交通安全協会与論地区協会等の関係機関と協力した各種啓発活動の展開

第IV 教育・文化

本町の教育は、日本国憲法並びに教育基本法の理念、県の教育方針、地区教育行政の教育目標に基づき、第5次与論町総合振興計画を踏まえ、国際化・少子高齢化・高度情報化など変化の激しい社会に即応できる能力の伸長を図り、心身ともに調和のとれた人材の育成に努めます。

学校・家庭・地域社会等との一層の連携を図り、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を目指し、「個性が輝き島が輝く 誠の教育」をキャッチフレーズに「与論町の教育的な伝統や風土を生かした誠の教育・生涯学習」を推進します。

そのために、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」「社会で自立できる生きる力を育む教育の推進」「開かれた学校・信頼される学校づくりの推進」「地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進」「生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興」を重点施策として掲げ、教育委員会の活性化を推進し、教育行政の充実を図ります。

1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

基本的な生活習慣を身に付け、法やきまりを遵守し、規律ある適切な行動ができる主体的・積極的な人材を育てることが重要です。

本町は、「誠の島」と謳われ、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠」と讃えられている美しい自然と風土があります。この環境を生かし社会でたくましく生き抜くために、他人を思いやる心や夢や理想を持ち、粘り強く学び努力する礎となる体力・気力を醸成する教育を推進します。

2 社会で自立できる生きる力を育む教育の推進

子どもたちが、グローバル化し変化の激しいこれからの社会で、適切に対応して生きるために、主体的・対話的で深い学びの充実、ICT教育や幼児教育の環境整備を推進し、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

特に、「自主学习推進プラン」の推進に努めます。

また、本町で継承されている伝統文化を尊重し、それらを育んできたふるさと・郷土や国を愛し、誇りにする態度を養うことや、望ましい勤労観・職業観を身に付けるためにキャリア教育・進路指導の充実に努めます。

さらに、情報教育や環境教育などの社会の変化に対応した教育や特別支援教育など、子どもの状況に応じた教育の推進にも努めます。

3 開かれた学校・信頼される学校づくりの推進

学校の教育活動を適性にするため、保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を聴くことができる、学校評議委員の活動の充実に努め、安全で安心して学べる教育環境の整備を行う開かれた学校づくりを推進します。

また、教職員の資質向上に努め、学校運営を充実させるとともに、PTA活動の活性化を通して保護者・地域との連携を深め、安全・安心な信頼される学校づくりを推進します。

さらに、こども園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携、教育委員会との連携を充実させ、心の教育、ユンヌフトゥバ学習、英語学習などにおける一貫した教育の推進が図れるようにします。

少子化に伴う学級減に歯止めをかけ、中学校・高等学校全学年2学級維持を図る取り組みを推進するとともに、一人ひとりの進路実現につなげる魅力ある学校づくりを行うために、与論への中高生の留学制度の周知や小中学生の交流体験事業の充実に努めます。

4 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興は、地域・保護者の担う役割が大きいものです。本町は、PTA活動が活発であり、伝統、体育・スポーツ・文化的な地域行事も受け継がれており、子どもを「島の宝」として地域で育てる風土が残っています。

今後も、種々の団体・グループ、コミュニティ、関係機関等の活性化、さらに相互の連携の充実に努め、地域全体で子どもを守り育てるための取り組みを推進します。

5 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所でスポーツや文化について学べる環境づくりを目指します。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に必要なものです。そのためスポーツ施設の整備と幅広い年齢層にわたる活用を推進します。

また文化財については、与論城跡の国指定に向けた調査事業を行う等、保存活用の取り組みを推進し、町民への啓発活動に努めます。さらに「危機的状況にある言語・方言サミット」への継続的な参加を行い、郷土の伝統文化や文化財を守り育てる活動を充実・発展させます。

連合青年団、壮年会連絡協議会、地域女性団体連絡協議会の育成と積極的な活動推進に努めます。

第V 町政運営の推進体制

行財政改革等を柱にした町政運営の推進体制については、主な事項として次のことに取り組んでまいります。

1 行政改革等について

- (1) 効率効果的な組織体制と意思決定や合意形成機能の強化
- (2) 定員適正化と組織改革・人材育成
- (3) 働き方見直しと事務の改善
- (4) 行政改革を実現するため「与論町行財政改革大綱（第４次）」の策定

2 財政改革について

- (1) 縮小社会に適応する公共施設の最適化
- (2) 効果的、効率的な公共施設の利活用の推進
- (3) 資産の処分促進と有効活用
- (4) 自治体の自立と発展の根幹をなす財政の健全化

①財政規律の確立と定着

②歳入の確保

③歳出削減の徹底

3 住民参加の体制強化について

- (1) 週報やホームページ等の情報公開による外部意見の収集及び提言等の反映
- (2) まちづくり懇談会の実施
- (3) 自治公民館連絡協議会との連携
- (4) 社会的課題を解決するための民間企業、NPO、多様な主体との連携

むすびに、以上、平成３１年度の町政運営に係る基本的方針と当初予算の概要等について御説明を申し上げます。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層の御理解と御指導・御鞭撻を衷心より重ねてお願い申し上げます。平成３１年度の施政方針とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 町長の施政方針の説明を終わります。

暫時休憩します。１０時３０分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午前１０時１９分

再開 午前１０時２８分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第５ 議案第１号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第５、議案第１号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、国が進める働き方改革として民間労働法制の改正が、本年4月1日から施行されることになり、国家公務員についても人事院規則で超過勤務の上限時間を定めるなどの措置が講じられます。

地方公務員についても、改正人事院規則の内容を踏まえ、時間外勤務命令の上限を定めるなどの所要の措置を講じる必要があるため改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番。

○3番（川村武俊君） この中に、正規の勤務時間以外の時間における勤務時間に関し必要な事項は規則に定められていますが、その内容はどんな内容ですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

本条例の改正につきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項について規則で定めるということで、この規則の内容につきましては、主に時間外勤務命令の上限額が定められてきています。月45時間以下、年360時間以下となっています。そして、特殊な業務、例えば単一的な業務といいますか、災害とかそういった業務に携わる場合は、月100時間未満、年720時間以下、それから1カ月から6カ月平均80時間以下等について、細かく時間外勤務命令の上限、職種によっていろいろ上限が規則によって定められることになってきています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） たぶん、これは働き方改革の一環として今過労死等を出さないためのような法案だと思っていますが、先ほど総務企画課長からお答えがありましたように、45時間以下、例えばこれは月をまたいで例えば70時間の勤務になる可能性がありますよね。例えば1月の後半に45時間、そうやって2月の頭に45時間すれば結局90時間という形になるんで、月をまたげばそういった形に、過労死ラインという形になってくると思うのです。例えば、1カ月においては45時間と納得できるんですけども、2カ月の月をまたいでやれば、そういう可能性、働か

せ方というのも出てくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 月においては45時間以下となっていますが、年におきまして360時間以下ということで、月をまたいでそういったことも考えられますが、この年360時間以下という範囲内で考えるということになるのです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） やはりこれは気を付けて施行しないと、大変なことになると思うんですね。過労死の問題とかで出てきますので。ですから、やはり月を連続してまたいでやることに注意していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 労働基準法においては、各企業とかではこういった働き方改革によって罰則規程等が制定されているようですが、地方公務員に関しましては、いろいろな職員へのケアといいますか、そういったのをしっかりやりなさいということで、そういった職員が今後また出た場合は、やはりその職員に対するそういった健康状態の管理だとか、また本来その職種に対して職員配置するとか、いろいろなことでやはり個人的に負担が掛かっていかないような対応が必要かと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第2号 与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議案第2号「与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第2号、与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行に伴い、与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 総務企画課長にお聞きします。今まで台風災害とかありましたね。その中でこの資金を活用した町民がおられると思います。そこで、その返済にあたって滞りなく返済されているのかどうか、これを確認してみたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） お答えいたします。

平成24年、25年の頃の分につきましては、今年度あたりからまた返済が、一応3年間の据え置きとなっていますので、これから始まるころなんです、実はそのずっと以前のが滞っている分がございまして、その点をどうするかという懸案は確かにあるところです。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） いつもこれ考えることなんです、この保証人の問題もあるんですね。この保証人を削るとか書いてありますが、こういうことに関してはしっかり徴収しないとずるずるずるずるずるとなっていくって、あとはもう借りた人が亡くなら

れて、それもほかの町民に非常に負担をかけることになると思うんです。だから以前、沖永良部台風というすごい台風が与論に発生しました。そのとき当時の町民生活課長が、立長の亡くなられた西さんでしたが、その頃にその資金を借りた方々が、いまだに返納されていないということを耳にするんです。だからそういうことについて担当責任者である課長は、借りた以上は返さないといかんわけなんです。だから銀行から金を借りたら差し押さえが来るわけでしょう。そういうときに町から借りた場合は何もないというそういうことは、本当に不公平だと思うのです。だからこそしっかりした対応をしないとずるずるずるずるなっていて、今課長が言われたことは、僕は前の体制からそうなっているということだと思うんです。そういうことからして、しっかりした滞納を徴収していただきたいと今質問したのですが、今後どうしますか、どうですか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） お答えいたします。この条例の一部の中で保証人を削りとありますが、これは第15条償還等の中の「保証人」を削るという意味でございまして、保証人そのものを無くすということではございませんで、改めて利率及び保証人のところに第14条のところに、第2項、「災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。」そして第3項、「前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。」と謳われていて、それをまた追加で謳うわけでございまして。実はその今までの利率、償還の3年間猶予した後、その後の10年間で返還していくわけなんです、それが今まで年5%だったのですかね、それを今度から法律改正しまして3%以内で町で決めていいということになりまして、それで施行規則の中で1%というふうにさせていただきました。これとあとまた10年間の償還期間を過ぎてもまだその滞納が残った場合には、さらにプラス5%の利率がまたかかることになっています。

○8番（野口靖夫君） それは分かるから。だからそれを今後どうするかということを知っているのよ、僕は。

○町民福祉課長（田畑文成君） そうですね、そこは大変難しい問題でございまして、かなり年限が経っている滞納分がございまして。

○8番（野口靖夫君） でしょ。

○町民福祉課長（田畑文成君） はい。それをどうするかというのは、非常に検討していかなくてはいけない部分が確かにございます。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） それは難しい問題じゃないわけよね、それ。貸したわけだから。

貸した分は取らないかんわけでしょ。その大昔のことだからもうそれこそ時効になりますよ、それ。ね、不納欠損で処分しなければならないことになりますよ。だからそういうことがあるから、町民から不公平だということが言われているわけよ。行政としてはその不公平と言われた以上はですよ、しっかりそれを正すのが行政の仕事だ。だから議会からも言われているからあなたたちが言うべきなわけ。しっかりした対応をしていただきたいということを申し上げたいんです。答弁はいらないので、そこをお願いしますね。終わります。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２号、与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号、与論町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第３号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第７、議案第３号「与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一

部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、所得税法の改正により「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」に名称変更されたことと、町県民税の確定時期に合わせて更新日を8月1日とするために条例を一部改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第4号 与論町敬老バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議案第4号「与論町敬老バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第4号、与論町敬老バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、交通弱者対策の一環として、これまで定期バス路線近隣住民が多数を占めていた敬老バス乗車券利用状況等を踏まえ、現行の定期バス路線のみで利用可能な乗車券を、タクシー利用時においても利用可能とすることでサービスの範囲拡大及びバス路線から遠隔地に居住する高齢者でもサービスを利用できることにより、これまでのサービス受給に対する不公平感解消も含め改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番。

○5 番（高田豊繁君） 私はこの件に関しまして、山町長になられましてから一般質問で質疑をして要請をした件でございまして、町民福祉課でいろいろと思考を凝らして今日に至ったかと思ひまして、まず評価したいと思います。

そこで、私はかねてからこういうふうに言っているんですが、このバス路線にいる方々、例えば大田議員とか、林敏治議員のところも、すぐに出れば10メートルぐらいでバス路線がありますよね。その方々はその金額のことでいいですよ、与論病院とかあるいAコープに行くとする。それぞれどのくらい月に移動されるかわかりませんが、タクシーを乗る人とのバスに乗る人とは全然単価が違うわけです。町長で言えばそうですが、町岡教育長のようにバスの通ってないところからの高齢者というのはやはりこれは、そうすると僕はそこに不合理性不具合があると僕は思うんですよ。だからこの条例そのものはいいいとして、その交付金額をやはり色を付ける必要があると。これが大きな前進だと思いますが、この交付する前は、そこら辺を強く理解してもらいたいなというに思いますが、町長がいかがですか。町長のおっしゃるとおりだから、町長の政策としてお伺いしたいなと思います。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 確かに今回のこのタクシーの件につきましては、そういった問題も出ました。しかし、バスについては乗り合いで、要するに集団的に利用ができるということが前提でしたので、タクシーもできたら、向こうから例えば叶公民館から与論病院まで、仮に800円掛かったとした場合に、4人で利用すれば要するにタダで行けるという計算になるわけですよ。だから個人で利用した場合には差額分が出るわけなんです。その辺の利用体系については、また一旦この条例を施行しながら問題等はまた考えてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5番（高田豊繁君） それは、酒飲んでから4人で乗って帰ると少しは割り勘になります。それと同じように。だけどその病院に行くとかそれはまたね、やはり高齢者の方からの質問は、まだなかなか進まないところがあるんじゃないかと思いますので、そこら辺はやってみながら、やはり施行してみながら考えていく必要があるなと思いますので、これはそういう旨、私から意見があったということで御留意いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、与論町敬老バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、与論町敬老バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第5号 与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議案第5号「与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第5号、与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

町営コテージ村を利用者が夏の暑い日や冬の寒い日にも快適に利用できる施設とするため、冷暖房設備の設置に伴い使用料を定める規定を追加するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第５号、与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号、与論町百合ヶ浜キャンプ場・コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第６号 平成３０年度与論町一般会計補正予算（第１０号）

○議長（福地元一郎君） 日程第１０、議案第６号「平成３０年度与論町一般会計補正予算（第１０号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第６号、平成３０年度与論町一般会計補正予算（第１０号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、町税、固定資産税１８７万４０００円、県支出金、

総務費県補助金１億１４２９万８０００円、町債、緊急防災減災事業債８０００万円、一般単独災害復旧事業債２８３０万円などを増額し、国庫支出金、水産基盤整備事業補助金１０７０万７０００円、繰入金、財政調整基金繰入金３３９９万１０００円などを減額計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費、地域イントラネット基盤整備事業費３４２６万円、農林水産業費、耕地管理総務費１０８２万６０００円、消防費、消防施設費１億９９００万円、教育費、中学校総務管理費１２２７万円などを増額で計上し、総務費、与論町役場新庁舎整備事業費２８３６万８０００円、農林水産事業費、漁港管理費９１５万７０００円などを減額計上しています。

歳入歳出予算それぞれ１億７０５５万７０００円を増額し、一般会計予算総額４７億１４３万２０００円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

８番。

○８番（野口靖夫君） ２点について質問させていただきます。

まず３２ページと３４ページ。３２ページからお聞きしたいと思います。この常備消防費のところですが、ここに１７０万２０００円の補正が組まれています。これが沖永良部与論地区広域事務組合への追加負担金ということですが、何の追加負担金なのかということが１点。もう１点は、消防施設費ということで先ほど町長から御説明がありました１億９９００万円の補正が組まれておりまして、これは町単独工事費として大体２億円。そこで財源がいわゆる国県支出金が１億２０００万円、そして詳細が８０００万円ということで、この中身をちょっとお示しいただきたいということが第１点ですね。

もう一つ、先ほど言いました３４ページについてお聞きいたします。３４ページについては教育費です。この教育費の総務管理費の中で、国庫補助工事費ということで１０００万円計上されておりまして、また与論中学校の空調設備工事で１１７万９０００円計上されています。そこでお聞きしたいのは、この補正額が１２００万円ほどありまして、そこでその財源内訳が国県支出金として４００万円相当、そして地方債で８００万円計上されていますが、これは国庫補助工事でありながら国県支出金が４００万円ほど、そして地方債が８００万円ということで、これは整合性がとれないような感じがするんですが、その財源のところの中身を詳しく御説明いただければということです。ですから、この２点についてお聞きしておきます。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 私からは第1点目の件についてお答えいたします。

まず、常備消防費の一部事務組合負担金、沖永良部与論地区の追加負担金についてです。こちらにつきましては、昨年の台風24号に伴います被害が無線機器に被害が生じたということで、この補償の費用のための追加負担金ということでございました。それから、消防施設費の与論町防災行政情報伝達システム整備事業の2億円ですが、こちらにつきましては、現在中山間事業で今の防災無線が整備されてきたわけなんです、昨年度落雷等で不具合が生じたということ、それから台風24号で専用線が切断されて防災情報の伝達が一時できなかったということがございました。いろいろまた塩害等で老朽化も進んできているのですが、それとそういった状況、それから財政面におきましては、奄美群島振興交付金事業の6割補助を今回申請したところ、6割が当期の補助ということで申請したところ、可能であるということ。それから、緊急防災減災事業債が平成32年度で終了するというところで、いろいろ財政面の点からしても今回申請したほうが財政的にも有利であるということと、それからもう一つ、新スプリアスというので情報通信機器の改正がありまして、それが今の機器では平成34年度までしかこの設備は運用できないということもありまして、では新庁舎に合わせて今回の操作卓も新庁舎にやったほうが、いろいろな面で有利ではないかということで、今回計上させていただいています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 池田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田憲司君） お答えいたします。

これは、工事請負費の中の国庫補助工事費ということで、ブロック塀のフェンスの撤去が120万6000円、それから与論中空調整備が1177万9000円とあります。それと委託料に空調設備の関係で162万1000円ということで、これのトータルの関係の起債と国庫支出金ということになっています。詳しくは、国庫補助率が33.3%になっておりまして、ほかの財源につきましては、交付税で残りの起債分の60%は交付税として返ってくるということです。実質の地方負担といたしましては、26.7%ということで、そのような計算を計上してございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 総務企画課長の答弁の中で、その台風災害によって防災無線等がちょっと故障していた、それを沖永良部与論地区広域事務組合に一部負担するんだということが今言われましたが、それどこ、与論ですか、沖永良部ですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 沖永良部のほうの音声機ということです。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） 私がなぜこういうことを言うかといいますと、今課長は頭を痛めておられると思いますが、この我々の広域事務組合の負担金が与論は少ないということでやんや言われて、沖永良部から。そう言われる中でこういうことが大体起きているのは、面積の大きいところは必ずそれだけの被害が出ますよ。それで被害が出る割合を全部で負担するわけでしょう。そういうことも頭の中に入れておかないと、私が言っているのは、そういうときは与論も出して当たり前だということを言ってくる。だけど本当にその防災無線を設置するときでもそうだったんですが、同じような均等割みたいな感じでやってくるのです。向こうは。そういうことも考慮に入れて我々も考えていかないと、この負担金についてはですよ。これで考えても出さないということじゃないですよ、私が今言っているのは。そういうことも我々は主張すべきではないかと思うから申し上げているんです。ただ単に、普通の均等割であったから何だかんだと馬鹿みたいなことを言っていますが、沖永良部のほうは。そういうことにやはり我々も具体的にどういうことからこうなるかということをやはり主体的に普段から考えておかないと、こういうことが必ず起こってくるということも念頭にに入れていただきたいということが一つ。

それとその消防施設ですが、これは町単独で、これ補正で考えるべきものなんだろうかということを考えるんですよ、僕は。補正で考えなければならないものなのかどうかということで、もう一度お聞きしたいんですが。これ補正に則しているものか、それとも当初予算で考えるべきものなのか、この辺どうですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 奄美群島振興交付金につきましては、特に今回約5億円ほど補正がなされていますが、その補正に関しては特に防災に関する内容、それからあとは農業、それとある意味特定された事業に関して補正がなされているということで、当初にもし出したとしてもこの防災関係は厳しい状況であると考えています。今回そういったことで補正に防災無線ということで申請しました。これは実は2億円今回補正があがってますが、次年度2億円ということで、総事業費としては4億円になりますが、平成30年度の補正予算で平成31年度で2億円の工事をするとということで、補正対応による事業設定ということになります。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） 分かった。先ほど教育委員会の池田局長から説明がありましたが、今その中身は分かりました。そこで、今800万円というものがある程度交付

税で返ってくるということですので、そこら辺がちょっと分からなかったもので質問したんですが、本当にどうですか、本当に返ってくるものなのか。もう1回確認しておこう。

○議長（福地元一郎君） 池田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田憲司君） 国のほうでは、そのように町には文書がまいつています。実際に来ているかについては、私は財政のほうでしか分からないという気持ちです。

○8番（野口靖夫君） 分かりました。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。5番。

○5番（高田豊繁君） これ野口議員と重複するのですが、教育費の今さっきの中学校の空調工事ですが、これはもう政府からそのようにすべきだという施策が出されまして、これに付随して補正が出ているかと思いますが、これは大変すばらしいことだと思って。これを見逃さないでこれを捉えたという教育長の先鞭性に非常に敬意を表するところですが、小学校はどうなるんでしょうか、教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 小学校につきましては、これの検討をしたときに、今後3校の老朽補修事業も今耐震面も含めて教育施設については検査をしています。そういうものに基づいて、今後の老朽対策もしていく中でこのことは捉えていこうということで、公益に資するために中学校のみからいこうという決断にしていますので、小学校は今後考えてまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） この茶花小も那間小も非常に躯体がある記憶が、あるいは耐震上の問題があるというのは指摘されているのですが、これ以上にこれまでもう10年余り先延ばしされてきているんですよ。これは前の教育長、その前からなんですが、そういう非常に先送り先送りがされている中で、今の御答弁ではこれはいつになるかというのが懸念されるんですが。例えば基本計画がもう目の前に来ているんだったら、今の御答弁で私満足するんですが、これいつになるか分からないというようなのがやはり見え隠れするんですが、具体的な那間小あるいはその茶花小のその老朽化対策、耐震化対策は、そのプランニングとしてはどうなっていますか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今、委託をして検査をしていますので、やがて総合的な検査結果が届くと考えてもらって。それによって重点的にどれからいくかというのが非常に問題なんです。天井とか剝離で落下していたり、壁の剝離もあったりするので、そういったものも含めて優先順位も本年度中にははっきり出ますので、そこで計画を

してまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） この子供たちを安全に勉学をさせる意味におきましても、このやはりクーラーの設置というのはこれはもう全国的に不可欠です。特に鹿児島県、沖縄県は全国でもそういう低緯度地方にあたるわけですので、少子化の対策もさることながら、またその教室のそういった危険性の除去もさることながらこの空調に関しましては、やはり中学校と足並みを揃えて、早めに対応していただきたいなと思います。この与論高校については、これはPTAのその50周年記念事業で集めた金でされていますから、そういうことで小学校についてはなるべく早くこの対応をしてもらいたいなと思います。

それから、ついでに申し上げますが、給食センターの空調についてはどうなったですか。池田局長。

○議長（福地元一郎君） 池田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田憲司君） 給食センターの空調設備につきましては、春休みの期間中で旧庁舎のクーラーを移設する予定にしておりますが、その見積もりを業者をお願いしておりましたが、なかなか仕事が忙しくて出てこなくて、今その業者ができないものですから、予算の計上が今回できなくて、実際できる業者をあたって見積もりをとりました。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） 池田局長がもう今月で辞められるということで、非常に私は意気消沈しているのですが、辞めていかれる局長にやはりこのすばらしい花道で私は去っていただきたいというのが本音でございまして、もうすぐ春休みですから、やはり工事というのはそんなにかからないと思うんですよね。コンプレッサーとかも屋外だし、この送風機を屋内に取り付けて穴をあけて電源を引っ張ってきて、コードを引っ張ってきてそれでいいじゃないですか。これは業者が忙しいからということだけで、この答弁、その言い訳にはならないと思いますので、もっとこの計画的に、この時期でないといけないということを教育長から、これはやはりそういった指導といったらちょっと圧力的な言い方だからあまりよくないと思いますが、やはりその委員会内できちんと教育されまして、このプランについてはずっと前から私も総務委員会で現場に実際行って、こういうふうにしましょうかということで合議しているのですから、ひとつ遅れがないように、子供たちの給食を出すということはこれは大変重要なことですので、それとそこで作業をされる方々は暑い中で仕事をされるわけだから、もっと早めにこういうことはやるべきだったんですが、私どもがやはり気づくのも遅くて、非常に申し訳ないという気持ちもあるわけなんです。

で。これは、教育長の然るべき合理的に進めていただきますようによろしく願いしておきます。

○議長（福地元一郎君） 7 番。

○7 番（大田英勝君） 26 ページの畜産振興費の件なのですが、全国和牛能力共進会推進事業補助金についての説明をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

19 の負担金、補助及び交付金の 20 万円ですが、この全国和牛能力共進会推進事業費というのは、実をいいますと、第 12 回の全国和牛能力共進会が平成 34 年度に鹿児島県で開催されます。これは全国的な大会でございまして 5 カ年に 1 度の大会ですが、平成 29 年度に鹿児島県もグランドチャンピオンをいただき、いい雰囲気になってきている関係で、平成 29 年度に 15 万円、そして平成 30 年度に 4 頭分で 20 万円を鹿児島県から頂きまして、それに向けての優良親牛をつくる事業です。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 7 番。

○7 番（大田英勝君） 分かりました。頑張ってくださいと思います。

それと、これは 7 ページの繰越明許費のところで、土木費で町道改良費が 5 件繰越明許となっていますが、今後の事業展開の中身、いつ頃までに事業が終了する予定になっているのか、その点について説明をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 今の御質問にお答えいたします。

5 件計上させていただいていますが、町道千迫線につきましては、190 メーター改良する予定ですが、これにつきましては用地交渉、用地の登記簿関係におきましてちょっと時間を要したことから、来週の 3 月 20 日に入札を予定しております。7 月までには終わりたいということにしております。あと町道上田線につきましては、100 メーターほどです。これにつきましては発注済みで、5 月末に終わる予定をしています。そして町道船倉茶花線改良舗装事業につきましては、県道と茶花小学校前の交差点改良事業でございまして、県道の事業と合わせて 1 月に発注してございまして、これにつきましては 8 月に完成を予定しています。そして町道供利茶花線につきましては、信号機の与毛田橋の架橋替工事ですが、これにつきましては用地買収で今できておりませんので、その件につきましては、55 万 1000 円の繰り越しということで、4 月から 5 月に用地交渉をしまして契約を締結したいと思っています。そして町道前浜線改良舗装事業につきましては 338 万 4

000円につきましては、平成30年度に業務委託を発注してございます。その分の入札執行残ですが、その分を明許繰越としまして、護岸のかさ上げ事業に今後契約してまいりたいということで、これにつきましては、平成31年度内に完成したいと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに。2番。

○2番（沖野一雄君） 私からは予算編成のあり方とか、執行の仕方について大きな点を二、三お聞きしたいと思います。時間が迫ってきたのであれなんです、本当は細かいところまでいっぱい聞きたいんですが、大きなところだけ。

まずは6ページの継続費の補正、教育費関係の多目的運動広場整備事業費なんです、継続費を新たに新年度に予算化するというので、補正後のところで平成31年度に2000万円新たに組まれているのですが、平成30年度で事業が終了するのかと思ったら、平成31年度までまた掛かるということで。ランニングコースの整備の件だと思うんですが、このあたりの説明を簡単にお願いします。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） お答えします。

現在、平成30年度のランニングコースの工事が、3月20日前には終わる予定でいるんですが、当初から計画しておりました直線の終点までの工事で2000万円ほど延ばす予定で今進めています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 計画どおり進んでいなくて追加が出てきたということなんでしょうが、このあたりしっかりと今多目的運動は広場みんなが注目していますので、しっかりと早めに整備をしていただいてみんなが利用できるような施設にしていきたいと思います。執行部の頑張りを期待したいと思います。

次に、繰越明許費ですが、先ほど大田議員からいろいろありましたので、私は簡単なところだけお尋ねしたいと思います。最近、繰越明許が増えてきて、その背景にはいろいろな事情があるかと思いますが、先ほどの町道であれば、用地交渉とか入札が遅くなったとかあるいは最近の人手不足というか、業者のなかなか手が回らないといういろいろな事情があるかと思いますが。しかしながらやはり町の業者の予算というのは、単年度で会計年度独立の原則というのが原則ですので、この繰越明許というのはやはり会計年度独立の原則の例外措置ですので、是非そのできるだけ繰越明許にならないように年度内でしっかり事業を執行できるような形で頑張りたいと思います。

ちょっと確認したいんですが、消防費の防災行政無線伝達システム整備事業、先

ほどから質問が出てますが、平成30年度の分は2億円繰り越し、平成31年度にまた2億円また更に出てきて、計で4億円の契約になるということで、債務負担行為の設定がされているのですが。これの平成30年度は繰越明許になって、新年度までの一括契約ということで多分4億円一括して契約することになるかと思うんですが、既に新年度の予算でも2億円計上されているし、平成30年度の契約もこれちゃんと予算化がこの補正予算書でなされていますので、両方とも今度議決が済めば契約できると思うんだけど、そういう意味ではあえて債務負担行為でなくても予算化が認められて、この議会で当初予算まで含めて議会が通れば、そのままその平成30年度内で契約ができれば、債務負担行為の設定はいらないのかなと思ったりするんだけど。平成30年度の事業の質と平成31年度の事業の内容の質が、平成31年度は総務省の法改正でちょっと変わってきて、内容が違うということでこういうふうな予算編成にならざるを得ないのかとも思うんだけど、そのあたりちょっと分かりやすく説明してください。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この防災行政システムの場合は、単年度でできるという内容ではなくて、やはり2カ年ぐらい設計施工型を予定しているのですが、長期間かかるということを想定しています。今回奄美群島振興交付金、先ほど5億円ということで議会を通してますが、今回2億円、来年の平成31年度の当初ではなくて平成31年度の補正予算を広域事務組合にはお願いして、そちらのほうで2億円ということで予定しています。今回4億円を要求したかったのですが、要求はしているんですが、予算上は単年度で前期の工期半分といいますか、そういう資質で計画している関係上、そういうふうになってございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 平成31年度の当初予算に2億円計上されていると思ったんですが、私の見間違いなんですかね。最初から2年間見込まれるということであれば、むしろ債務負担行為というよりも継続費で計上すべきだったのかなと思うんですが、そのあたり継続費の設定と合わせて検討された結果なんですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 当初に2億円は計上してございます。実際は平成31年度の奄振の補正予算ということで考えてはいますが、4億円で契約をすることになりますので、それでは契約ができない状況ですので、当初に実際平成31年度の奄振負担として措置されないと、交付金は本当は当てにはならないのですが、契約上当初に組んでいます。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 本当は深く議論したかったんですが、時間的なことも迫っていますので、この件で1 件だけ確認させてください。先ほど野口議員から質問がありましたが、3 2 ページの今のところのこの事業で、国県支出金に1 億2 0 0 0 万円入っていますよね。としながら、歳入のほうの1 億2 0 0 0 万円はどこにも出てこないのですが、国庫支出金や県支出金のところに出てこないんだけど。これは歳入で上がっていますか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 歳入は1 4 ページの1 総務費、県補助金ということで、ほかにもいろいろ事業がある関係でまとめた形になっているんですが、奄美群島成長戦略推進交付金の1 億1 4 2 9 万8 0 0 0 円に含まれています。

○2 番（沖野一雄君） 分かりました。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） ちょっと時間がせまって焦っているんですが。3 0 ページのこれは観光振興費の中の、3 0 ページの中ほど負担金、補助及び交付金の中でヨロ民泊受入体制整備事業4 5 0 万円減になっているのですが、これは国庫補助の事業ですよね、国庫補助が国県支出金に計上されてます。もちろん減額になったということで。国庫補助金がせっかくあるのになぜ執行残がこれだけあるのかというところ、残念だなという気がするんですが説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。

これは、奄振事業で1 0 0 0 万円の要望をしていたところですが、当初、地方創生交付金事業で全体的な施設の補修とかはできたのですが、この奄振事業においては水回りのみを対象とする事業になりました。その中で募集をかけて二次募集までかけたのですが、一応5 件ということで約5 0 0 万円ほどの執行残になったところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 結果的にそういうことであればしょうがないでしょうけども、しっかり次年度以降こういった事業を有効に活用していただけるように努力を要請したいと思います。

あと1 点だけ、また再び総務企画課になってしまいますが、1 8 ページの地域インターネット基盤整備事業の中で、修繕料ということで壊れたということで修繕料が上がっているのですが。特定財源の歳入のところに地方債3 2 1 0 万円、これは

多分一般単独の災害復旧事業債かなと思うのですが、16ページの起債額の歳入と数字がちょっと合わないんですが、これは何か調整をされているのですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この修繕料については、台風24号に伴います光ファイバーの修繕料ですが、一般単独事業債の中には光ファイバーもありますが、ほかの今の災害も含めてございますので、若干数字は異なっています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 結構です。最後に細かいところで申し訳ないんですが、26ページの農業総務費の負担金、補助及び交付金、利子補給補助金農業施設普及支援事業となっておりますが、多分間違いだと思うんですが、ちゃんと正式な事業名を使っていたかと思いますが、農業施設普及、普及啓発の普及という字になっていますが、これ多分、債務負担行為にも出てきましたが、台風災害等の台風災害復旧資金利子補給事業だと思うんですよね。分かりますかね。こういうところしっかりとやっていただきたいと思います。この予算書を見ている方は、これは何の事業かなと新しく出てきたのかなと思ってしまいますし、ちゃんと債務負担行為のところに出てきますし、また来年またそういうのが出てきますので、しっかり事業名を間違わないようにお願いしたいと思いますが、一応確認だけさせてください。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） すみません、私たちのほうでちょっと確認不足で、復旧で訂正をお願いします。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。4番。

○4番（林 敏治君） 最後に、28ページの経営体育成支援事業について206万9000円、これについてちょっと御説明を。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。

国の災害対策事業で、台風24号によりまして牛舎が1件、倉庫が2件、計3件での台風24号で被災した支援関係の事業です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） あまり自信のない答弁ですが、それでいいですか。よければいいですが、はい、以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成30年度与論町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第7号 平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（福地元一郎君） 日程第11、議案第7号「平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第7号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の国民健康保険税を178万5000円減額、一部負担金を4,000円減額、県支出金を27万5000円増額、諸収入を3万3000円増額計上しています。

歳出は、保険給付費の療養諸費を8万円増額、移送費を8万円減額、出産育児諸費を4,000円減額、保健事業費を147万7000円減額計上をしています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成30年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第8号 平成30年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）

○議長（福地元一郎君） 日程第12、議案第8号「平成30年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第8号、平成30年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の使用料を6,000円増額、一般会計繰入金を7万1000円減額計上しています。

歳出は、総務管理費を6万5000円減額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、平成30年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成30年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第9号 平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福地元一郎君） 日程第13、議案第9号「平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第9号、平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の主なもので保険料3183万9000円、支払基金交付金1518万3000円、県支出金203万9000円をそれぞれ減額計上し、国庫支出金1232万1000円を増額計上しています。

歳出の主なもので総務費74万7000円、保険給付費2840万円、地域支援事業費759万3000円をそれぞれ減額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成30年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第10号 平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（福地元一郎君） 日程第14、議案第10号「平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第10号、平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の主なもので後期高齢者医療保険料7万9000円、諸収入13万円をそれぞれ増額計上しています。

歳出の主なもので、後期高齢者医療広域連合納付金48万9000円の増額、諸支出金28万円を減額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成30年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時48分

再開 午後 2時55分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15から日程第21までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

—————○—————

日程第15 議案第11号 平成31年度与論町一般会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第15、議案第11号「平成31年度与論町一般会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第１１号、平成３１年度与論町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

平成３１年度一般会計当初予算の総額は、５０億３７８５万４０００円となり、対前年度比約２６．３２％の増額となっています。

歳入の主なものとしまして、町税が前年度より１３５万４０００円の減額となる３億２１５４万６０００円、地方交付税は６３６８万６０００円増額の１９億３７０４万３０００円で計上しています。町債の総額は、８億９８２１万３０００円となっています。なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきましては、財政調整基金から１億８２８６万２０００円を繰り入れして対応することとしています。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費で与論町役場新庁舎整備事業９億３２７０万９０００円、民生費で子ども・子育て支援事業１億９５５０万２０００円、衛生費でし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業５４５３万４０００円、農林水産業費で農村環境整備事業費２５７３万円、商工費でリーディングプロジェクト推進事業３１０７万１０００円、土木費で地方道路交付金事業費１億６１２７万３０００円、住宅管理費１億２７３６万９０００円、消防費で消防施設費２億１７１７万１０００円、教育費でＩＣＴ環境整備費２８７１万７０００円などを計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第１６ 議案第１２号 平成３１年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第１６、議案第１２号「平成３１年度与論町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第１２号、平成３１年度与論町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約９．４０％増で、８億４９４０万１０００円となっています。

歳入につきましては、前年度比の増減の主なものとしまして、国民健康保険

税 3 9 9 万 3 0 0 0 円の減、県支出金 6 7 7 0 万 1 0 0 0 円の増、繰入金 9 2 5 万 1 0 0 0 円の増となっています。

歳出につきましては、前年度比の増減の主なものとしまして、総務費 1 3 1 万 2 0 0 0 円の減、保健事業費 2 9 0 万 6 0 0 0 円の減、保険給付費 7 6 3 0 万 1 0 0 0 円の増となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 1 7 議案第 1 3 号 平成 3 1 年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第 1 7、議案第 1 3 号「平成 3 1 年度与論町と畜場特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 1 3 号、平成 3 1 年度与論町と畜場特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約 9. 4 9 % 減で、2 2 万 9 0 0 0 円となっています。

歳入については、前年度比増減の主なものとしまして、使用料及び手数料で 1, 0 0 0 円、繰入金 2 万 3 0 0 0 円の減となっています。

歳出については、前年度比増減の主なものとしまして、総務費 2 万 4 0 0 0 円の減となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 1 8 議案第 1 4 号 平成 3 1 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第 1 8、議案第 1 4 号「平成 3 1 年度与論町農業集落排

水事業特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第14号、平成31年度与論町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度14.38%の減で、3067万円となっています。

歳入で、分担金16万2000円、使用料1129万9000円、繰入金1920万6000円。

歳出で総務管理費2299万3000円、事業費10万円、公債費747万7000円を計上しています。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 誤りの問い合わせというか、修正が必要だと思います。この集排の特別会計予算の1ページの総則のところ、第1条の頭に歳入歳出予算の補正とありますが、補正は要らないんじゃないですかね、これちょっと間違いと思いますが、しっかりチェックをお願いします。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長

○水道課長（仁禮和男君） すみません、指摘事項ありがとうございます。修正したいと思います。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第19 議案第15号 平成31年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第19、議案第15号「平成31年度与論町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第15号、平成31年度与論町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比7.65%増で7億2968万円となっています。

歳入につきましては、前年度比増減の主なものとしまして、保険料１０６４万９０００円、国庫支出金２２４５万３０００円、支払基金交付金８７５万４０００円、県支出金７２４万６０００円、繰入金２７７万円の増となっています。

歳出につきましては、前年度比増減の主なものとしまして、保険給付費５５３８万９０００円の増、総務費６４万７０００円、地域支援事業費２８３万５０００円の減となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第２０ 議案第１６号 平成３１年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第２０、議案第１６号「平成３１年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第１６号、平成３１年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約１．７２％減で、６９２１万８０００円となっています。

対前年度比増減の主なものとしまして、歳入では、後期高齢者医療保険料１８万６０００円の減、繰入金１１１万１０００円の減、諸収入１４万９０００円の増となっています。

歳出では、総務費７万６０００円の増、後期高齢者医療広域連合納付金１５４万３０００円の減、諸支出金２５万円の増となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 3 1 年度与論町水道事業会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第 2 1、議案第 1 7 号「平成 3 1 年度与論町水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 1 7 号、平成 3 1 年度与論町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数 2, 8 2 0 件、年間給水量 5 8 万 6 0 0 トン、1 日平均給水量 1, 5 9 1 トン、建設改良事業費 1 億 2 万 7 0 0 0 円となっています。

収益的収入で、営業収益 1 億 7 1 5 1 万 6 0 0 0 円、営業外収益 1 5 0 1 万 9 0 0 0 円、収益的支出で営業費用 1 億 7 6 4 4 万 3 0 0 0 円、営業外費用 9 0 7 万 3 0 0 0 円を計上しています。

資本的収入で工事負担金 3 9 万円、補償金 1, 0 0 0 円、資本的支出で建設改良費 8 7 2 1 万 6 0 0 0 円、企業債償還金 1 2 8 1 万 1 0 0 0 円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番。

○2 番（沖野一雄君） 1 点だけ確認させてください。

今水道事業については、広域化の方向ということで、いわゆる公営で町が経営をしながら民間に委託できる分は委託していくという国全体の流れがあって、都道府県に国からそういった指導を市町村にのしなさいと通知があって、そういう動きがあるかと思うのですが、それに伴って今回の新年度の予算の中で何か予算的な措置をされた部分があるのかどうか、そのあたり確認させてください。

○議長（福地元一郎君） 仁禮水道課長

○水道課長（仁禮和男君） 今おっしゃられたとおり広域化の検討は進めていますが、平成 3 1 年度当初予算においてはその広域化に向けた予算措置は講じておりません。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第２２ 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第２２、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議案第１１号から議案第１７号については、議長を除く９人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号から議案第１７号については、議長を除く９人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後３時２３分

再開 午後３時２３分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に高田豊繁君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

—————○—————

日程第２３ 承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度与論町一般会計補正予算（第９号））

○議長（福地元一郎君） 日程第２３、承認第１号「専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度与論町一般会計補正予算（第９号））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第１号「専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度与論町一般会計補正予算（第９号））」について提案理由を申し上げます。

平成３０年台風２４号に係る被災者生活支援金支給関連予算を与論町一般会計補正予算第９号として専決処分いたしました。

歳入としまして、被災者生活支援金 6 0 0 万円を計上しています。

歳出としましては、民生費災害救助費に県単被災者生活支援金 6 0 0 万円を計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ 6 0 0 万円を追加し、一般会計予算総額 4 5 億 3 0 8 7 万 5 0 0 0 円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番。

○2 番（沖野一雄君） まずは、この専決に当たって前提となります被災者生活再建支援法の適用がなかったということで、非常に町長以下皆様、執行部の御努力に敬意を表し、また評価をしたいと思います。それと同時にそれと関係して、2 点ほど細かいところを確認したいんですが。例えばこの予算書の 7 ページのところに最初のほうに出てきますが、被災者生活再建の再建という字がここでは抜けていますが、被災者生活再建支援金ということで 6 0 0 万円予算措置がなされ、それは県の被災者生活再建支援法人である財団法人の鹿児島県の県の財団から基金に基づく支給がなされると思うのですが、この対象者数について確認をさせてください。例えば、全壊が何戸あって、最高 3 0 0 万円だと思うのですが、3 0 0 万円が支給されるのか、そういった大規模半壊と全壊が対象だと思うんですが。改めてこの予定の支給対象者あるいは件数その確認をしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長

○町民福祉課長（田畑文成君） こちらで計上してます 6 0 0 万円につきましては、ちょっと誤解されたと思うんですけども、被災者再建支援法の中の国から直接くる分ではございませんで、これは県のほうの鹿児島県被災者生活支援金、再建の抜けた被災者生活支援金、つまり半壊の世帯のその大規模半壊であったり全壊であったり、そういった世帯を除いた県のほうの補助でございまして、1 件につき 2 0 万円、それから住居の場合が 2 1 件の 4 2 0 万円、そして店舗が 2 件の 2 0 万円、4 0 万円、計、合わせて 2 3 件の 4 6 0 万円が、この予算に計上しています 6 0 0 万円の中の 4 6 0 万円が支給されたものです。あと残り的大規模半壊であったりまた全壊、そういった物につきましては、ちょっと具体的な数字は今持っていないんですけども、大体 1 1 件ほどに上っていると思っています。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 今の説明を聞いて、あっ、そうですか、ちょっと残念です。こ

れは要するに県から出る1件20万円×30件ということになるんですかね。いわゆる被災者生活再建支援法に基づく金額の大きな300万円とか150万円とかのあの金額とは全く別で。じゃあその被災者生活再建支援法の適用はなかったということなんですか。あえて確認させてください。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長

○町民福祉課長（田畑文成君） それは直接、国の財団の支給財団から直接いくものですから、町を通さずにいくものですから、予算には計上しておりません。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 町の予算を通さずに直接被災された方々のところにいくということで、それは安心しました。それはそれでよろしいかと思います。そこで、ちょっとごめんなさい、少し一般質問的な感じになりますが、町長以下そのトップの皆さん、是非今後の経験として努力いただきたいことが、重ねて前から申し上げていますが、国の今、去年の暮れあたりでしたか、最初共産党から出ていて野党側の要望ということで政府に出してあったと思うんですが、例えば被災者生活再建支援金は、全壊した場合最高で300万円支給されるわけですよね。大規模半壊については最高で150万円というお金が出るわけです、全く国費で。国費というのは基金から出るわけなんです。結局町の一般財源はいらないわけですよ。そういう制度がありますのでこれはもちろん法適用を受ける必要がありますが、例えば、被災調査される際にこれは大規模半壊にすべきなのか、半壊にすべきなのかというグレーゾーン的なところがあるわけですよね。あるいはその大規模半壊の中にも、全壊とすべきなのか大規模半壊で留めるべきなのかという、いわゆる被害がもうちょっとあれば上げられるんだけどなというところのグレーゾーンがあるわけですよ。こういった正式な議会の場でちょっとあれするのは、控えるべきところもあるかもしれませんが、私の経験から申し上げても、また皆さん執行部も十分台風も経験されていますので、あえて老婆心なのですが、是非その被害額を算定する場合、しっかり細かいところまで気配りをいただいて、そのグレーゾーンで取りこぼしがないようにしっかりそこを調査して、しっかり被害額を上げてどこにすべきかなというときには格上げをしてもらえるような感じで、是非そういう方向性で頑張りたいというのが、私のこれまでの経験からあえて申し上げたいところですが、町長の見解といいますか確認をしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。おっしゃるとおり町民の災害に対して、町としてもできる限りの算定をし、そしてできるだけ多くの弔慰金災害見舞金を取らなければというふうに思って掘り起こしていますが。やはり最低査定という

ことでいろいろと後ほどまたやり直したり、何回かすることもあります、そういうことで気持ちとしては頑張りたいという気持ちです。

○議長（福地元一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第１号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第１号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、承認第１号、専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度与論町一般会計補正予算（第９号））を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第１号、専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度与論町一般会計補正予算（第９号））は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第２４ 同意第１号 与論町監査委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第２４、同意第１号「与論町監査委員の選任について」

同意を求める件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第１号、与論町監査委員の任命について提案理由を申し上げます。

地方自治法第１９６条第１項の規定により与論町大字古里３６８番地１、佐多悦郎氏を任命したいので、議会の同意を求めるものです。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、与論町監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第1号、与論町監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月19日本会議（一般質問）であります。

午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後3時27分

平成31年第1回与論町議会定例会

第 2 日

平成31年3月19日

平成31年第1回与論町議会定例会会議録
平成31年3月19日（火曜日）午前9時00分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	選挙管理委員会委員長 平田暢孝君
総務企画課長 兼選挙管理委員会書記長 沖島範幸君	会計管理者兼会計課長 大角周治君
税務課長 武東真奈美君	町民福祉課長 田畑文成君
環境課長 田畑博徳君	農業委員会事務局長 野口芳徳君
産業振興課長 町島実和君	商工観光課長 山下哲博君
建設課長 町本和義君	教育委員会事務局長 池田憲司君
教育委員会生涯学習課長 朝岡芳正君	水道課長 仁禮和男君
与論こども園長 富千加代君	茶花こども園長 阿多とみ子君
那間こども園長 田畑綾子君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局 局長 川上嘉久君 書記 川田美知瑠君

開議 午前9時00分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、沖野一雄君。2番。

○2番（沖野一雄君） 皆様おはようございます。昨日の新聞を見て非常にすばらしいニュースが飛び込んでまいりました。御案内のように南海日日新聞、今日は記者の方も後ろにみえていらっしゃいますが、すばらしいニュースでみんな喜んでいてと思います。御案内のように、要するに与論の観光PR用の映像が、日本で初めて開催された国際観光映像祭でグランプリを受賞したという本当にすばらしい快挙だと思います。山町政の下で、観光関係の業務に携わる皆さんの頑張りに本当に心から拍手、そして称賛と敬意を表したいと思います。本当に、あるいは第2次の与論観光の新しいブームがやってくるのではないかと、そんなふうな期待を持たせてくれるようなすばらしいニュースでございました。私は個人的にこの前1月にポルトガルというところにヨーロッパの南のほうですけど、ポルトガルに旅行に行ってまいりました。今度のその国際観光映像祭でグランプリを授賞したこの映像は、今年の10月にポルトガルで世界観光映像祭という祭りがあるんだそうですけど、そこで10月に上映されるということが予定されているようです。ポルトガルにも、私も行ってきただけですけど、ナザレというすばらしい美しい海岸線があって、世界的なリゾート地なんです。そこは漁業と観光で食べているような町なんですけど、本当にすばらしいきれいな町で、海も本当にきれいに掃除されてきれいでした。ただ、浜の色とかそういう全体的な印象、まあきれいでしたが、与論のこの百合ヶ浜一帯の美しさというのは、世界でも本当にトップクラスで、世界遺産にポイント的には匹敵するような、そういう本当に世界に誇るべき観光地だと思います。ハワイのワイキキビーチにも行ってききましたが、やはり与論の海のほうがきれいですね。そういう意味で、本当に観光に携わる行政の皆さんが誇りを持って世界に発信していただいて、是非インバウンド効果をしっかり捉えて、与論のこの町の発展に努めていただきたいと、心から期待をしながら、本当に喜びながら一般質問に移りたいと思いますけど、よろしくお願いします。

それでは、先に通告申し上げた3つ、一般質問を準備させていただきました。

1 町内における児童虐待等の実態と対策について

- (1) 近年、幼児や児童に対するいわゆる虐待等による痛ましい事件が全国的に増えているようであるが、本町においては、その実態についてどのような方法で把握し、具体的な防止対策や予防啓発についてどう進めていく考えであるか。

2 選挙管理事務の改善策について

- (1) 今秋には町長選挙、来年は町議会議員選挙が予定されている。前回の町議会議員選挙の際には多くの立候補者が出たため、告示日当日の「立候補届け出受付事務」に相当の時間差が生じたことから、当該事務処理の迅速化について特に改善の必要性を痛感するが、今後の対応策をどう講じていく考えであるか。

3 ICT導入による議会業務等の改善策について

- (1) 議会や行政において、ペーパーレス化によるコスト削減や業務の効率化を図るため、タブレット端末等の活用によるICT導入を提案したいが、調査検討を加速する考えはないか。

以上の3点についてお伺いをいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。改めまして昨日の新聞記事について、沖野議員が本町の観光についてのエールを送っていただきました。本当にありがとうございました。また、取り上げていただきました南海日日新聞の方、本当にありがとうございます。これからもひとつよろしく願いをしたいと思います。

それでは、御質問の町内における児童虐待等の実態と対策についてお答えを申し上げます。

御質問のとおり児童虐待に関する事件が増えており、先頃千葉県野田市で起きた事案を受けて、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定された『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化に基づき、国から児童虐待が疑われるケースに関する緊急点検の依頼があり、本町においても各こども園等の園児について調査を行ったところであります。その結果、緊急を要する案件はありませんでした。

しかしながら、こうした児童虐待事案は表面化しにくい部分も多く、常日頃から関係機関が密接な連携を図りながら子供の状況の確認が必要であり、本町においては、要保護児童対策地域協議会を中心に、情報共有並びに対応策を検討するなどの対策に努めてまいります。

今後とも、町・教育委員会・各学校・医療機関・警察など、関係機関と連携を図りながら、保護を必要とする児童の早期発見及び適切な保護並びに支援を行ってま

います。

次に、ＩＣＴ導入についてです。

議会や行政業務の一層の効率化を促進するために、ＩＣＴを導入することは大変効果的であると考えています。議員の皆様への連絡文書、式典等の案内通知、議案を各自宅へ配達する時間や労力及びペーパーレス化によるコスト削減が期待される一方で、会議の際は複数の資料を比較する機会も多く、完全なペーパーレス化は課題があると考えています。

タブレット端末等の活用につきましては、特に強度なセキュリティ対策、保守管理料、通信機器に係るコスト面やシステム運用に係る業務負担についても十分検討する必要があると考えます。

また、行政手続等における情報通信技術の利用に関する規定などの管理規定の整備につきましても、あわせて調査検討し対応してまいります。

以上よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おはようございます。

それでは１番の（１）の児童虐待等について教育委員会にも寄せられていますので御答弁させていただきます。

こども園や学校においては、幼児・児童・生徒の日常の園や学校生活の行動の様子を観察しています。例えば、子供の欠席状況、服装、表情、学習の態度などから外見的な状況を会話、日記等から心情的な様子や変化等の把握を担当の先生方を中心として行っています。

また、生徒指導に関する委員会や部会、連絡会等で職員間の情報共有や連携を深めています。

教育委員会においては、こども園については園長研修会の機会に、学校については毎月１回の定期報告を中心に実態把握をしています。

気になる児童生徒については、個別の聞き取りや家庭との連携を行うなどしています。また、特に気になる子供については、町民福祉課や保健センターとの連携を図るようにしています。

このことについては各種通知もありましたので、今後一層の各関係機関との連携の充実を図り、虐待防止の予防啓発に努めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 平田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（平田暢孝君） 御質問ありがとうございます。私の記憶する範囲内では、選挙管理委員会に対する質問事項はまだ記憶にございません。こういう機会を与えていただきまして本当にありがとうございます。

それでは沖野議員の質問に対する答弁をこれから行います。

本町の町長・議会議員選挙においては、告示日当日において円滑な立候補届出書の受付業務が進められるよう、事前の説明や書類審査を実施しているところです。

前回の町議会議員選挙においては、提出書類の不備等により、告示日当日の書類審査に時間を要し、受付の後順位の候補者に影響が生じたものと考えます。

今後の選挙における受付業務においては、候補者の事前審査の啓発や受付業務担当者を複数人にするなど、事務処理の迅速化に努めてまいります。

よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、私が3つ質問申し上げましたが、まず1番目の児童虐待について少し深く入ってみたいと思います。

御案内のように、今町長、教育長から御答弁がありましたが、特に与論の場合は深刻な緊急を要するような案件はないということで少し安心をいたしました。しかしながらやはり大事なことは、その予備軍とかあるいは潜在的な、顕在化するかもしれないそういった事案についてもしっかりと目配り気配り、そういったことをしっかりとやっていただきたいと。教育長の御答弁の中にありましたように、普段からしっかりと学校現場での日記を付けられたり、外見的な状況を観察しながら、しっかりと神経を配っているという答弁がありましたが、非常に大事なことだと思います。全くそのとおりでしっかりと続けていただきたいなと思います。

あえてこの問題を取り上げましたのは、やはり今マスコミ、日本中が注目している国内で起きている事件の大きな最たるものだと考えています。時代が変わったのか、昔からあったのかもしれませんが、このような形で子供が死んでしまうと、あるいは重傷を受けてしまう。そういった事案というのは本当に考えられないようなそういった時代になってきているんだなという印象を受けるわけで。少なくとも我が与論ではこういうことが起きないように、しっかりと力を合わせてやっていかなくてはいけないという思いから質問させていただいたわけです。

最近の全国事例を改めて見てみますと、いっぱいあるんですけど、例えば国の法律改正にまで影響を与えているような事件を取り上げさせていただきますと、例えば昨年の3月に東京の目黒区で起きた船戸結愛ちゃん5歳ですね、両親が体罰をして虐待死させたと。この子は、この家族は最初は香川県に住んでいたんですね。そこの香川県の児童相談所でも案件を把握していて問題をつかんでいたらしいんですけども、医療機関からの病院の情報、要するにその子供は、病院で診察を香川県において受けたわけだが、そのときにお医者さんから日常的な虐待が行われている可能性が高いと診察を受けたわけですね。それを基に、香川県の児童相談所は

つかんでいたわけですが、その子に対するアセスメントというらしいのですが、評価というか、普段の日常を観察したような記録ですね、そういったのが児童相談所にはなかったというふうに新聞には載っています。要するに安全確認も当然不足していましたし、東京の目黒区に引っ越しをする場合のその事務の引き継ぎが、目黒区に対する引継ぎも不十分であったという、その事件の後に厚生労働省が外部委託をして特別調査委員会で調査した結果が出ています。

それから、一番真新しいショッキングなニュースは、今年の1月に先ほどの町長の答弁にもありましたが、千葉県の野田市で起きた栗原心愛ちゃん、小学校4年生の事件であります。父親が結果的に逮捕されて子供が死んでしまったのですが、お母さんも共犯であったというふうになっています。非常にこれもショッキングなニュースでこの2つの事件を受けて国は児童福祉法を改正したり、そういった法律改正の動きになっています。ちょうど近いうちに、今の国会で児童福祉法の改正案とか児童虐待防止法の改正案が国会に提出される予定ですが、そういったことで、例えば九州、福岡県の筑紫野市でも小学校2年生の女の子が、昨年12月に事件が起きたのですが、小学校2年生の女の子を縛って水風呂に長い間放置して、意識不明になるまで放置したということで、お母さんと内縁の夫が逮捕されています。県内では、最近またいくつか出ているんですけど、今年の2月霧島市で4歳の娘を母親が洗面器で殴ってけがをさせて逮捕されています。それから、やはり2月にいちき串木野市の母親が、4歳の娘に全身100カ所の傷を負わせて逮捕されています。そういった非常に信じがたい事件が次から次に出てくるわけですね。全く信じられない時代になったなと、世の中になったなと思います。警察署の昨年1年間の調査で、児童相談所に児童虐待の疑いで通告された子供の数というのは全国で8万104人で過去最多になったと。5年前の調査の2.8倍、10年前の約1.3倍までに膨れ上がったというふうな新聞記事があります。この野田市の死亡事案、学校や教育委員会の対応についてですが、非常に幾つか問題が挙げられています。詳しいことは余りそんなに調べる必要もないんでしょうが、ちょっと教育長に質問なのですが、野田市の事案について国から恐らく情報とかも入っていると思うのですが、皆さんしっかりしてくださいよというふうに市町村に通知が来ていると思うのです。その通知の中に事件のあらましとかもちょっと入っているかと思うんですけど、どのような印象をお持ちか教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。私も大変このことについては胸を痛めているところです。それで栗原心愛さんの新聞記事も確認をして沖縄から移ったときにどうしたのかというときに、沖縄からのときには連絡はなかった。それから

またお父さんが沖縄に返して、休みになったんだと子供が報告したのは実は嘘だったと。言わせてただけで沖縄に旅行をしていなかったとか。さまざまな状況が今出ています。その中で印象ということですが、ただ一つ、私も奄美におりまして、こういう不登校の子供や問題を持つ家のほうから叫び声が聞こえるという虐待事案などを聞く中で、さまざまな連携をしてきましたが、簡単に申し上げますとやはり連携不足がございます。どちらも確証のないもののまま挙げられないという印象が結構ありまして、そちらからもなかなか大きな声で虐待であるといったようなことが挙げにくいということでもあります。そのことにつきましては、今回も通知が2回発出されまして、学校まで送ってございます。2月28日に内閣府、文科大臣、厚生労働省の5部署から2つの通知文が発出されています。そういうことを見ますと、定期的にお互いが連携し合いなさいということが一つ、かなり案件として先ほどもありましたようにアセスメントをしたところについては、もっとより確認作業を共にやりなさい。しかしながらそれだけでなく緊急を要すると感じたときには、不定期にも行いなさい。といったようなのが通知文で細かく出されていますので、学校も教育委員会もそれから町民福祉課とも、守秘義務という個人的な家庭の状況やそういう問題がありますので非常に難しいことではありますが、虐待防止という意味からは、その責任を持つ者同士はしっかりとつないでいくということが大事であると感じています。そこが大きな印象なので、今回の通知を受けてもなお見落とされないように、特に定期的と不定期においてお互いが情報連携、行動連携の両方において、あえて煮詰まりがないようにすることが与論においてもどこにおいても、大事なことであるというふうにこの問題を捉えているところです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 全くそのとおりです。その野田市の事件はやはり今教育長からありましたように、沖縄の糸満市で最初把握していたわけですね。その糸満市の初期対応というのもまた問題があったというふうに新聞では報道されています。その学校で容疑者である父親と親族と子供の引き取りとか、要するに受け皿としての引き取りを巡って争ったこともあったらしくて、結局学校側の判断で、親権者の父親に結局渡してしまうというそういう大きなミスもあったようです。それから野田市に引っ越した後は、学校に結局子供はアンケート調査で助けを求めたわけですね。ところがそれをまた教育委員会の判断で、結果的に父親が恫喝的な態度でそれにちょっとビビってしまって、教育委員会の判断ミスで結局父親に教えられてしまったと。そして結果的にそれが虐待を受けて死んでしまったというような事件なわけですね。結局そういった流れを見てもみますと、やはり何がそうなったのかという基本的な部分で私はこう思うのです。新聞にもありましたが、識者の中にはこういう

意見もありましたが、やはり責任を抱え込みたくない学校側。これはたまたま学校側の事件を申し上げましたが、学校側だけではなくて例えばこども園とか施設も含めて、行政の例えば具体的には保健センターあるいは町民福祉課、そういったところの行政側の担当部局も含めてですけど、やはり自分じゃ責任を抱え込みたくない、そういった姿勢。あるいは児童相談所もそうなんですけど、児童相談所が一番核になるわけですが、児童相談所自体も例えば鹿児島県の組織であるし、公務員の世界なんですね。そうすると非常に難しい。要するに新聞にはこういうふうになっています。例えば、心愛ちゃんの事件もそうですが、学校を長期欠席していた場合、それで静観していると静かに観察しているという学校とか、あるいは児童相談所、そういった行政機関の不作为というような言葉を使っていますね。不作为、作為的でない。要するに積極的に関与をしない、ことなかれ主義。積極的な関与をせずに観察しようという言葉ですよ。そういうことなかれ主義的な行為というのが厳しくマスコミの識者の間で、特にそういうのを指摘されています。そこをしっかりと我々公務に携わる者というのは、しっかりと足元を見直しながら対策していかないと、今のもちろん連携を図っていかなくちゃいけないというのは誰が考えてもそのとおりなんですけど、実際にそれが動くかどうか、誰が動くのか、誰がその家庭の中に入って行って、その子供の家庭のところに余計なお世話ができるかどうかというところにかかっているわけです。

そういう意味で、与論にはありがたいことに事件がないと。潜在化しているのはあるかもしれないけれど、今のところは特に問題ないということですが、今からはたびんちゅが家族連れで、与論に移住するケースもこれから多々あるでしょう。そういう中では、こういう隠れたそういった事情を抱えて引っ越しして来られる方もいらっしゃるかもしれません。しっかり情報共有、力を入れてやっていただきたいと思います。

ちなみに児童虐待が広がる背景というのをいろいろ調べてみますと、ちょっとデータは余りないんですけど、例えば東京都の保健福祉課が調査した10年ぐらい前の調査があるんですけど、一番背景になるのはひとり親家庭というのは、そういう虐待を生む可能性が高いということですね。2番目に経済的な混乱ですね。そして3番目に孤立、その家族が孤立する。そういったのが3番目。4番目は夫婦間の不和ですね、仲の悪い夫婦だとどうしてもそういうことが起きやすいということで、5番目に育児疲れ、育児のやり方が分からない、核家族化が進んでアドバイスができるじいちゃん、ばあちゃんもいない。そういった育児疲れというのも5番目に挙げられています。国の動きは、しつけに係る体罰の禁止、それから教育委員会の守秘義務の規定、それから、児童相談所の体制強化、そういったのが今後の児童虐

待防止法とか児童福祉法の改正案に盛り込まれるようです。

私も行政におりましたので、経験的に先ほど行政の不作为という言葉をちょっと申し上げましたけど。何か事件が起こりそうなときに起こったときに、逮捕権というのは警察しか持っていないんですよね。逮捕する。押さえて相手を制圧して押さえる。そういった権限があるのは警察官だけなんですね。児童相談所も介入はできませんが、そういった逮捕とかいうのはできないわけです。そこで、緊急案件が出た場合、またそれが起こりそうな場合も含めますが、その児童相談所の通告というのはもちろん当然のように真っ先にしなくちゃいけないことだけど。同時に警察署の利用、活用というのをもっと積極的にやっていかないと押さえられないですよ。これまでの事件を見てもみんな警察官の関わりの方が薄かった、遅かった。そういうことから出ています。児童相談所は実は与論にはないわけです、大島児童相談所しかありません。鹿児島には中央児童相談所というのがありますけど。ですから、連絡をしてもぱっと来れないわけです、現場には。船便、飛行便、それから彼らの都合によってしか来られないわけです。ですから、もし緊急者が出た時にぱっと動くとしたらもう行政が動かざるを得ないわけです。そしてこれはちょっと危ないなという時には、やはりしっかりと警察と連絡をとっていただいて、常に横側の方に警察官がいるような形で介入していただきたいと。そのような積極性を警察官との関わり、これは私は非常に鍵になるかと思っています。もう児童相談所に緊急時に頼っていたら、手遅れになります、大体私の経験から申し上げて。そこを是非やっていただきたいと思うんですが。ちょっと時間が迫ってまいりましたので、町長と教育長から一言ずつ、これからの取組について覚悟のほどを確認したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。この虐待につきましては、私も昭和49年頃あるところで経験がございまして、そのときには4学級の大規模校でしたので4人の担任と理科専科、音楽専科の計6人で対応したことがございます。これは暴力団の幹部の家庭だったんですが、子供にたばこで焼け跡が残っていたということで、そのときにはもう、これは早く手を打たなければということで学年の担任で話し合いをしまして、6人で一緒に行っていろいろと話をして対応したことがございました。そういうふうなこともありますので、やはり当事者が一生懸命になってやらないと直らないんじゃないかなというようなことを、まず第一線に誰が駆け付けられるかということが勝負だろうなと思ったりもします。町としましてもやはりそういうふうなことで、自分たちのこととして取り組んでとにかく子供を守るんだというふうなことで、今後頑張ってまいりたいなと思いますし、おっしゃるとおり警察

ともまた連携をしながら進めていく事案もあろうかと思しますので、そういうときにはまたそういう適切な対応を取ってまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 御指摘ありがとうございました。お話の中で5つの東京の10年前の実態から考えられる原因というようなことをおっしゃいましたが、まさにそういったものが当てはまる事案は件数大きさにかかわらず、やはり与論にも感じられるところがございます。大きくはなっていないわけですが、家庭の状況からとか経済的なものからとか、食事をあまりされていないのではないとかいうのもないわけではありませんで、引き続きおかげさまで保健センターとはいろいろな形で連携を図って、特別支援教育に関することも教育委員会だけでできない場合には、各関係の人たちを集めてケース会議という名のもとに、どれが望ましいか、どういうことができるかということが続けています。そういったことで具体的な行動連携をより高いレベルで具体的なケースにおいて一步でも小さいうちからできるような形で、与論の場合はまた長く関われるという良さがありますので、そういった意味での見守り続けるそれぞれの場所に置く相談員の連携といったことも含めて、民生委員との連携も含めて、様々な行動に皆できればというふうに思っているところで、ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今力強い御答弁をいただきました。是非与論は誠の島と言われていますし、誠の教育というのもまた教育長が掲げておられますので、是非そういった方向で今からインバウンドの時代に入りますので、世界に誇れる与論の島づくりに努めていただきたいと思います。

では、次に選管関係の選挙事務の改善について議論をしたいと思います。

まず初めにちょっと確認したいことがございます。前回の議員選挙、もう3年前になります。平成28年8月23日に行われたわけですが、そのときの立候補受付に係る16人の方が立候補されましたが、トップの方の受付が終わった時間、恐らく始まってから5分、10分で済んだと思うんですけど、それから最終者16番目の最後の方が受付終了時間が、記録にある限りでよろしいのですが、おおむね最初の時間の受付は何時頃、16番目の最終の方の受付終了時間は何時頃だったのかお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（沖島範幸君） お答えいたします。

前回の与論町議会の選挙日が平成28年の8月28日でした。告示日に

つきましては、平成28年の8月23日。5日前になります。告示日でスムーズに円滑な受付業務をするために事前審査日を8月19日に9時から10時まで実施して、告示日に臨んだわけですが、告示日当日につきましては8時半から、まず16人の方が立候補されておりましたが、抽選をされまして8時半の抽選が終わって、最後の16人が終わったのが大体11時頃ということになっています。約2時間半ということで、1人当たりの所要時間としましては長い方もいらっしゃいますし、短い方もいらっしゃるわけですが、平均では約10分ということになっています。そういった状況でございました。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 私の記憶でも、ちょっと正確な記録をしていなくて、私が最後だったわけではありませんのであれなのですが、確かに11時頃を回ったかと思うんですよ、最後の方。今おっしゃるように2時間半ぐらいかかったということで、要は、こういう質問をするのは恐らく私が初めてだと思いますけど、今日は選管委員長も来ておられますし、非常に有意義な会になりそうで私もうれしく思っています。

要するに立候補届出人のくじ運が悪くて受付順が末尾あたりになってしまうと届け出事務のタイムロスから街頭に繰り出して選挙運動開始を正式に、正式にというかその時にしかできないわけですよ、受付が終わらないと。選挙運動の開始の時間が遅れてしまうということで。もう11時回ってしまうと、あ、もう昼飯の前だなということで、ちょっと躊躇してしまうわけですよ。すると結局半日が無駄になってしまうということになるわけです。要するにそうなりますと、立候補の皆さん10人定数ですが、みんな事務所とか家のほうで支援者が待っているわけですよ、何十人という支援者が。中には100人以上の方もいらっしゃるでしょう。そういった多くの支援者の方から、ちょっとしっかりしろよなんて言われるわけですよ。不合理ではないと言われるわけですよ、お叱りを受けるわけです。当然、遅い方はそういう経験があるかと思います。非常に理解が得られにくいということで、あえてこういう改善を何とかできないかということで提案をさせていただきました。

近隣の市町村ではどういった似たようなものかなと思うわけですが、恐らくあんまりそんなに16人立候補があったからとして、11時回ってしまうような、時刻まで変わってしまうというのはあんまり聞かないんじゃないかなと思います。それで、答弁の中にも改善策が載ってまして、候補者の事前審査をしっかりとやりましょということ、それから受付業務の事務職員を複数人にするといったことが改善策

として答弁いただきましたが、それは当然のこととしてやっていただきたい。例えば事前説明会、前回8月の19日にされたんですかね。事前説明会がありますが、やはりその立候補者の皆さんにしっかり町がPRしていただいて、行政無線も今は便利な世の中ですので、行政無線あたりでしっかり事前説明会のスケジュールを放送して知らせ、そういった周知徹底、しっかり出席してくださいよという改めて徹底していただきたい。内容もしっかり拡充させていただいて、法的に告示日に限られる事務以外は全て事前に済ませておくように、そういった努力をしっかりとやっていただきたいということです。これは申し上げるまでもないんですけど、そのような形で是非事前説明会をしっかりと充実させていただきたいということ。それから、職員を増員するというのはもう当たり前の話で、二度とこの11時とかもう10時過ぎてもちっと遅いぐらいなのですが、そういったことがないようにしっかりとやっていただきたい。今、地方議員のなり手が不足していると全国的に言われていますし、町議会の魅力度を上げていくための若い人たちに魅力ある議会になるためにも、こういった立候補の段階から、しっかり受付事務が迅速に行われるように是非改善を図っていただきたいということで。例えばどうでしょう、ちょっと無謀な提案かもしれませんが、可能であれば受付順番の仮決定みたいなことも、例えば事前説明会の段階で、もしかすると当日面倒な順番を決めなくてもいいんじゃないかなと思ったりするんですけど、そこはできる範囲で工夫ができないかということで提案の一つにさせていただきます。それから、もし時間的に遅くなるようなことがやむを得ないような感じであれば、しっかり事前説明会あたりのところで、受付開始時間を当日の告示日当時の受付開始時間を早めることも考えてもいいんじゃないかと思います。それから、私強く提案したいことなんですけど、大きな市になりますとリハーサルをやっているようですね、要するに受付事務の練習ですよ。いろいろな選挙の七つ道具を交付するわけですが、そういった作業を手早くできるように、大きな市ではリハーサルをしているようですね。ですから与論町でも是非この受付事務のリハーサルをやっていただいて、事務処理のスピードアップを図っていただきたいと、このように考えるわけですが、いかがでしょうか。選管委員長お答えをお願いします。

○議長（福地元一郎君） 平田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（平田暢孝君） 多分前回に限っては、大変説明会の段階からそして事前審査の段階まで、大変選挙に関する、そういつてはなんですけど大変結構新人の方も多かったんですが、大変不慣れで事前にこれこれの書類を完璧に揃えて、当日は印鑑を押してすぐ提出してすぐ俗に言われる道具を受けて、すぐ選挙運動ができる態勢にしてほしいということは言うてありましたが、なかなか私どもの

説明不足なのか、あるいは指導不足なのかその辺が徹底できなくて、結局は当日になってもその書類が完璧でないということで、結局その完璧でないこちらとしては受付できませんので、そういうことで大変遅れたことに対しては大変申し訳なく思っています。やはり、今議員からありましたように、当日の受付は、もう事前にチェックしてあれば、当日はそれを再確認するということだけですぐできると思うんですが、今度からやはりその説明会の段階から、そこに来られる方から、もちろん立候補を予定されている方々が説明会に来られますので、その段階からそして事前審査の段階において丁寧な説明、そしてまた書類を確実に提出できるような態勢をできるように指導してまいりたいと考えています。受付の順に関しては、あくまでも8時半から受付ですので、その時点でないとその時点で複数になりますとくじでしか決められません。そういうことで受付の順番はあくまでもくじでやりたいと思います。今後の件につきましても、例えば1番の方が書類不備でできないときには、もう最後に回ってもらおうと。例えば複数で受付しますので、そのところの最後に回っていただく手立てを考えて、できるだけ早く済むようにしてまいりたいと思います。あくまでもその当初引いたくじにこだわることなく、その書類がその段階で不備であれば、もう後に回っていただく態勢を取っていかざるを得ないんじゃないかという気がいたします。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今力強い答弁をいただきました。そのとおりですね、その不備のある方については、その方専用の事務職員で対応すればよろしいですし、次の方をまたぱっと別の職員が対応できるような形で、是非取っていただきたい。1分でも早く受付事務が迅速に進むように、例えば16人いると5分かかったとしても80分かかるわけですよ。非常に時間5分以上かかってしまうと非常に時間差が、格差が出てしまいますので、そういうところもしっかりできるところは1分でも早く改善をしていただいて、今委員長からありましたように、その書類不備ができるだけないような形で、事前説明、それから書類不備の方には受付事務をしながら、ほかのその後の方々を順番に能率よくできるような形で、是非改善をしていただきたいということを改めて要請をしたいと思います。

次に3番目、あと17分ぐらいしか時間ありませんが、最後の質問になります。ICT導入の関係で、議会業務についてまずペーパーレス化を進めて、タブレット端末を導入できないかという話ですが。御答弁を聞いての印象としては時期尚早、まだ時期が早いという御答弁ですけど、御答弁の中にありましたようにいろいろな新しいことに取り組むと、いろいろその心配されることも出てくるわけですよ。当然セキュリティの問題であるとか保守管理料、その予算的なコスト面とかそ

ういったことがつい真っ先に出てしまうんですけど、これですね、恐らくどのくらいかかるのという調査をほとんどされていないんじゃないですかね。そんなにかからないんですよ。具体的に申し上げますと、恐らくその事業費の調査をしないでそのまま答弁書を書かれたのかなという印象があるのですが、例えば全国で150ぐらいの自治体が導入しているのですが、大体議会が先行して導入して、その後行政でもまた導入するという事例が多いのですが、当然議会と行政とまた一緒に一括で実施しているところもあります。県内では指宿市議会とか曾於市議会、沖縄では沖縄県議会、那覇市議会、豊見城市議会、結構大きなところが主流になっていますけど、少し小さなところでは全国では山形県の朝日町、人口7,800人ぐらいですが議員数が11人、執行部、管理職16人、合わせて27台入れてその朝日町というところは議員と行政の管理職全部を入れて、27台で520万円掛かったという情報です。それから鳥取県の日南町というところ、人口4,665人、議員数11人プラス執行部が7人、これも管理職含めてという意味なんでしょうね、18台導入で317万円。それから兵庫県の丹波市、人口6万5000人、議員数が20人、事務局が3人、これは行政は抜きで議員と議会事務局だけですね、23台入れて294万円ということが載っています。ということは、初期の導入費、端末代及びシステム導入費、それと毎年掛かっていくであろう運用経費ですね、システム使用料。そういったのを合わせてもそういった事業費ですので、単純に与論町議会10人プラス事務局、例えばですけど2人で12台だとしたらおおむね200万円ぐらいで済むだろうという計算になります。この前沖永良部与論地区の議会研修会がありましたが、そのときで講師になられた方にもちょっと私聞いてみたいんですけど、200万円もあれば議会だけだったらできるんじゃないかなというお話でしたし、またさらに仮に行政側の管理職の皆さん、ここに御出席されている皆さん全部やったとしても、大体28、9台ぐらいですよ、全部で。それで計算すると単純に事業費、実際に導入しているところの単価をかけてみますと、大体480万円ぐらいで済むという計算になるわけですよ。まさにそんなにお金がかからない、人件費1人分ぐらいですよ。そういったことでそんなに経費も掛かりませんので、いろいろなメリットを考えたときに、やはり時代の流れとして私は移行すべきだと考えています。是非御検討いただきたい。恐らくもっと金が掛かるんじゃないかというあれだったと思いますけど、是非前向きに私は検討していただきたいと思うところです。改めてどうですかね、あえて副町長にお尋ねしたいと思いますが、前向きな検討、答弁では時期尚早というような答弁でしたが、今私が説明申し上げたことをお聞きになって、どんな印象を持たれたか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 執行部の意見としては、先ほどの町長の方からの答弁をしていただきましたが、実際問題としまして与論の議会の１０人の方々が、このことについて早急に導入したほうが良いというお考えであれば、そのほうに進めていければというふうに我々は考えています。中には、まだそこまではしなくていいんじゃないかという御意見も聞いていますので、その辺について議会の皆さん方でまた調整も必要ではないかと考えますので、よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） ２番。

○２番（沖野一雄君） おおむねそのようなことではあるかと思いますが、時代の流れとして、今我々が日常的に使っている携帯電話にしても、あるいはノートパソコン、デスクトップのパソコンにしても、入れるまではいろいろ安全面とかコスト面とかあるいはちゃんと使えるんだろうとかか、そういった不安があるわけですよ。しかし、時代の流れとして先取り先取りでやっていかないと、いろいろな情報が取れないんですよ。付いていけないのです、世の中の流れに。そうならないためにも是非先行的に議会あたりでもこれが使えるような形で、我々も内部で勉強しないといけないわけですが、是非共に知恵を絞りながら、積極的に、積極果敢に議会の改善、業務の効率化に向けて共に努力をしまいたいと思うことです。

以上で、私質問終わりたいと思うんですが、最後にまだ時間ありますので町長にこの議会と行政が一括してやるというのは時期がまだ早いかもしれませんが、せめて議会だけでもやる導入については、２００万円ぐらいから恐らくどうでしょう、２５０万円ぐらいまでで済むんじゃないでしょうかね。そういった経費でできますので、是非若い方にも魅力ある議会をつくっていくためにも、こういった新しい導入をやることによって、与論の議会の魅力というのもまた伝わっていきますし、タブレットを使って町民の方々と我々が話をするときに図面をこうタブレットの中に出してやったりすることもできるわけですよ。与論町の条例ではこうなっていますとぱっと見ることもできるわけです。当然この答弁の中にありましたように、ペーパーと急に画面に移っていきますので、それはちょっと付いていけないようなこともあるかもしれません。必要なところはペーパーを使いながら、またビジュアルに必要なところはこのタブレットで町民の方にも説明しながら、意思疎通がスムーズにできるというメリットがありますので、是非導入を図っていただきたい。具体的なことはあれですが、是非近い将来に導入していただきたいということで、町長に最後の答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。私も一緒になって沖永良部の議員研修のときにタブレット端末を使ってみて、本当にこれはいい運営ができるんじゃない

かなというふうに思ったりもしたわけですが、我々こう私など思うと、もっともっと研修をしながら考えていくべきではないかなと私個人としては思うことでしたが、今沖野議員がおっしゃるように、本当に議会がもっともっと活発になって魅力ある議会にするために、またいろいろな面でコストが削減できるように今後考えていかなきゃならないかなというふうには思っています。

○2番（沖野一雄君） 以上で終わります。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

選挙管理委員会委員長は御退席ください。

（選挙管理委員会委員長平田暢孝君 退室）

○議長（福地元一郎君） 次は、5番、高田豊繁君に発言を許します。

5番。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。それでは先般通告いたしました一般質問通告書に基づいて順次質問をさせていただきたいと思います。

1 与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の拡充と延長について

(1) 平成24年10月1日から適用され、平成31年1月1日で住宅取得期間が期限切れとなっているが、本条例の拡充と延長を行う考えはないか。

2 旧庁舎の取壊し計画について

(1) 旧庁舎3階部分は、早期取壊しの必要性が高いと考えるが、安全性とコスト面から施工方法を十分に検討したV E（技術提案）方式を採用する考えはないか。

3 勝みなみプロの応援態勢の強化や多目的運動広場利用の拡充について

(1) 本町出身者から国内屈指の女子プロゴルファーが輩出し、今後町を挙げて応援すべきと考えるが、町長はどのように考えているか。

(2) 女子プロゴルファーの来島もあり、今後町内におけるゴルフ人口の増加が期待される。多目的運動広場の天然芝エリアに、緑陰の整備や十分な締固め転圧等を行うとともに、東側崖面を活用した打放し施設の整備を行いゴルファーのニーズに応える考えはないか。

4 沖永良部与論地区広域事務組合の円滑なる業務運営について

(1) 昨今、沖永良部与論地区広域事務組合から構成3町の消防費負担金支弁に関する不合理な改定案が提起され、円滑な業務運営を図る上からも問題となっているが、町長は今後の方策をどのように考えているか。

以上の6点です。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、まず新築住宅の税の減免、これの拡充と延長についてお答えを申し上げます。

非木造の新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例につきましては、今後の議会において平成31年1月2日に遡求して住宅取得期間の延長を提案する予定です。

条例の拡充につきましては、地方税法で定められている新築住宅の3年間や認定長期優良住宅の5年間の減免期間と比較して、与論町新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例の減免期間が10年間と長いことから、今のところ考えておりません。

次に、旧庁舎の取壊し計画についてです。

旧役場庁舎は、昭和42年に鉄筋コンクリート造2階建てとして整備され、その後昭和56年に2階屋上部分に鉄骨造の3階部分が増設されました。本庁舎は建設から51年が経過し、本体躯体部分の耐力度の低下や大型台風に対する3階部分の壁面耐力を考慮すると大変危険な状態にあることから、平成31年の台風シーズン前までに3階部分の増設建物について解体撤去を計画しています。

施工方法につきましては、現在与論島健友会と協議しているところでありますが、御提案の施工方法についても併せて検討してまいります。

次に、勝みなみプロの応援態勢です。

与論三世の勝みなみ選手がプロゴルファーとして活躍されていることは、与論町にとっても町民にとっても大変喜ばしいことだと思います。

先日の勝みなみ選手の来島の際にも、多くの町民が歓迎し、勝みなみ選手の今後の活躍を願っていました。

さて、御質問の今後の町の対応についてですが、御本人の意向を踏まえながら将来検討する必要があるかもしれませんが、今現在、町としては特に対応は考えておりません。

次に、広域事務組合の業務運営についてです。

沖永良部与論地区広域事務組合の消防費負担金支弁の方法につきましては、現行の組合規約に基づく地方交付税法の規定により算定される関係町の当該年度の基準財政需要額のうち、消防費の割合を基準とすることが最も公平・公正であり、一部事務組合運営の基本的な考え方であると考えます。これまで、この条文について、各町負担金は、本署及び分遣所で必要な経費はそれぞれ本署及び分遣所を構成する町が負担するべきであるとの考え方もあり、規約の改定案が提案され審議されてきたところでありますが、3町合意に至っていない状況です。

現在、消防組合は鹿児島県などの仲裁を要望しており、引き続き協議してまいり

たいと存じます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、勝みなみプロの応援態勢のことについて、多目的運動広場の利用の拡充について答弁させていただきます。

本町は、与論町多目的運動広場を核として、既存の施設や自然環境を活かしたスポーツ合宿や大会誘致を行い、交流人口の拡大を目指しているところです。

御指摘の天然芝エリアにつきましては、現在行われているランニングコースの工事終了後に、芝刈りや転圧等を行い、ニュースポーツ、グランドゴルフ大会やサッカー大会のサブグランド等に使用できるように整備を予定しています。

緑陰の整備につきましては、広場南側一帯に植栽を行っていますが、他の箇所については今後の広場の利用状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

東側壁面の活用につきましては、具体的な計画は立てておりませんが、自然を利用した公園にしてほしい等の意見も届いていますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） まず第1点目の与論町新築住宅に対する固定資産税の減免のことですが、この条例の趣旨といいますのは、第1条の中で本条例の趣旨については台風被害を最小限にするためとありまして、近年の台風の大型化はこれは本当に顕著なものでございまして、サザンクロスセンターの展望所のガラスが破壊されたことから、その威力の強力が町民全て認識しているところです。近年その自分の木造住宅の横にとか、併設する形でこのシェルターをつくる家庭が見られていますね。シェルターはこれはRCの大体部材圧20センチぐらいの4メートル×8メートル程度の鉄筋コンクリートでつくるわけですけど、やはり予算的には今坪4の8ということは4×8、32ですから、約10坪ですよ。10坪となると大体そうですね40万円ぐらいですかね、約400万円以上かかりますね。それで私が拡充と言ったのは、この時間の延長ということ、期間の延長ということを行っているのではなくて、この今この条例の中では50平米以上ということになっているんですよ。これをやはり50平米以上のシェルターというのはあり得ないわけですけど、このシェルターというのは人命を守る上で非常に不可欠なものであるというふうに認識が高まってきているのです。この条例の一番上の台風の被害を最小限にするためということで謳っていますので、こういったことも町民の生命・財産を守る上から必要ですので、ここの点を今幸いにして今回のこの条例が提案されていないということもございまして、この中身の見直しを図りつつ、来たる議会にでも条

例の提案をしていただければと思う次第ですが、町長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。この免責の答えあるいは適用範囲につきましては、条例を提案する前にいろいろと検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） その次に、旧庁舎の取壊しですが、御承知のように旧庁舎は1階と2階については昭和40年頃、3階については昭和55年頃と記憶している次第ですが、特にこの3階部分は柱とか、柱の桁の部分は重量鉄骨でできていますが、その他については軽量鉄骨あるいは非常にそういう重量的、強度的に弱いような部材を用いてつくられている関係で、非常にこれは危険な状態ですが、私が一番心配するのは、この建物が高いというのがありまして、これに重機を乗っけてやるというのは非常にリスクを伴うと。それはそういうふうにしてできるところもあるわけですが、あるいはその防具の長いそういう特別な特殊工作車というのがありますが、やはり5、6年前はどうですか、ホテルの解体事業でちょっと事故がありまして、大変厳しいことがあったんですが、そういったことがないようにやはり慎重にこれはやっていかないといけないと思うんです。それと発注なのですが、委託とかそれから賃金、借り上げ料、そういったのが出るとどうしても発注者側に責任を問わざるを得ない、が来るわけですので、必ずこれは請け負いでないといけない。そのためにはきちんとした技術提案書あるいは見積書、その中でどれが一番ベターかと。このデザインとかそういう方法だけではなくて、必ずそこには予算を伴わないといけない。役場庁舎みたいなことではいけないと。やはり総合的な評価を基にしてきちんとした対応をして契約をしていくということが一番重要だと思うんですよ。そういうことでひとつ慎重にお願いしたいと思いますが、副町長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） やはり上のほうの構造について、総務企画課で現在の壊れた部分とかいろいろ工夫をしていただきましたが、向こうに重機を上げるというのは到底無理だというふうに業者も回答をされています。そういった中でどういった方法ができるかというのは、総務企画課で今検討を進めています。鉄骨部分ですので、向こうのほうは鉄骨をつり上げて解体しながら、そういった方法でいければというふうには検討を進めているところです。ただし、周囲への影響とかいろいろありますので、時期的な問題あるいは台風時期の前にはなんとか撤去できればというふうに考えていますので、よろしく願いをいたします。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） ひとつ安全にそのある程度また工期も見なくてははいけませんの

で、事故のないようにひとつ無事に解体ができるよう祈念し、期待したいと思います。

その次に、せんだって、勝みなみプロが来島いたしまして、沖縄でのダイキン女子オープンゴルフの行く途中で寄られたということ。今は4日の大栄ですかね、四国で今アンダー3、昨日ではちょっと正確な数字は覚えてないですけど、まだ上位に入っていますので、期待をしておきたいと思うんですが。彼女のすごさというのは、飛ばす距離とそのフェアウェイを真っすぐ行かせるという技術が、非常にずば抜けているということで言われているんですよ。お父さんが那間小学校に今、今度転勤されるかなと明日が発表かもしれませんが、そういうことで、非常に多くの方が町長以下みんないらっしゃって応援したわけですが、彼女のすばらしい資質というものが、今後花開くと思いますし、彼のばあちゃん、トモコさん、私どもの那間小の先生だったんですが、先生はまだ健在、まだ若いですからですね、ということで非常に与論の親しみを持った選手でありまして、彼女は大体240ヤードから250ヤードぐらいまで飛ばすらしいんですよ。飛ばすときはドライバーですね。だからこれは国内でもやはり上位クラスの子の飛ばし屋だというふうにランクインしています。一応賞金的にも今10位以上にも入っていますから、非常に期待が持てるということです。そういうことで、まずは与論の後援会は一応できていますが、砂美地来館に彼女の勇姿をこれは教育長が勝先生とコネクションがあるわけですから、今のうちにしっかりと御相談されて彼女のこの勇姿を砂美地来館に飾っていただいて、頑張っていただければと思うんですよ。どうですか、教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。何らかの形で彼女の頑張りを与論島でも一緒に応援したり、されたりということにつながっていききたいというふうには思っていますので、今の勇姿の写真につきましては、ほかの方々の掲示についても御要望を受けていますので、いくつかですね。与論町から関係して頑張っている方々を向こうへの写真掲示によって、町民の意識啓発などにもつながりもつけたいというのがありますので、体育協会等の今後の面でのきちんとしたものを通して、しっかりやっていこうかというふうに思っています。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 壁面はいっぱいあるわけだから、体育館も大きいからですね、教育長。スペースの心配をすることはないですよ。もうばんばんやはり並べてね、見る人が感動して中に入っていくということでもいいんじゃないんですか。千代ノ皇のはどうですか。

○教育長（町岡光弘君） 千代ノ皇はまだない。

○5番（高田豊繁君） それは忘れているんじゃないですか、それは教育長のアンテナを大分高くしてもらわんといかんと思いますけど。町長なんかは千代ノ皇の第一のファンですよ。それを忘れたらちょっといかなあ。そういうことでひとつ早急に検討してみてください。

それから、その多目的グラウンドのこの崖を利用してというのはですね、これはそんなに幅が必要とするわけではなくて、このワイヤーを使ってネットを張れば、そこに立派なものを、例えばこうRCコンクリート地を立てるようなことをせんでもいいですよ。20メートルぐらいのワイヤーを張って、これにネットを張っていくといういろいろなやり方がありますから、頭を使ってひとつ頑張ってみてください。笑っている人がいますけど、どうですか教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 答弁書にも書いたとおりですが、基本的にはまだ交流人口の機会のために向こうをいかに活用するかという部分を重点的にやりながら、今後そういうこともまた出ていくということは視野に入れてまいりたいというふうに思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ひとつそういうゴルフ人口というのにもかなりの数がやはりいらっしゃるんですよ。ですけど、ハキビナのほうの手狭になった関係でやはり場所がないというのがございまして、やはりその多目的運動広場ですから、サッカーばかりというわけにもいきませんので、それとその木陰もつくりながら町民が等しくできるように、その一角を曜日を決めて利用する、とにかく道路から見て、ああ、今日は利用しているなど見えるように、より多くの町民が利用できる施設にしていかんといかんですよ。どうですか、町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。いろいろな面からその天然芝のところをどう活用するかというのは前々から話題になっておりまして、老人の方々のグラウンドゴルフをしたいとかいろいろな方々もありますし、それからまたその弓道に使えないとかいろいろな意見をいただいています。それぞれいろいろ検討しながら最も多く活用できる方法はどうあればいいのかというのは検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それとちょっとずれるかもしれないけれど、サッカー場を東側に観覧席がつくってあるでしょう。ほとんど誰も行かないんですよ、向こうには。そうは思いませんか。建設課がつくった道路にほとんどいますよ。あとクラブハウ

スの横とかですね。そういう感じで非常に行き勝手が利用し勝手が悪い。そういうことでクラブハウスの左右にでも、この単管パイプを使った簡易式の応援席でもつくるといふそういう発想も僕は非常にいいかと思いますよ。だからそこら辺もあわせて、より多くの町民が利用できるように、あれだけの多額の金を使っているんだから。そして検討してみてください。教育長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） そのとおりだと思います。今始まったばかりではなので、さまざまなメンテナンスも含めてどう交流させたり、また地域の人が多く利用してもらえるかということの今のようなお声も聞きまして、いろいろな方々が参加できる体制を整えていくようにして、まずは本当に人々が集まるそういう形を多く利用しながら、競ってつくりあいをしたいという形に持っていければと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） 幸いにして総務企画課におられた朝岡課長がおられるわけですし、この家庭は本当にスポーツ一家だし、非常にスポーツの社会体育に関しては非常に造詣の深い課長ですので、彼を最大限生かしてひとつ頑張らせていただきたいなどこのように思っています。

それから、沖永良部与論地区広域事務組合のことについてですけど、ちょっと議長、ちょっと休憩を。ちょっと資料を配らせてもらっていいですか。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 19 分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番。

○5 番（高田豊繁君） 次に、沖永良部与論地区広域事務組合の中の消防組合の今後のあり方についてであります。この質問は、去る 17 日に南海日日新聞のほうで沖永良部与論地区広域事務組合の知名町の脱退がありましたね。これは、本来消防組合の今の管理者は知名の町長ですよ。ところがその管理者である地元の知名から脱退という提案をして決議をするという、私はこれは非常に異常なことだと思ってびっくりしているんですが、この文面によりますといかにも与論は頭が固くて、どうも同意にこぎつけないからもうこれ脱退するというような文面の表現で私受け取っているんですけど。その中で、この下段のほうですけど、町単独で消防業務を

行うのと財政的にそれほど多額の差が生じるとは考えないとして、町の総務企画課、これは多分課長でしょうけど、そういうことでこの発言、答弁されていますけど、非常にかっこいいなあと思ってですね。堂々たるもんだなあと思って、そう思ったんですよ。どうですか、沖島さん。お宅がそうおっしゃったんじゃないですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今広域で提案されている、その均等割、職員割、基準需要額割の20%、30%、50%という改正案がもしそれが可決された場合、与論町が負担する額は単独でやっていくその経費とそんなに変わらないという意味で、私は発言をさせていただきます。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そこら辺が相手のもくろみとは、またちょっとそれたような感じになったのではないかなと思って。私、いや、いいこと言っているなあと思って、非常に頼もしく思っているわけですが。

まず、整理をしてみたいと思うんですが、この組合に関しましては、昭和58年に山町長のときに、あらゆる国からの指導あるいはまた県の指導も踏まえながら、この議会の諸兄の諸公の方々と一緒になって、沖永良部と与論でやっていきましょいうよということで、肅々とこれまで3町の福利の向上のために努力されまして今日に至ったというふうに考えています。これまで、職員の数あるいは待遇の面、資機材の調整調達の問題、技術の向上練磨の民というふうに頑張ってきているかと思いますが、しかしながら、本部の特定職員の配置になって以来、あらゆる面で我が分遣所全般に対して、不合理な実態が強いられているのは、私分遣所の退職された方々も含めて非常にこれを忌々しく聞いているんですよ。これはやはりいじめに近いような不合理性の強要の状態が多々あったように伺っています。それで、まずこの今お配りしました地方自治法の組織の一番大事なところなんですけど、286条のところの第2項のところに「一部事務組合は、規約を変更するときは関係地方公共団体の協議によりこれを定める。本文の例により直ちに総務大臣又は都道府県知事に届け出をしなければならない」とありますね。これは規約の変更をするということを287条のところに規約を設けなければならないということで書いてありますが、この規約の変更を提案できるのは、これは3町長しかないわけです。これを今この紙の一番下に赤を引いてあるかと思いますが、「規約の改正の提案、許可申請は組合議会ではできない」ということが書いてあるでしょう、下のほうですね。「組合規約の変更の発案は関係町村の長のいずれの町村からでもなし得る」と、要するに町長しかこの提案、発案はできない。それをまたさらに後の290条

の中で、「町長が提案して、それを町村議会がこれを可決する必要がある」ということをその自治法はいつているのですが、この話を聞きますと現場の話を聞くんですけれどね、この沖永良部にはもう救助作業車、いわゆる普通の消防車にいろいろな建物とか取壊しをして、その被害者を救助すると。そういうような作業車が、和泊、知名のその本部には2台も入っているというんですよね。ところが、与論が今回一般会計予算に二千何百万円かの負担金を出してありましたよね。二千何百万円か出してありました。ところがこれは彼らもあげないといっているんですよ、その本部は。与論町は先ほどのこの負担金の支弁方法を改めない限り、この予算をあげないですよ。こういうことを本当に言えるもんだなと思ってですね。ここにちゃんと書いてあるのに、組合議会というのが規約にできるわけだから、規約にこうしないとその負担金の支弁のほうを変えることはできないわけだから。それをいかにも本部の強権的なことを活かして、予算もあげないという、予算をあげてから組合議会でその審議させるんだったらまだ話は分かりますよ。来年にしましょうよとかそういうのは言うけど、あげないというこれは全くしょうがないわけでございまして。そういうことですが、この17日の議決の結果を聞いたのですが、やはりその賛成多数で議決をしたと、議会で。そういうことでございました。和泊はそれにつきまして、続きまして20日の日に本会議の中でこれを発議するという流れのようですが、仮に私どもが先般町長からもあったんですけど、今は規約は支弁方法では基準財政需要額の町での割合に応じて賦課するということになっているわけですよ。それとこれはもう35年も前からそのように来ているわけですよ。これがその与論島の住民に変化があったとかそういうわけでもなくて、与論町からこれを改定する、与論町の負担金を減らしてくださいよという提案をしたわけではないわけですから、これはもう粛々と法令に基づいて、規約に基づいてこれまで来ているわけですよ。それを最近そのようなことを消防議会でいつてきてから、これを通さないといかにももうその現場の救助作業車の予算は認められないと、こんな話はないじゃないですか。それはもう地方自治の根幹ともいえるこの地方自治法を踏みこじる言動だし、行為ですよ。これをその早々とこれを認めないから早々と脱退しましょうという議会にかけけるほうも、また摩訶不思議な状態だなと思ってですね。これは全く法を順守しない、今これだけコンプライアンス、コンプライアンスという言葉で今あらゆる企業も自治体も言っている中で、こういうことをされるということは、非常に私も不思議でしょうがないですね。そういうことで今回この法によりまして一応脱退、今3町ですから、知名、和泊が脱退するとこれはもう組合当然解散ですよ。解散せざるを得ないと。2カ年の執行猶予はありますが、そういう中で私どもはもう、次も和泊も恐らくこれは知名と同じような流れであろうというこ

とにしないでならない。そうすると、もうこれは解散に向かうのが大体の流れであろうと思うんですよ。そこを解散に流れるからといって、それでああそうですか、それではバイバイと、これでは与論町の立つ手は全くないですよ。消防署の問題もですけど、このいろいろなことをやはり考えたときに、この289条の中で、今度は財産処分について精算をしないといけないというのがあるんですよ。ところが、3町長がこれを話し合っただけで決めるのはまず不可能だと僕は思うんですよ。やはりどうしてもやはり2対1で、これは与論は必ずやられると思わなくてはならない。だからその数の論理でこの与論島をそれほど不具合に不利益にするということを、私はこれは絶対あってはならないことだし、今まで申し上げてきたんですけど、これはまさに法を無視した不法行為ですよ、これは。民法290条にいう不法行為に該当する。これは本当に今のうちから私は法的に精通されている弁護士の方々に相談をして、想定される事態に備えて勉強しておく必要があると思うんですよ。やはりこの与論町我々は、この力では負けますね。そうすると我々の力になれるというのは法律しかないですよ。法律で相手と対等にやるしかない。そういうことで、私、総務企画課長は裁判は慣れてらっしゃるし、そういうことであまり心配はしてないんだけど。今のうちからこの弁護士と相談をして早めに精算事務のことも含めて、この不法的行為、今行われている状態を正していく必要があると思うんですよ。どうですか、町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。御指導いただきまして本当にこう御提案をいただきましてありがたいと思います。どうしても2対1ということで、向こうは数の論理で来ているわけだと思うんですが、まだ正式に議会、広域の会が開かれたわけではございませんので、その議会の経緯も見ながら対応しなければならないと思います。おっしゃるように、法的な根拠をこちらはきっちりと押さえておいて、それで対応していかなければならないというふうに思いますので、消防議員の方々とも協力をしながら、一緒になって取り組んでまいりたいなと思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ちょっと重複しますが、私どもから法的な違反行為は提案したわけでもないし、また犯したわけでもない。我々は粛々とこれを合理的に事務作業を進めてきたわけでございまして、その面での過失あるいは非というのは全く私どもにはないという自信を持っていただいていいと、そのことを県にも相手方にも堂々と主張していかなければならない。だけど、恐らく県はこれを解決できる道筋というのはないと思うんですよ。これはあくまでも自治ですから、自治体が違うわけだから、県はアドバイスはできるだろうけどこれは解決はできない、やはりその

法でしかこれの解決はできないんですよ。それと過去にこの6年前ぐらいですかね、通信設備、このデジタル化に向けてその沖永良部と与論との分遣所と間のデジタル総合通信指令システムをつくりました。そうするとそのときに私の意見としては、やはり与論島は与論島で通信体系のコントロールができるほうにしたほうがいいという主張を僕は持っていました。そういうふうに主張したんですけど、沖永良部で議会をしたときに。ところが結果的には全てその通信指令所は沖永良部の本部に一括してから、与論はむしろ沖永良部の電波を中継して沖永良部の知名の住吉とか、裏のほうに飛ばしてしている。そういうような役割を持たされているんですよ。ネットワーク的にですね。そうすると、これは排除ということでされた与論との通信体系の指令システムがなくなっちゃうでしょう。最初、与論の人はまだ方言しか分からない人がいっぱいいるんですよ。だから沖永良部の人と話もできないのが年寄りも多くてねという話も冗談交じりで言ったんですけど。そういうことでやはりその精算となるとそこら辺の面、あるいはこれまで例えば救助車にしても我々は負担金を出しているでしょう、いっぱい。それをだって、それは返してもらわないといかんよ。それだったら、もし与論島にその救助車を買わないというんだったら。そういう面とか、それからあと1人その職員がいるようですね、知名に行かせている職員が、東区から出ている職員がいるようですが、この職員に関しての処遇の問題とかも、それは行政と消防署といろいろあるから、この解散になった後のことを想定しながらこれをしないといかんと、こう私は考えているんですよ。実は与論のことわざに、チュウイシドゥ、シンカヤヤブインドーという言葉がございます。これは同じ親から生まれた兄弟でも、あるいは組織でも、中に1人の不穏分子がおれば兄弟割れをしたり、中の組織を破壊することがあるから、十分に注意しなければならないよというように先人から教えられていますが、まさに私はその一部の1人のそういった震源地とするところからこの問題が出てきて、非常にこれに踊らされている感じがものすごくするんですよ。だからそこら辺がありますので、私どもは冷静にこの問題に対処していかなければならないというふうに考えます。ひとつ町長は先ほど答弁をいただきましたので、町長のひとつこの信念、あるいは意気込みこれを中途半端にしたら先人に合わす顔がないなと、私どもも一体となってやらないと思いますので、最後に力強い町長の意気込み、その信念というのを伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） そもそも本当に広域というのはどういうことなのかという最初から立ち返って、力のない3つの町が力を合わせて一つのたすきをつくっていくんだということで立ち上げた広域です。それは本署は沖永良部にあるから、分遣所

は与論にあるから、分遣所は与論が設けるのかというのは、そもそも最初から間違った考えではないかなと、お互いに出し合ってみんなで一つの組織をつくったら分遣所であろうが本署であろうが、みんな一緒になって公平に負担していくべきだというふうに、最初からそういう持論を持っているわけですが、結局そういうことでできれば、もっともっと与論としては負担を軽減してまいりたいなという気持ちがいっぱいありますので、当初3町の前の町長の方々が基準財政需要額でいくんだというふうにみんなで立ち上げたわけですから、あくまでもそれを私は守っていければというふうに考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 町長のこのやはり堂々とやるんだという姿勢を聞かせていただきましたので、安心して一般質問を終わらせていただきたいと思います。この席に今回の議会で退職をされる本当に頑張った職員が3人ほどおられますが、長い間いろいろな議会議員とも対応したでしょうが、仕事も大変だったでしょうけど本当に御苦勞様でした。これからはひとつゆっくり酒を飲んだり、海に行ったり、のんびり暮らしていただいて、ひとつ今後もまた本当に頑張ってくださいと思いますので、これで一応22日のときに、またいっぱいお礼はしたいなと思っていますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10分間休憩して50分から行います。

-----○-----

休憩 午前10時39分

再開 午前10時47分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、林隆壽君に発言を許します。

9番。

○9番（林 隆壽君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、平成最後の一般質問をさせていただきます。

1 観光産業の振興と方向性について

- (1) 本町の基本産業である農業・漁業・商工業の振興に重要な観光産業をリーディング産業として有効と期待される与論型DMO設立のため、長期的予算措置を行い、これまでの常識を覆すことによって起きる衝撃的な出来事を指す「イノベーション」を実現するための人材育成に力を注ぎ、本町経済の振興対策を講じる考えはないか。

- (2) 現在、本町観光の盛り上がりが顕著になりつつある中で、既存宿泊施設が後継者不足や老朽化などの問題で受入継続が困難な状況に直面している。このままでは、ヨロンマラソン等のイベントや町全体の産業振興への影響が危惧されるが町長はこの問題をどのように認識し、どう対策を講じていく考えであるか。

2 次期町長選挙への立候補について

- (1) 町長の任期満了まで約半年あまりとなったが、次期町長選挙への立候補についてお気持ちを伺いたい。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず、御質問最初の観光産業と振興について、DMOの設立をどう考えているかということです。

御指摘のとおり、観光産業は経済効果の高い産業であり、観光消費は観光客が与論島において時間・空間を移動する中で、宿泊、飲食、お土産、交通などさまざまな消費を伴うことから、サービス業だけではなく、農林水産業から製造業など広範囲な産業に波及効果があると考えています。

与論町の総合商社として島の発展のため垣根を越えて取り組み、さまざまな活動を通して宣伝・販売していくことが期待されるDMOですが、人材の確保と育成は最も重要な部分であり、長いスパンでの安定した雇用と経験の蓄積を支援していく必要があると考えています。

DMOの設立に向け関連団体と協議しながら、イノベーションにつながるようなリーダー率いる組織づくりを支援してまいります。

次に、既存宿泊施設の老朽化の対策です。

既存宿泊施設の老朽化と人手不足は深刻で、受入態勢の再構築の重要な課題であると認識しています。

「宿」は、旅行者にとって最も滞在時間が長い施設であり、観光地の評価を大きく左右するため、これまで老朽化した外観や水回りの改修などに支援を行ってまいりました。施設の近代化や経営の持続及び旅行者の滞在環境の向上に効果を上げた事業もありますので、これからも活用可能な補助制度を探求してまいります。

また、後継者不足につきましては、新たに「モノ」から「ヒト」へと視点を変えた支援を検討しており、Uターン雇用や新規経営援助システム導入など関係機関が実施する助成制度を活用することで、間接的な投資支援や後継者の確保につながっていくものと考えています。

観光協会・商工会等とも連携し、宿泊施設の意向を再度踏まえながら支援策を検

討してまいります。

次に、次期町長選挙への立候補についてです。

平成27年8月の選挙において、多くの町民の皆様方の御支援を賜り、「町民の英知を結集、豊かで住みよいゆんぬ創生」をスローガンに掲げ、議会の皆様方の御指導の元に町政を推進してまいりました。

これまでの3年半を顧みますと、町政の最優先課題でありました役場庁舎の建設について、庁舎建設検討委員会や住民説明会等における御意見を集約し、建設場所を旧診療所跡地に決定。2020年1月業務開始を目標に建設工事を推進いたしています。さらに、平成31年度は新庁舎周辺の利便性向上のために、公用車・職員用駐車場の確保とあわせて、災害等有事に備えた避難用歩道や消防車等特殊車両の往来に十分配慮した町道等の整備を順次計画し、今まで以上に親しみのもてる、しかも、防災拠点としての機能を併せ持った庁舎整備を目指しているところです。

公約として掲げた「子育て・少子化対策、農業・漁業・畜産業並びに観光関連産業振興」につきましては、第5次総合振興計画の最重点プロジェクトにも掲げてあり、各種振興策を講じている中で、学校及び給食センターの改修、飲料・農業用水確保、し尿処理施設や抜港対策としての港湾整備、茶花地区冠水対策、環境問題等のインフラ整備など山積する課題も見えてまいりました。

半年後の9月には任期切れとなりますが、町民各位から再度の付託がいただけるのであれば、これまでの4年間で得た多くの経験を踏まえ、平成23年度から平成32年度までの第5次総合振興計画の実現を目標に掲げ、常に「町民ファースト」を念頭に置き、プロジェクト内容を精査した上で新しい時代に即した第6次総合振興ビジョンの策定や山積する問題解決に向け、これまで以上に国・県等はもとより、関係機関の皆様と一層の連携を図りながら、英知を絞り「この島に生まれてきてよかった・この島に住んでよかった」と思えるような町づくり実現に向け誠心誠意努力してまいりたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 大変前向きな御回答ありがとうございます。まだ時間もたっぷりありますので、少しだけ掘り下げて御質問をしてみたいと思います。

まず、総務企画課長にお伺いいたします。今回の施政方針の予算編成の対応の中で、イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリハリのきいた予算編成を基本的な考え方としてあるとありますが、イノベーションの促進に関する予算措置の具体的な箇所等の説明をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 休憩していいですか。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今の内容につきましては、施政方針の4ページに予算編成の対応ということで、本当は国の予算編成の基本方針として掲載されたものです。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） はい、分かりました。国がイノベーションの促進に前向きであるということは、私ども与論町もそれに従って前向きに検討または努力していただきたいなど。予算措置等についてですね、お願いしたいと思います。

それでは、次に商工観光課長にお伺いいたします。商工観光業の振興の（2）の観光振興事業の実施の中で、来訪機運の高まりや町内の活気が出はじめ、希望が見えてきたことで総合的な島づくりを推進する組織の設立や町民が主体となった地域経済の活性化など、自主的かつ持続可能な観光地づくりのこれからの課題と捉え、解決のための取り組みを実施していくとありますが、総合的な島づくりを推進する組織の設立とはどのような組織ですか。具体的に御説明をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。

観光地としてこれまでさまざまな施策が行われているわけですが、人材育成をはじめとした中長期の戦略的な取り組みとか、事業目的に沿った仕分け、事業成果の評価、そして民間との連携、情報発信戦略など、これまで以上に非常に不十分な部分があったと思います。現状の体制では施策そのものというより、年間の行事を遂行することで精いっぱいであると。観光協会、商工観光課も激務に消耗し、なかなかその行事の処理に追われてしまって、中長期戦略や個人の成長戦略の目標を設定する余裕がないような状況にあります。そういう中で私どもといたしましては、与論型の観光DMOを組織して、その充実を図る必要があるというふうに思っています。特に、この与論型のDMOとしては、自ら利益を生み出す仕組みを行政と民間の協働により構築いたしまして、地域経済の活性化を図ることを目的に、イノベーションにつながるようなリーダーと組織づくりを支援してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 9 番。

○9 番（林 隆壽君） ありがとうございます。私は国の推進するDMOというのは、全く考えておらず、やはり与論型のDMO、国のお金は当てにせず与論町独自のDMOを推進したほうがいいと思っていますので、私はこの与論型DMOという名詞が大変気に入っていますので、これからも使わせていただきたいと思います。

与論町の経済活動の主たる産業である農業・漁業・商工業を与論町において観光産業を中核とする組織として、総合的な島づくり推進組織を立ち上げ、軌道に乗るまでの予算措置を講じる必要があると考えます。そして、その組織内において物事の新しい切り口、新しい捉え方、新しい活用法いわゆるイノベーションを実現するための、やはり人材確保及び育成が最も最重要課題だと思いますが、副町長にお伺いします。このことについてどう思われますか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 大変難しいことでございまして、これまで観光については本当にその業に携わっている方々のみが観光業というのを引っ張ってきたというふうに考えていますが、やはり観光を推進していく中では、島全体つまり島にある産業、特性を活かして受け入れていく必要があるというふうに考えています。ありがたいことに、去年は沖縄のコンベンションビューローにも受け入れの体制の充実をどのような形で沖縄が進めているかということで、職員を派遣いたしまして研修をさせました。そういったことで、今後島全体としてこの観光をどのようにして興していくかというのはもう1回原点に返って、商工観光課、もちろん観光協会を中心であります、農協、あるいは漁協、こういった体験型の何かができないか、島特有の観光ができないかというのをこのDMOの中に取り入れて、全てが島おこしにつながるような観光産業でなければならないというふうに考えていますので、そのような方向で、また関係機関と協議をしながら進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 9 番。

○9 番（林 隆壽君） 私が、人材確保及び育成と申ししたのは、例えば与論型DMOをつくったときに、その中にその人材を確保して入れると。その方が中心になっていろいろな企画、立案なりをすると、そういうことは私はイメージをしています。職員がいろいろなそういうことをするんじゃなくして、これから恐らく大きな観光の波が出てきたら、職員だけの力じゃ恐らく手が回らないと思います。これからの今言おうと思ったんですが、やはり与論型DMOを設立して、そこでその人材を何人か確保して、そこでその方々が専門的あるいはまたいろいろな発想で回して

いくと。そういう私は発想をしているので、今御質問をしたんですが。是非そういうふうにもた御検討あるいは前向きに考えてください。よろしくお願いいたします。

では、イノベーションを起こすには、まず何が必要か。これいつも言われていることなんですけど、リスクなくしてイノベーションはできないと言われています。また、素人の発想は、荒唐無稽なものがありますが、これはイノベーションにつながっていくというふうに言われています。そして3つ目が新しいことを頭から否定してはイノベーションは生まれない。これは私たちも日頃そういうことを考えています。頭では考えるんです。考えるんですがなかなか実行に移せない事柄であります。このことを実行の具現化することができることがイノベーションであり、そしてそれを実現できる人材確保、育成もまた一つのイノベーションだろうと私は思います。ですから、イノベーションというのはただ単にしゃれた言葉ではなく、実際これからのいろいろな仕事をする上において、一番基本になる言葉であろうと私は思っています。施政方針にあるように、自主的かつ持続可能な観光地づくりをこれからの課題と捉えて取り組んでいくと載っていますが、のであれば、これを推進していくために長期的な予算措置を行い、人材育成をじっくりと取り組んでいくべきであると強く確信して終わります。町長にお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。確かにいろいろな産業そして我々が目指す社会をつくっていくためには、やはりその主となる人材をどう確保し、どう育成していくかということが非常に大事なことだと考えています。御指摘にありましたように、職員以外あるいは島民以外にもいろいろなところから、そういう人材を確保できないかというふうに今後考えながら進めてまいりたいなと思っております。本当にDMOを立ち上げることににつきましては、今庁内でも非常にいい動きがありますし、またいろいろな映像の面とかいろいろな面で外の方々の力を借りながら、我が与論の島をアピールしていくということもされておまして、大変ありがたいこともありますので、そういうふうなことも、いろいろな観点からいろいろな人材を活用していければと考えています。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） よろしく願いいたします。

続いて、既存の宿泊施設の存続が危ぶまれている問題に対して質問いたします。

商工観光課長にお聞きします。与論島が観光ブームであった昭和40年代後半から、昭和50年代にかけ観光客の来島数に対し、宿泊施設が不足していたために、宿泊施設の設立競争となり、来島する観光客は大学生や若者が大多数であり、建築

が簡単な民宿が大部分でありました。ピーク時には島全体で120件以上が建設されたと記憶していますが、その後は観光ブームの衰退により、大部分の施設が廃業に追い込まれた歴史があります。今現在は大学生・若者だけでなく、老若男女の来島客が千差万別で観光産業の盛り上がりを見せている今、過去の衰退の轍（てつ）を踏まないためにも、自然の成り行きに任せるのではなく、計画的な政策の中で受入態勢の整備が肝要ではないかと思います。今、与論町が施政方針にもあります民宿を推進されており、着地型観光の体制推進を行っていますが。現在の民宿施設の件数と宿泊人数の実績を教えてくださいませんか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） 民宿の数ということでしょうか。

○9番（林 隆壽君） そうです。いや、ごめんなさい、民泊、ごめんなさい民泊民泊。

○商工観光課長（山下哲博君） 現在民泊で登録されているのが18件ございます。そして今年度民泊施設整備事業で新たに5件が一応登録予定というか、今改築事業に入りまして、登録を計画しています。

以上です。

○9番（林 隆壽君） 宿泊人数は。

○商工観光課長（山下哲博君） すみません、その中の今現在の民泊の宿泊人数については、把握しておりません。調べてみたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） ありがとうございます。大分増えたようですが、今後民泊がどの程度定着し、宿泊施設の減少などを補えると思われますでしょうか。例えば民宿が人材不足でいろいろ廃業になったときに、民泊でどの程度の宿泊施設の補いができるか、そういうシミュレーションなりはしたことありますか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） 現在シミュレーションという形で策定を重ねておりません。しかし現状におきましては、やはりこれまでの流れではやはりどうしても大型の宿泊施設がなかなか誘致されない中では、どうしても民泊をお願いして推進をしていく必要があると思います。特に近年におきましては、農業体験だとかそれから自然散策等、いろいろな形の旅行形態が変わっておりまして。人と人とのつながり、住民との触れ合い、そういったことが今旅行の大きな要素になってきていると思いますので、民泊については随時推進をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 宿泊施設には、御存じのようにシティホテル、リゾートホテル、ビジネスホテル、旅館、民宿、ペンション、民泊と多種ございます。今後与論町の観光産業がもっと盛んになり、1年を通じて入り込み客が増加したときの受入態勢はどのようにイメージされているか。高級リゾートホテルとかね、高級、そういうあるいは民泊を中心とした民宿を中心とした、あるいは旅館の保養施設を中心とした、そういう長期的な与論の受入態勢のイメージというんですか、そういうのがもし話し合いがあればお聞かせください。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） 今現在の施設の維持はもちろんのこと、民泊も進めなければならないと思います。ただ、私どもで新年度にやはり地元である程度検討委員会なり立ち上げて、地元の場所を検討したり、そしてそこにどのような施設が町内に必要か、そういったものは検討委員会の中で検討した上で公募型というかと与論町に適した共存できるような施設が必要ではないかということで、今副町長ともいろいろ相談をして検討委員会なんか立ち上げられたということで、相談をしているところです。副町長のほうが将来のビジョンを大きく考えていらっしゃると思いますので、副町長に御意見をいただければと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 商工観光課長が言ったとおりです。従来型の本当に民宿主体、あるいはホテルといえるのはプリシアだけというスタイルは、もう与論には与論に来られるお客さんの中でも、ニーズにあってないというのが現状です。多くの我々仲間からも外資系のホテルも誘致して、それぞれの客層を与論のほうに入れていくシステムをつくっていかなくちゃいけないのではないかとこののを御提案もいただいています。そういった中で先ほど商工観光課長からもありましたが、今一生懸命頑張っておられる民宿の方々への対応も含めて考えながら、やはり新しい客層の確保に向かってどのような対応ができるかというのを今後いろいろな検討委員会を立ち上げて、その中で話し合いを進めてまいりたいと思います。ただ、土地の確保とかいろいろな問題もありますので、その辺も含めて総合的な観光の受け入れのプランをつくっていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 今おっしゃったように、いろいろ検討されていらっしゃると思います。私が言いたかったのは、町が施設をつくってするのではなくして、やはり若い人たちが民宿あるいは民泊等ではなくて、いろいろなしゃれたペンションなり、そういうリゾート宿泊施設なりというのをつくれるような、そういう環境づく

りができればなと思っています。それとまた、ちなみに星野リゾートには断わられたと聞いていますが、あの方の場合は、既存の物を改造してつくるという手法ですので、与論にある施設を改造してというのは星野リゾートの指針が恐らく反するかと思いますので、恐らく無理だと思いますが、もう一つはまた島外資本の導入というのもやはり捨てずに常に考えて、いろいろな条件がよくなってくれば、また与論町にもいい影響ができるような、与えられるようなそういう資本が入ってこないとも限りませんので、やはりそういうのをずっと継続していただきたいなと思います。

それからまた、今マスコミで盛んに、インバウンドによる外国人観光客の受入態勢の構築やおもてなし対応の充実などが報道されています。このため与論町においては、アンティグア・バーブーダとのホストタウンに追加登録をされましたが、ホストタウンは別として、インバウンドに対する受入態勢をどのように考えておられるか伺いをします。ちなみに、外国には欧米、中東、アジア、東南アジアあるいは宗教の違いによる習慣や食事の違いがあり、多種多様の問題があると踏まえて対策を講じることが肝要であると思います。また、無料W i - F i 等の設置などが計画されているかどうか。商工観光課長に。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） 国においてもいろいろインバウンド対策については事業の計画もされていますが、本町におきましても、今回の8Kの映像で海外にも大変影響というか、好評をいただきました。特に欧米系に向けて発信をしたつもりですが、今回の映像でインバウンドも非常に多くなるということで、内心私どもとしては心配をしているところです。それに対する対策がまだ落ちていて対策ができていない状況なものですから、今後いろいろな形でそのインバウンド対策については早急に対策を講じていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 私が今日こうして言うのは、恐らくインバウンド対策というのは近々に来ると思います。それから慌ててやるのではなくて、やはり今のうちからそういうことの下準備をしておかなければいけないと私は思いまして、あえてこの席で言わせていただくところであります。是非、先々を見て御努力をお願いしたいと思います。

町長に伺います。オリンピックホストタウンが終了した後に、サンゴ礁白化問題などの共通課題について、意見交換をする場も設けると書いてありました。新聞だったかな。せっかくカリブ海にある与論町と似たような海洋観光資源の観光地で

あることから、今後も交流を深めていき、これからの与論町が目指す観光地として見習うべきものがあるとするならば、お手本として見習っていき、ギリシャのミコノス島との姉妹盟約の掘り起こしも合わせながら、お付き合いを深めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 内閣府からそのカリブ海の島々の国々とそのホストタウンのことが提起されまして、与論は非常に産業あるいは環境等が似ているアンティグア・バーブーダのホストタウンとして、オリンピックを盛り上げていったらどうかという御提案がありまして、喜んでお受けをしたところです。と申しますのは、面積はアンティグア島とバーブーダ島を合わせて種子島の大きさぐらいだということです。与論の20倍ぐらいだということなのですが、人口は10万人ぐらいということでごさいます、産業も農業、向こうのほうは牧畜だそうです畜産業、それから観光業に力を入れている島で、非常にクルーズ船が大量に来ると停泊地で潤っているという話でございましたが、そういうふうな観光の面とかあるいは自然を守るための観光との両立とか、あるいは向こうも取り巻くサンゴ礁が白骨化しているというような事情ですので、オリンピックを契機にして向こうの方々ともそういうふうな研究をされる方々とも交流をしながら、与論の観光のために参考になることがあれば取り入れていければなと考えているところであります。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） これも民宿の減少とはかけ離れた質問になってしまったんですが、これはやはりこれからの与論島が力を入れていかなければいけない事柄、それが進んでいきますとどうしても宿泊施設というのは一番大切になってきます。宿泊施設のよしあしで観光客は2回来る3回来るあるいは2度と来ない、そういう状況になりますので、やはりその宿泊施設の整備ということはやはり皆様方の今度の第6次総合計画等がこれからされると思います。そういう中にきっちりと青写真を描いて、10年後にはこういう島にするんだというのをきちんと書いていただければと思います。今、奄美大島各島には観光に力を入れています。私どもは50年前から観光に大分抜きん出てきたんですが、最近ほかの島々に置いていかれそうな感じがするようないような、やはりこれまでの私どもの歴史をみますと、ほかの島には負けてはならない、絶対に負けてはならないと私は思っています。是非頑張ってくださいと思います。

与論町も例外なく、少子高齢化を迎えています。昔を振り返ってみると観光ブームの全盛の頃、与論町以外の町村が少子化の問題で騒動しているとき、いつも言われていたのが与論は少子化問題がないとよくうらやましがられたのを覚えていま

す。しかし観光が衰退し始めてから、与論にも少子化問題が起こり、現在に至っていると記憶します。今こそ思い切った政策を打ち、若者が喜んで島に帰って来られる環境づくりを行い、若者の熱気あふれる島を取り戻すための思い切った施策を展開していただきたいと強く要望します。私がこの質問で訴えたかったことは、今こそ、イノベーション実現のためにしっかりした組織づくりの取り組みが必要であると思ったからであります。是非お願いをいたしたいと思います。

ちなみに、今NHKの朝ドラの安藤百福が発明した即席ラーメンのドラマがありますが、まさに信念というイノベーション、これのドラマだというふうに毎日毎日私は感心して観ています。そしたら私ができるのかと思ったら、なかなか難しいな、そういうふうに考えますが、それをもう一つ壁を乗り越えてやるのがイノベーションではないかと思いますので、是非御努力をいただきたいと思います。産業振興の方向性を定めて、本気の取り組みを是非要請をしたいと思います。再度、町長にお伺いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。本当におっしゃるように我々もです、また町民全体が本気になって取り組んでいかなければならないというふうに思っています。島おこしとはそういうものだろうと考えます。ちなみに大島郡で単収の面からいきますと与論町は決して低いんじゃないんです。ただ人口密度が高いというふうなことで、農家の小さな事業体が小さいものですから、なかなか収入が上がらずに所得が上がっていないのですが、町民が一生懸命努力していることを認めつつ、我々もまたさらに頑張っていければというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 9 番。

○9 番（林 隆壽君） 最後に、次期町長選挙への立候補について、本日正式に立候補を表明されましたので伺います。

平成27年度に初当選されてから、町民の英知を結集し、豊かで住みよいゆんぬ創生をモットーに、前町長の南町長からの引き継ぎ事項であったごみ焼却施設や多目的運動広場の建設、喫緊の課題であった現在建設中の新庁舎建設など、大型プロジェクトを町民目線で話し合いを進めてこられましたが、人口減少問題や産業の振興、福祉施設の充実、文化の伝承と島のためにを目標にこれまで行ってこられた政策が全て実現したと満足はしておられないと思います。再度舵取りの機会が与えられましたならば、どんな与論町を築いていきたいか、もう一度お聞きいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおり、これまでの4年間で特に気を付けたこと

は、前町政からの引き継ぎ事項をいかに本質的に、また町民の満足のいくように推進していくかということが非常に大きな課題でございました。たくさんの引き継ぎ事項もいただきましたし、またそれに対して各課の課長を中心にして、大いに取り組んでもらって本当にありがたいなと思っています。第5次振興計画をいつも机の上に置きながら、これをしなきゃならない、これをしなきゃならないというふうに進めてまいりましたが、そうしながら本当に私が最初から申しましたように町民の意見を聞きたいと町民の声を聞きたいというふうなことでまいりましたが、本当にそういう面からすると、その前町政の引き継ぎをして事業を進めながらいろいろな新しい課題がいっぱい見えてきました。先ほど申し上げましたように、そういうふうな課題をこれからまた皆さんの力を借りながら、町民に知恵を借りながら、私に任せていただけるのでしたら、一緒になって頑張っていければというふうに思うところです。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 今後とも任期満了まで、与論町発展と安寧、そして町民の安心安全な生活を目指して、誠心誠意の御努力を御期待申し上げ、また町長選挙においては濃密な政策論争を行い、正々堂々と戦っていただきますことを希望し、平成最後の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 9番、林隆壽君の一般質問を終わります。

次は、4番、林敏治君に発言を許します。

4番。

○4番（林 敏治君） それでは、平成31年第1回の定例会の質問を行いますが、今回の質問は町長の施政方針の中から3点ほど取り上げて質問をさせていただきます。

1 グリーン・ツーリズムの整備対策について

- (1) グリーン・ツーリズムは農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことであり、農産物や加工品の販路拡大、新たな就業の場などの創出効果により、農山漁村の活性化の有効な手段として期待されている。町を挙げて、地域一丸となり農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制の整備を行う考えはないか。

2 航空運賃軽減事業の支援拡充について

- (1) 県は奄振法の延長を前提に交付金を活用した航空運賃軽減事業の対象に「準住民」を追加する計画である。現在、本町に住民登録をしている方に離島割引カードを発行しているが、県内与論出身者や定住移住を希望する県外者にも離島割引が対象となるよう支援拡充を図る考えはないか。

3 旧役場庁舎の跡地利用について

- (1) 旧役場庁舎の跡地利用については、島内における茶花市街地の占める位置付けを十分考慮し、島全体の経済活性化の起爆剤となり得る機能を持たせることが、極めて重要であると痛感するが、町民アンケート調査の結果を踏まえ町長はどのように認識し、今後具体的対策をどう進める方針であるか。

以上お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） グリーン・ツーリズムの整備対策についてです。

グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムといった農家、漁家などの生業を活かして行われる滞在型・体験型観光は、一次的な生産物の消費拡大だけではなく、静養を含む非日常を体験し得られた満足度がその地域の好感度へと繋がり、信頼性・ブランド力などを高めるため、他種産業にとっても相乗効果の高いビジネスであると考えております。

特に農家民泊は、その効果を十分に発揮できるツールであり、常時受け入れできる体制を整えることが多様化するニーズへ対応することとなるため、補助事業を活用した研修や情報発信に取り組んでいるところです。

農水産業や観光業の振興を図るためにも、異業種間の連携がスムーズにできる体制整備に努めてまいります。

次に、航空運賃軽減事業の支援拡充についてです。

次期奄振法におきましては、奄美群島振興交付金の制度拡充が図られ、航空航路運賃軽減事業の対象者が、群島住民に扶養されている群島外在住の高校生や大学生などを「準住民」と位置付けて、軽減の範囲が拡大されることになっております。

離島割引制度につきましては、奄美群島全体の制度設計となっており、県内の群島出身者や定住移住希望者を対象とする制度拡充を行う場合、多額の予算が必要となり、現在奄美群島振興交付金を活用して実施継続している成長戦略推進交付金事業にも影響が生じるものと考えます。

御指摘の内容につきましては、奄美群島全体の合意形成が必要となることから、奄美群島広域事務組合等とも協議することが必要だと思われます。

次に、旧役場庁舎の跡地利用についてです。

旧役場庁舎の跡地利用につきましては、平成30年2月に「与論町役場旧庁舎跡地利用検討委員会設置要綱」を制定し、協議を進めているところです。

今後は、町民アンケートの調査結果等を踏まえつつ、人が集まる場所、住民だけではなく旅行者が立ち寄れる場所として町の活性化に繋がるよう、本検討委員会で

具体的方針を協議してまいります。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） グリーン・ツーリズムの整備については沖縄県の東村あるいは大宜味村、そしてまた奄美大島では大和村、龍郷町も取り組んでいます。その中で東村は、農業を主体にパイン、マンゴー、カボチャ、大根などの栽培で生計を立てています。1990年頃から輸入の自由化が始まり、パイナップル価格が低下し、儲けが成り立たなくなったことから、この観光に力を入れているようです。1990年にはエコ・ツーリズムが始まり、2004年には農家を対象にグリーン・ツーリズムの研修を行い、農家に民泊してパイナップルの収穫などを体験させているようです。最初は農家6戸から始まり、ウェブไซด์を利用し、顔が見える写真や体験や食事、風呂場など写真に貼りつけ、そしてブログで紹介しているようです。2017年には民泊収入が約1億1260万円。利用者の対象は、修学旅行生や学生であります。今後は一般の観光客も受け入れるようです。そこで、本町もまたそれに対してどのように取り組んでいるかをお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。今、本町としてそういう農家に対する体験型というようなことは、地域おこし協力隊の佐藤さんを中心にしながら、何人か受け入れをしてもらっています。つい先日は野口さんのところに何人かヨロンマラソンの加勢をしながらということで学生が来て、宿泊しながら農家の体験をしていて、その話では、1日教えれば結構2日目からはさとうきびを倒して労働力になるという話も伺っています。今後本当に進めていく大変いい取り組みではないかなと期待をしているところであります。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） その佐藤さんがやっていることは、農業島暮らしの体験、つまり村おこしNPO法人からの中間役ぐらいで頑張ってもらっていると聞いています。しかも大学生を中心としてこの就職前の活動、これを大学生を主体に取り組んでいると聞いています。相当応募が来ているようで、今の学生たちはもうお金がある人あるいは暇がある人、高度ないろいろな専門の方々やいろいろな方々が申し込んでいるようです。これも是非、今後また継続して与論町にまた外貨が稼げるようにしていただきたいと思います。商工観光課長、これについてどう思われるかお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） 農業体験を主とする民泊施設につきましては、やはり 18 件それプラス 5 件今増えているわけですが、残念ながら今修学旅行の中では、昨年度 1 校が農業体験をしながら、さとうきびの収穫だとかインゲンの収穫、里芋の植え付け、そういった物を含めて実施しているわけですが、この方面にも力を入れて頑張ってもらいたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 民泊事業は、やはり体験をさせることによってその先に学びがあると聞いていますので、是非学生の方々にもひとつそういったことを教えるためにもやはり動員して、今後また与論の活性化につなげるようお願いいたします。

次に行きます。航空運賃軽減事業の支援拡充について。この離島割引制度事業につきましては、平成 26 年の 5 月と 7 月に奄美群島で 12 市町村企画担当課長による協議申し合わせと聞いています。そうであるならば、今後検討する余地があるのではないかと私は思ってこういう質問をさせていただきましたが、総務企画課長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 現在、この離島割引制度につきましては、奄美群島振興交付金、この交付金も最近できた交付金ということですが、今現在国費ベースで奄美群島に約 24 億円ぐらいが交付されています。その中で奄美群島成長戦略推進交付金というのと、あとは条件不利性改善事業というのがあるわけですが、この中に航空航路運賃軽減事業というのがありまして、かなり大きな予算が計上されています。条件不利性改善事業というのが約 16 億円。ほとんど交付金の半分以上がこの条件不利性の改善事業ということで、航空航路離島割引の制度で活用されている内容です。

御指摘の御提案の例えば県内の与論の出身者であったり、定住移住者を希望する県外者にもこの割引対象となる場合につきましては、やはりこれは奄美群島全体で考えないといけない内容ですので、かなりの人数が想定されています。今交付金が 24 億円で、こういった事業でもっと拡大した場合は、いろいろな農林水産関係とか防災とか、自然保護の事業とかにも影響するのではないかなと考えられますが、今後また予算の要求、要望も含めまして、こういったことにつきましては、各 12 市町村の企画担当課長等が集まるこの広域事務組合の中での会がありますので、そこでまた提案をしながら、ほかのまた市町村の意見を聞きながら検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 国においては市町村における定住促進の施策として、参加者等

についても運賃軽減の対象に加える検討を進めているということなんですよ。それで是非この事業を使って、これは希望する方だけですから全員じゃありませんから。だから希望する方々がどのぐらいいるか、それは分かりませんが、そういうことでひとつ前向きに検討していただきたいと思います。鹿児島県に在住する与論人会の方々から相当な意見が来ているんですよ。何とかしてくれんかということでひとつ検討していただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。このことにつきましては、首長会議でも何回か問題になっています。そこでやはり住むためには全員、ある特定の町だけすることはできませんので、全員で同時にしていくことになると思いますし、また先ほどもありましたように条件不利性の補助の金額等との比較をしながら、どれが本当に価値があるのか、いずれが効果があるかということを全員場で協議をしながら進めていかなければならないと思いますので、そのおっしゃることを踏まえて提案をしながら見てまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 是非、強力に提案をしていただきたいと思います。

次に、旧役場庁舎の跡地利用について。これは町民アンケートを前回調査したと思いますが、その結果がまだ私たちも全く分からないもので、その内容と検討委員会をまたどういう組織で、またいつ行われるのかをお聞きします。町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） アンケートが1,186人から集まっておりまして、それについて今総務企画課で分析をしながら検討をしているところですが、大まかに見えてきたことが今私がお答えした町民が集まる場所、あるいは観光客、旅行者も一緒になって活用できるような場所にしてほしいというのが、まず第一の目的、アンケートの結果のようです。あと活用につきましては、いろいろな面で希望が出てきますので、それを集約しながらこの跡地利用検討委員会でまた話し合いをして、その結果を分析しながら進めてまいりたいなと思います。とにかく人々が集まるような場所にしたいということです。ただ、私が予想していなかったのが一つあるのは、公園が欲しいという意見が出てきています。若いお母さん方はそういう建物をつくるのではなくて公園にしてほしいという意見もあるということも踏まえながら、検討していかなきゃならないなと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） その人が集まる場所というのは、具体的にはどういうところと

お考えですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） いろいろな観光情報を発信するような場所とか、それから会議やいろいろなコンベンションが行われるような集会ができる場所とか、それから見本市とかそういうところとか、あるいは市民サークルやNPO法人の活動できる場所にしてほしいとか、大まかな意見がございます。でも、まだ詳しく分析をしていかなないと、いけないところもいっぱいあると思いますので、後ほどまたみんなで検討していければと思っていますところです。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 我々議会からも申し入れをしたところですが、その役場でどのような検討会がなされているのか、そこが見えないものですからできれば早めに対策をとっていただいて、またある程度のひな型でも出していただければ、大変ありがたいと思います。町長、副町長それに対していかがですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今、林議員がおっしゃられることはよく理解をしています。そういった中で、今大型プロジェクトが次々推進している中で、今後の庁舎の解体から順次進めていかなくちゃいけないわけなのですが、アンケートの結果から見ましても、買い物をしながら子育てをして、何かみんなで集まれるような場所にしてほしいというのが圧倒的に多いようです。そういったことを重点的に考えて、今後進めていかなくちゃいけないというふうに思います。ただ、いろいろな災害等の有事のことを考えていきますと、いざというときにその屋上あたりを利用した防災の拠点になるような場所というのを考えていかなくちゃいけない。果たしてそれが建物でいいのか、あるいは本当に広場だけでいいのかというのを、具体的に後の維持費のことも考えながら総合的に考えていかなないと、ただ、ものをつくってそれをやっていくということではなくて、あとのランニングコスト、島民に、町民に負担が掛からないような本当に有意義に利用できる施設というのを考えてまいりたいというのを考えていますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 町民のニーズに合った場所だと思いますので、是非、町民が納得するような建物をつくっていただければありがたいと思います。最後になりましたが、将来を担う子供たちがやはり夢を描ける場所であることが一番私は重要だと思っています。どうしてもそれに向けて実現をしていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（福地元一郎君） 4 番、林敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。昼食のため、午後は１時３０分から始めます。

-----○-----

休憩 午前 １１時 ５１分

再開 午後 １時 ３０分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、３番、川村武俊君に発言を許します。

３番。

○３番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。よろしくお願いします。２０１９年平成最後の一般質問をします。

１ 不登校、いじめ問題について

（１） 本町の児童・生徒の不登校、いじめ問題の現状と対策はどうなっているか。

２ 子育て支援対策について

（１） 子育て家庭における国民健康保険税の子ども均等割を「完全免除」にする考えはないか。

３ 農業振興対策について

（１） 昨年末に発効したＴＰＰの現状は、１月２７日に財務省が発表した貿易統計によると牛肉の輸入がオーストラリア産４０％増、カナダ産５．３倍、ニュージーランド産３倍、メキシコ産４４％増と急増している。ＴＰＰから抜けた米国産牛肉の輸入の伸びは低調で、今後米国が日本に市場開放圧力を強める展開も予想され、牛肉市場を取り巻く畜産農家とさとうきび農家の将来が危惧されるが、どのように認識し、対策をどう考えているか。

（２） 今後予想される気候の変動や増加傾向にある人と物の往来による農畜産物に与える伝染病等の対策として、持ち込まれる病原体を未然に防ぐためには検疫の強化が必要であると認識するが、対策をどう考えているか。

（３） 畜産における粗飼料自給率の向上及び優良素牛の自家保留は、喫緊の課題だと考える。優良素牛の評価に当たってゲノミック評価があるが、将来的に取り組む考えはないか。

以上よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、不登校、いじめ問題についてお答えをいたします。

本町における不登校の児童生徒は、例年より多い人数となっております。

いじめにつきましては、本年度２月末現在７２件の報告がされていますが、継続的ないじめは報告されていません。

いじめ・不登校につきましては、アンケート及び「学校楽しいーと」という調査、欠席状況、生徒との教育相談等の実態把握を通して、担任の直接あるいは電話による生徒・保護者との欠席理由の確認を行い、それらの状況に応じた個別相談等を行います。長引きそうな児童生徒につきましては、管理職の参加による生徒指導委員会による定期的な情報交換等を行い、チームでの指導体制をとっています。

教育委員会では、定期報告に関する聞き取りと助言、スクールカウンセラーの派遣や町雇用のスクールソーシャルワーカー２人を配置して、児童生徒、教職員、保護者との相談・連携を図るようにしています。

今後、多様化する不登校への対応として、管理職研修会を通じて教職員の不登校対応への研修の充実を図るとともに、学校の抱える課題を把握・確認し、一人一人の社会的自立に向けて、学校との連携を密にした郊外における適切な学びへの支援ができる体制整備の充実も図っていきたいと考えます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、子育て支援対策についてお答えいたします。

国民健康保険税の均等割は、収入のない子どもについても人数分の賦課がされることから、御提案のとおり子供の均等割を減免することで経済的負担の軽減になると考えられます。

しかしながらこの減免分の保険税については、市町村独自の保険税の減免であるため、国の特別調整交付金、県の繰入金、町の一般会計繰入金の対象外となるため、国民健康保険に加入する皆様が減免分を負担することになります。

現状、追加の負担をお願いすることは大変難しいと思います。

次、ＴＰＰの現状認識と対策についてです。

御指摘のとおり、ＴＰＰの現状は、牛肉市場を取り巻く畜産業家とさとうきび農家の将来に危機感を与えることと認識しております。

ＴＰＰは国策として進められておりますので、今後とも、国・県の動向を注視し対応するとともに、指導を頂きながら、関係機関と十分連携し的確に対応してまいります。

次、農畜産物に与える伝染病対策です。

御指摘のとおり、病原体の侵入を未然に防ぐためには、検疫の強化が必要であると認識しております。防疫対策としましては、農家や関係者の防疫意識の向上を図ることが極めて需要であり、最新の国内外での疾病発生情報等の周知を行い、畜舎などの消毒の徹底を呼びかけるとともに、「家畜伝染病予防のため関係者以外立ち

入り禁止」の看板も各農場に設置していただいております。

また、空港及びパスポート発行場所などでは、海外旅行者向けに海外で家畜を飼養している農場などへの立ち入りを控えていただくようパンフレットの掲示をしています。

このほか、県の家畜保健衛生所の職員による年1回の全畜産農家への立ち入り検査及び指導も行っております。

今後とも、国・県の指導をいただきながら、関係機関と十分連携し、的確な防疫対策に努めてまいります。

次に、優良素牛の評価に当たってゲノミック評価であります。御指摘のとおり、粗飼料自給率向上では、限られた耕地面積の中で多品目にわたり農作物が作付けされており、品目間の競合が課題の一つでもあります。このような中で、年々飼養頭数が増え、それに伴う飼料畑の確保も課題となっており、特に冬場の粗飼料が不足することから、粗飼料の単収向上を目的に年2回粗飼料種子の一部補助を行い、単収向上に努めているところです。また、機械化が進んだことで、粗飼料の多い時期に乾燥草やサイレージ技術によるラッピングも行われ、単収向上が図られております。

一方、優良素牛の自家保留につきましても重要な課題であると認識しております。現在、優良素牛の評価に当たっては、より正確に牛本来の遺伝子能力を推定できる、育種価という評価法が注目を浴びており、期待育種価が保留、選抜、交配に役立ちます。

御指摘のゲノミック評価があることは認識しておりますが、今後とも、国・県の指導を頂きながら、関係機関と十分連携し的確な評価法採用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） まず不登校、いじめの問題についてであります。先日教育委員会の活動の点検と評価報告書というのを平成30年度の報告書をいただきました。この中身についてですが、点数を4点で区分しているのですが、まず1番高いという4という評価、順調に達成しているもの、3がおおむね順調に達成しているもの、2が達成見込みがあるが課題があるもの、1が順調でないものという評価基準を設けていますが、これを全部最初から後ろまで見ると1とか2というのはないんですね、みんな3以上で。その項目の中で、道德教育の充実、生徒指導の充実というのが3の評価になっています。かなり高い評価ですよ。一般質問のこの答弁書の中には、不登校の児童生徒は例年より多い人数となっていると。いじめにつきましても本年度2月末現在72件の報告があると。こういった数字が出ている中で

こういった、これはかなり評価というふうに付けてありますが、これはどのようにお考えになりますか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 自己評価点検につきましては、いわゆる自分たちがやったものはどの程度ですかということで、大体年に並みが3ぐらいというところで、判定の方法をしています。そして昨年は随分頑張っているときそういったものが4になる。いやこれはちょっとよくないなというのが2、かなりこのことについては成果が上がっていない問題だと思うのがというような、大まかな基準を持ちながらの自己点検という形になっていますので、それがまず1点です。

それから道徳とか心の問題に関するのは定期的に授業参観をしたりということで、見た限りは授業とかそういったものへの活動は熱心に行われているにもかかわらず、不登校については例年より多い状況になっているというのは一つの課題だと受け止めています。

ただ、いじめの問題につきましては、この72件というのは決して多いほうでもなければ少ないほうでもない。具体的に申し上げますと、小さな軽微なものも毎月あるいは定期的により多くあげていただいて、なるべく軽微なときにあげて、3カ月以上の経過をみて継続的になっていないというのが観察されたらゼロにすることで、今年今月も5件、今月も7件あるが前のことであがってきていないのは消えていくということで、2月末現在で、確実にまだ終わってはいないというような継続の期間を置いているがために出ている72件です。そういうことで、今の評価が少し高いのにこのいじめと不登校の件数についてはというところについては、自己評価のところがこの数値化における不登校問題に関していえば、私は厳しいと思って考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 昨日ラジオ番組の中で、いじめとか自殺についての番組があったんですけど、これと一緒に報告書というのは全国でも同様な報告書を作成されているのですが、これについて教育評論家がこのラジオの中で何を言ったかという、あくまでもこういった評価というのは自己賛美しているもので、全然何の問題解決にもならないという話をしているんですよ。だからこれこれをやったというだけのことで、それが果たして原因をちゃんとつかんで、これは解決されているかといったらそれはそうではないということ、あくまでもラジオ番組のこの教育評論家の話なのですが、この方が言うには、あくまでもこういう時間があつたらほかのことに回したらどうなのですかという話をされているんですね。私もそう思います。全てみると、1項目も適正でないというのはないのです全部適正です、適正ですっ

て、何が適正なのかも全然分からない状態なんですよね。だから、例えば不登校の児童生徒が昨年よりは増えている。じゃあこの原因がどこにあって、じゃあどういう解決をしたかっていうのを載せるのであれば、それは別なのですが、そういったのは一切載っていないし。あくまでも自己賛美をしているようなこういう報告書ではないかというのは、私はそう思います。その不登校の児童生徒の原因がどこにあるのか、それとまたいじめの問題についてもどこに原因があるかというのをお聞きしたいと思います。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 非常にありがとうございます。この不登校、いじめについての問題はどこにあるかというのは非常に断言しづらい難しいところがございます。それでももちろん文科省も10項目ぐらいの家庭に要因があるか、学校にあるか、学校にあるとしたら友だちにあるのか、いじめにあるのか、学業不振からくるものなのかとかそういう項目がずらっとあるのですが、それに合わせてどういうのが多いかというのは今度の平成29年度の実態調査の中にも示されているところです。

それで何がその原因であるかといわれますと、非常に錯綜して難しいところがありますが、当然先ほどの5項目の沖野議員からも出されたように、家庭の虐待とも関係します。不登校とも関係しますが、さまざまな要因が重なり合ってその学業不振から落ちる場合と精神的なものがある場合と、それから能力的な問題が学校の中で、子供に十分適用しないものがあるって、それを見つけてその子なりの特別支援の教育が行われていないために起きているとかいったような教師の指導にこの問題も含まれています。それで本町の子供たちが中学校へ行くと1、2年生には女子学生が多いです。それをこの人はこの生徒だと呼んで言えないのですが、学校も学習だったり家庭の学校に対する子供が通学ということに対する考え方だったり性格、行動だったり、とても迷いながら来ている問題なので、ひとつの原因には結論として辿りつけえない。だからこそ研究をして一人一人に寄り添う形で、その子なりに応じた対応を家庭と学校と学校は担任1人だけではできませんから、チームを組んでさまざまな視点からその子供によって選択、行動、学習という興味、意欲、関心をなるべく自尊感情をもって一人ずつを見守っていくという体制をとっていかなければならないというのが生徒指導委員会です。あわせて、すみません、答えにもならないぐらい原因はないかということですが、それで今私たちがやっているSSW、スクールカウンセラーというのを2人今配置をしています。できたら家庭までスクールカウンセラーは基本的に、学校においてになる家族と子供に対応した教育相談です。スクールソーシャルワーカーというのは、家庭に入ってその状況によっては、先ほどの町民福祉課そして学校、教育委員会とつないでいってどうすればい

いかというのを考えていってもら一つの援助策でもございます。そういったものを両立させていくことによってそれぞれに応じたいと思っています。

次、いじめの問題については、心の問題、発達段階がありまして、本当に軽微なことから消しゴムを投げられたいじめ、無視されたいじめというようなことで、毎月とっているアンケートがありますが、そういうものでいじめられたと本人が認識したものはいじめなんだというふうな捉え方で調査をしています。よってその調査に上がってきている子供については、先ほどの様子を見ていきながら対応ということですが、当然のことながらそういう事案が一つでも出たときは、また、道德の授業や朝の学活、帰りの会等の中で、特定しないようにしながら思いやりをもって対応していくことの講話を入れたりということをしているという状況です。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 昨日だったですか一昨日だったかの新聞なのですが、防衛大学で陰湿ないじめがすごく蔓延しているという記事が載っていたんですけど、一応読み上げますね。反省文を100枚書かされ、体毛に火をつけられるっていう、これ防衛大学校で行われたことですが、それで退学した男性24歳が当時の上級生ら8人を相手どって損害賠償を求めた裁判がございました。その中で、判決としてはその7人に計95万円の支払いを命じるという判決が出ました。もちろんまた男性は防衛大の管理が不十分だったとして、国にも2300万円の賠償請求をしています。これが年内には判決が出るという見通しになっています。防衛大では全員が学生寮に住み、同じ部屋の上級生は下級生を指導するという体制をとっているらしいのですが、被告は8人のうち7人は、現在自衛隊の幹部になっているということです。どういったいじめかといいますと、これは防衛大の内部調査で明らかになったものなのですが、食べきれない量の食べものや硬いままのカップ麺を食べさせられるというのと、風俗店に行き女性と写真を撮るよう強要する、あと原稿用紙100枚に反省文を書かせ、ノート1冊をごめんなさいで埋め尽くされる、机を荒らされるとか、そういったものが報告をされています。この防衛大の前学生1,874人に実施した下級生を巡るアンケート結果も入手をされておりまして、4年生の57%に当たる274人が下級生のミスや不手際ごとに点数を加算して、一定値で罰を与えるということをしているということですね。これは初めて裁判沙汰になって分かったことなのですが、だから2007年度から2017年度に学生の懲戒処分というのは計663件あるということ、その中で窃盗事件や傷害など犯罪に相当する事案が147件にも上っているということなのです。何を申し上げたいかというと、例えばこの原因というのは、分からないような対策をとっても効果がないのではないかなというふうに私は思うんですね。一人一人原因というのは究明してい

ただいて、それなりの対応をしていかなきゃなかなか不登校とかいじめの問題というのもしかしたら隠されているかもしれないし、本人はそれを言わないでずっと我慢しているというのもあると思うんですよ。ですから、せっかくスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとかこういったのが2人配置をされていますから、連携をとりながら、こういったのを一人一人不登校であれば原因をとにかく究明して対応をしていかないと、なかなか私はなくなるというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 大変ありがとうございます。本当にそのとおりでありますので、いかに一人ずつの理解をする能力をまず周りの地域から含めてですが、学校、SSW、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士を今年配置することができました。専門家ですね。そういうことで今おっしゃられるように、よりよくその子が抱えている問題をその子に寄り添って考えていくという立場をチームも一緒になって考えていくということが、とても原因としてその子に対応できるものだ、それは私は仮説をつくるという、はっきり誰かが見極めて何の病気だという特定はできませんので、精神科によって判定されたものもあります。こういうことによってこの子はこうだろうという傾向もあります。しかし、その子に対応としては時間をかけ、丁寧に家族も理解をし教師も一緒にやると、こういうチーム対応が大事だと思いますので、より仮説を立てながら一人一人に応じた最終的には社会で自立する子供になるように、学校に来ないことだけが悪いことではないというふうに、平成28年度の不登校対応の通知も出ています。どこで学んでも将来が自立できるという発想で、学校に来ない子が悪い子ではないという考え方を全部が持つことによって、一人一人の子供が来なくても来てでもいいけど、どうしていきたいんだというような寄り添える与論の声になるように努力をしたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 特に中学校の場合は3小学校から集まりますから、なんらかのいじめとかそういったのは出てくるとは思うんですよ。私たちが中学校のときにもそういったのがあったのです。やはり各校区から集まって来れば、それなりのいじめ問題とかも発生してきますので、そのあたりも考慮しながら中学生の対応というのはとっていただきたいと思います。もちろん、これを見過ごしてしまうと高校まで上がっていきますので、その6年間は本当にいじめというのがなくならないような私は気がするんですよ。だからそういった目線というのを常に持ちながら、連携を図っていく。こういう形を取っていただきたいと思います。

午前中に沖野議員からも虐待問題とか出たのですが、私は虐待問題とあと不登校の問題、いじめの問題それと自殺の問題、これは4点セットだというふうに思っているんですよ。なんかかんかで出てくればそういった最後はもう自殺という形、大変なことになる。1回そういったのが起これば、また裁判訴訟の問題とかそういったのが出てくると思うんですよ。ですから、それを起こさないためにもきちんとした連携を図りながら、もし何かあればそういった原因究明をしっかりと対応をしっかりと取っていくという、そういった形を取っていただきたいと思います。最後に教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。沖野議員のところの虐待でも申し上げました、本当に関連する事例だと思います。おかげさまで与論町の場合は、連絡を図れば意思疎通がしやすい体制にありますので、よりきめ細かな連絡体制、行動連携と申し上げましたが、実際に一緒になって分担して動けるような体制をもっと高めて努力をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 取り組みをお願いしておきます。

次に、子育て支援対策の国民健康保険税のことについてですが、私は御答弁されているように、本当に収入のない子までも人数分加算されるということが、何か平等ではないような気がして、これを取り上げたわけなのですが、もちろんこれを取り上げる中で、党中央にそういったのを取り組んでいる自治体とかないですかっていったら、ありますと。じゃあその資料を送ってほしいということで、これは岩手県の宮古市の例なのですが、完全免除という形をとっています。財源をどうするかといったら、一般会計からの法定外繰入で賄っており、国保特別会計における子供以外の被保険者への影響はないということなんですよ。ですから、こういう方法というのはあるのです。もちろん、各自治体の中でもふるさと納税の分から充てるとか、そういう対策をとっていますし、第3子から完全免除をすとか、こういったのをとって、なるべく子育て世代を支えてあげるといふのを今そういった流れが全国で起こっているというのをインターネットとかで検索すれば出てくると思うのですが、担当課長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） こちらでインターネットで調べた場合、ほかの4市がありまして、4市に関しましては、おっしゃったように3人目が軽減とかいろいろありまして、こちらで調べたところその全額減免が探しきれなかったものですから、それはなかったのですが。一応こちらの国保担当が国とか県とか不利益の関係を調

べましたところ、法定外繰入金ということで結局これを当てはめた場合は、国庫税で賄わないといけないので、要はその子供の分の均等割を減免した場合は、ほかの所得割とか世帯割の平等割ですね、そちらですということ。ほかの軽減しているこちらで調べましたところの4市については、所得割で軽減するというふうに出ておりました。

与論町の場合は、どちらかというと毎年赤字でして、結局今は、こちらで国保税として県に納付する形に至っていますので、今県とこちらが年に何回か協議、各税額とかいろいろなことで県に出張に行きまして、研修会もしまして、税に関してそういう協議中であります。今のところ、結局子供たちのその均等割全額免除を考えますと、ほかの均等割数の子供たちを免除する家庭も所得割を上げるとなると、その該当する家庭の所得が高いところから出てくるのではないかと、いろいろな面がありますので、まだまだこれに関しては今のところ子供たちに関する軽減の全額免除というのはちょっと今のところは考えられないということです。先ほど子供たちの人数も入れるのはおかしいのではないかとはいいますが、軽減措置で2割軽減、5割軽減、7割軽減の中にはその子供たちの人数を含めて軽減額を計算しますので、一概にも子供たちの人数を含める含めないというのはこの軽減のも関係しますので、ちょっとそこにも検討といいますか、いろいろ考えていかないとはいえないかなと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） これは、ずっと議論していますと時間がなくなりますので、是非とも岩手県の宮古市の、それもインターネットで確認をされてください。いろいろなこの財源の確保の仕方とか計算の仕方とか載っていますので、これをしてできればなるべくその子育て家庭における支援をできる形を取っていただければありがたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。農業振興対策について、T P Pのことについてなのですが、もちろんT P Pは国策ですから、私たちがどうこう言ってもこれが元に戻るわけではございませんが、今もちろんT P Pが発効されたのは去年の12月あたりだと思うのですが、三菱U F Jリサーチが今度の景気の動向がどうなるかというのをちょっと調べているのですが、これによりますと、昨年10月頃が最近の景気の山だった可能性を指摘されています。また第一生命経済研究所においては、最近の世界経済には陰りが見え、昨年中には後退局面に入ったのではないかと議論が盛り上がるであろうというふうにしています。で、景気は今正念場を迎えていると。また10月には消費税が始まります。ですから、景気はどんどんどんどん後退していくんじゃないだろうかとはいいますが、なぜこのようなことを

いかといいますと、牛肉の枝肉相場というのは景気に左右されるんですよ。牛肉というのは高級品ですから、これが景気が悪くなればそれだけ枝肉は下がる。枝肉が下がればもちろん子牛の値段も下がってくる。こういう形になって、本当に畜産農家の経営が懸念されるというふうに私は思っています。ですから、今のうちに多少まだ71万円台をいっていますから、これが維持されている間になんだかんだの対応策を、もし低くなったときの対応策を考えていかなければいけないなというふうに思っています。その点いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 御指摘ありがとうございます。確かにT P P協定において、主品5項目に関して国で関税を一定期間かけてだんだん削減していくということで今進めています。この和牛日本一の鹿児島県また黒豚でも日本一だと言われておりまして、その農畜産物に恵まれた鹿児島県にとっては、これはまた最大限でいいようなことで、海外市場に打って出るチャンスではないかという好評も肥育農家から聞いています。そういったことも考えつつ、本町としましては畜舎等の施設整備を支援する畜産クラスター事業、または肉用牛生産基盤の維持拡大を図りながら、今のうちに経営安定対策をしてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 課長、先ほど私が申し上げましたよね、第一生命の経済研究所は世界的にその景気が悪くなってきていると。だから景気が悪くなった世界に向けて牛肉は本当に売れるのでしょうか。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今、私が聞いている関係機関からの調査によりますと、そんなにまで激落する見込みではないと私は聞いています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 今、中国も結構経済下方修正されていますので、なかなか世界経済がちょっと上向くということは考えにくいなというふうに思います。価格が維持されれば、それに越したことはないと思います。ですから、対策をちょっと今のうちになんだかんだ考えたほうがいいと思いますので、検討されてください。

次に、その病原菌の問題であります。もちろん御答弁にありましたこういった対策をとっていけばいいと私も思っています。これは何遍も質問しているわけなのですが、しかし、自然条件によって運ばれてくるカンキツグリーンング病、あとミカンコミバエとかウリミバエの再発とか、こういったのは対応していけると思うのですが、一番懸念されるのは例えば人為的に持ち込まれたそういった病原菌体が一

番難しいと思うんですよ。例えば高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ、口蹄疫、BSE、全てこれは治療とか運搬車とかそういった中に入って持ち込まれているのです。与論にこういったのが入ってくればどうなるかといったら、全て殺処分です。全滅です。ですからこのあたりを人為的に持ち込まれないような、水際での対策をやはりとっていかなければ難しいというふうに思いますが。課長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 御指摘のとおり、人為的に豚肉や牛肉等の食肉の持ち込み等によつての懸念ももちろんございますし、また外国人関係のまた入ってくることによつて、そういったのも懸念されます。しかしながら与論島にいらっしゃる人とか、肉製品とかそういったものに関しては、できる限り関係機関と協力をいたしまして、一番最初に入るであろう日本に入るであろう部署でもって、いい検疫ができればそういったことが亡くなるのではないかと私的には思っておりまして、そういった方面にまた協力依頼をしながら頑張つてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 確かに人為的に持ち込まれたもの、例えばバツタをなくそうとしてキジが持ち込まれましたよね。なかなか取り除くことはできません。また、さとうきびに被害を与えるネズミの駆除ということでイタチも持ち込まれました。しかしこれもなかなか駆除することはできません。ですから私が申し上げたいのは、一旦人為的に持ち込まれたものが一番ひどいんですよ。ですから牛に関しても鳥に関しても、きちんと病原菌が発生していないかというのは、現地で検疫をちゃんとして島に持ち込む。これが一番効果があるのではないかというふうに思われます。あと御答弁にありましたように、ほかのものはこういった形で進めていけば万全かというふうに思います。町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 確かに今御指摘のとおり、キジの問題、イタチの問題、なるほどなそうだったなというふうに今改めて反省することですが。今、私が大変与論ってありがたいなと思っているのは、各牛舎を見ますと4、5年前から比べるとみんな石灰を撒いて、本当に徹底して防疫しようということで、各農家の意識が非常に高くなっているのではないかなと。そういうふうなことで町としても農家の方々とまた連携しながら、この防疫対策を本当に進めていけばいいなというふうに思います。とにかく一旦入ってしまうと大変な、与論の島ではもうさっきおっしゃったように殺処分を考えなければいけないことになると思いますので、水際で何とか防

げるように今後も一生懸命努めてまいりたいと思いますし、また農家にも啓発をしてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 取り組みをお願いしたいと思います。

次に、最後になりましたが、飼料問題、粗飼料問題とゲノミック評価についてありますが、去年種子法というのが廃止されました。これは、新聞の記事で大変申しわけないのですが、2018年4月の主要農作物種子法廃止に伴う影響に関してということで、県議会の中で一般質問をされています。国が法廃止後も都道府県が実施する主要農作物の種子生産や普及などの経費を交付税で措置していると説明をしているわけですが、その上で主要農作物の種子確保は重要との見方から、新たに策定した主要農作物種子生産普及基本要綱で、地域に適した品種設定と優良種子の確保が図られると考えているということなので、こういったT P Pに関連したこういった法案というのは、次から次に自由化というのは出てくると思うんですよ。こういった注視をしていかないと大変なことになってくると思うのです。例えばGM、種子遺伝子組み換えですか、こういったのが入ってくると、例えばその遺伝子組み換えがほかのにしても、これは訴訟問題になってくるというふうな形になっていますので、できればそういったことを注視しながら、北海道あたりではこうしたものは条例を定めてやっているんですが、鹿児島県では残念ながら要綱で対応するという、要綱というのはほとんど効かないような状態なんですけれども、そういったことですからその辺りを注視をしながら、皆さん方で産業振興課で中心になって勉強していただきたいと思います。

次に、ゲノミックのことなのですが、これ私でまとめてみましたので、これ読み上げた中でこのゲノミック評価を取り入れる、入れないは検討していただきたいと思います。これは、初産の枝肉成績が分かった現状の育種価では、生後5年から6年、それ以上評価するのにかかるという点があるということです。ゲノミック評価では、子牛の段階で評価が可能になる。ここの違いがあるんですよ。例えば、廃牛寸前7歳、8歳になってから枝肉成績が判明するというのも今は通常なのです。ですからその後、牛の子牛を保留しようとしたらなかなか高齢になってくるので難しい。だったらどうするかといったら、このゲノミック評価、これは生まれた段階からすぐ枝肉の状態とかそういうのが全部わかってきますので、あとは保留するか保留しないかは、その段階で決めていけるということです。こういったことが書かれているのですが、初産の枝肉成績は分かった場合であって、必ず初産の枝肉成績が返ってくるとは限らないと、現状の育種価の評価ではですね。そうなった場合、育種価の判明が7歳、8歳になっても珍しくないということです。ということ

は繁殖能力のピークが過ぎてしまっていることになるということです。そうなってくると、本当なら後継牛を残せた牛が残せない状態が起こってしまうと。それがゲノミック評価であれば、初産の枝肉成績が判明した場合、よりさらに早く能力が分かるので早く効率的な改良が進めることが可能になってくる。またもし育種価が判明しても評価が低かった場合、それまでの数年間が大きなロスになってしまうと、それがゲノミック評価を活用すれば損失を少なくすることができるのも大きなメリットであると。ゲノミック評価であれば、環境要因は考慮されないのがゲノミック評価で従来の育種価を補い、速さと正確性の向上を図っていけるということです。現状では、繁殖性に関するゲノミック評価はございません。ですから、ゲノミック評価と育種価評価はできないということです。繁殖性に関してのゲノミックも育種価評価もできない。そこで岡山県では、現場で親の繁殖能力、それと育種価、血統、本牛の体系、発育といったさまざまな要因を検討した上で保留か販売かを決めていると。そして、全頭ゲノミック評価をすればかなりのお金が掛かりますから、登録時においてゲノミック評価を行っていくと、登録する牛だけをゲノミック評価をしていくと。これを保留していけば、いろいろな問題がクリアされるということになっています。これが今島根県のフククという牛がいるんですが、これが大体これの子牛が400万円から500万円ぐらいするんですね。ですから、その子牛を買うために全国から集まるのです。ですから、こういった牛をつくるために一生懸命頑張っている県というのが、ゲノミックを取り入れながらしているということなのです。ですから、これからの牛を改良していくためには、こういった最先端のものも取り入れながら進めていかなければいけないと思います。なかなか厳しい状況が予想される中で、そういったのをきちんととっていけば、購買者も集まりますし、やはり高い質の牛をこの与論市場から出せるということになれば、購買者も来るんじゃないかと私は思っていますので、是非ともそのあたりは検討させていただいて、どうするかは執行部の皆さんでお考えになるかと思います。この辺はかなりお金が掛かるような話をされていますが、保留する牛だけを限定すればいい牛ができるということです。全頭するにはもうお金ばかり出す形になりますから、いい牛でも悪い牛でもその検査対象にすると。ただ保留したい牛が本当に保留していいんだろうかというゲノミック評価を出して、それを優良素牛として保留していくと。こういうことですが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） セリに行きまして、なぜ与論の雌牛はあまり出ていないのかなと不思議に思ったことがございまして聞きましたら、いや町長、それは保留しているんだよというふう話で大変安心をしたことがありました。本当に農家の方々は自

分の経験であるいは血統を見て保留をしているんだろうなと思いますが、確かに評価のその牛の遺伝子、血統をいろいろな方法で評価しているということで大変将来性があるなと思っていますが、ゲノミック評価につきまして、いろいろ私なりに調べてみますと、あと精度の面でもう少し研究をしていく必要があるというふうなこともありますので、いろいろそういう点を今後鹿児島県は畜産県ですので、そういう面では一生懸命研究をして、またそれについて農家にも我々にもまた指導があるんじゃないかなと期待をしているところです。そういうふうなことを踏まえながら、できるだけ先ほどあったようにTPPがあってもどんなことがあっても、負けないいい牛を与論で育てていけるようにしてまいりたいなと思っています。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ひとつ取り組みのほうをお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番、川村武俊君の一般質問を終わります。

次は、1番、遠山勝也君に発言を許します。

1番。

○1番（遠山勝也君） 1番、遠山です。平成最後の最後の質問をさせていただきます。15分ぐらいで。私から2点ほど。

1 外国人技能実習生の積極的な受け入れについて

(1) 本町における人手不足解消対策として、外国人技能実習生を受け入れることは、通年雇用の難しさや住宅の整備、離島が故の高額な渡航費用等の問題があり、受け入れには慎重にならざるを得ず、人手不足問題は壁にぶつかったままの状態である。このような中、隣町では、早くから独自に本土の農業の大規模産地に習い、実習生の受け入れによる人手不足解消に努め、現在100人以上が就労していると聞く。国が4月から農業や建設業、介護など14業種で新たな外国人労働者の受け入れを始めようとしている今、本町においても、先進地の取り組みを参考にするなど受け入れ体制の整備を積極的に進めていく必要があると思うが、どのように考えているか。

2 子育て支援金の拡充について

(1) 先日、与論高等学校で第48回卒業式が挙行され、希望で胸いっぱいの子供たち31人が巣立ちました。その子供たちの親は子供の成長に喜ぶ一方、就職試験や進学受験の際の交通費や宿泊費に始まり、一人暮らしをさせるためのアパート代や生活用品代、進学するための入学金や授業料など、短期間で多額の費用を工面しなければならず、経済的にも精神的にも負担

となっているのが現状である。高校卒業時にも親の負担を軽減できるよう子育て支援金を拡充する考えはないか。

よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず、外国人技能実習生の受け入れについてでございます。

近年、本町においてもさまざまな職種で人手不足が深刻化しており、平成31年4月1日に施行する新たな外国人材受け入れ制度が始まるこの機会に、特定産業分野に含まれる農業や建設業、介護についても人手不足解消対策の切り札として、関係機関と連携しながら制度の活用を図り、外国人材を受け入れる体制づくりが必要だと考えています。

しかしながら、受け入れ側と雇用する外国人技能実習生とのマッチングや環境整備等のさまざまな課題もありますので、課題解決を含め関係機関の指導等も仰ぎながら検討してまいります。

次に、子育て支援金の拡充についてです。

御指摘のとおり、就職・進学する子供たちの学費や交通費等島立ちに係る費用は、保護者にとって莫大な負担となっております。

現在、町が実施している子育て支援金につきましては、平成23年4月2日以降に生まれた子供の第1子10万円、第2子20万円、第3子50万円、第4子以降10万円ずつ加算される制度としており、支給時期は、出生時、小学校入学時、中学校入学時、中学校卒業時に分割して支給することとしております。

最も費用負担がかさむ時期は、高校卒業時から社会人になるまでの期間であると考え、平成30年度から奨学金を増額して対応しております。現在、財源として多額の起債に頼っている状況でもあるため、財政状況を鑑みながら検討してまいります。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） この人手不足というのはずっと続いておるわけですし、与論島のハンディといえばハンディかもしれませんが、農家一人一人に聞きますと、例えば建設業にでも聞きますと、皆さん人手不足と言われます。でも、じゃあどうしようかとなると、まるで方策が見つからない。だからその辺の情報というんですか、そういう受入母体をまず町で整備できないか。1人から2人、3人ぐらいからまず呼んでみて、例えば通年雇用が難しい農業だと、農業一つだけで抱えるというのは難しいですから、建設業と絡めてほかのサービス業と絡めて、通年雇用を可能としていけるような受入態勢が構築できないかというのが、今私が考えているところなのですが、町長どうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ただいま議員がおっしゃるように、その質問の要旨の先のほうにも与論で雇用する場合の問題点を議員御本人からいろいろと考えておられるようでして、それと本当に町としましても全く同じような悩みでございまして、一つはおっしゃられるように通年雇用の問題、また建設業の場合には通年雇用できないかなとも考えますが、その人たちが外国人を受け入れる環境になっているかどうかということと、与論の場合には住宅の問題がどうしても壁になっているわけございまして、今町としましても住宅問題でその住宅建設を進めているわけですが、なかなか外国人の住宅までまだ手が回っていない現状でありますので、このことを本当に雇用する側とまた我々の町としましていろいろ話し合いをしながら、今後また解決していくべき問題ではないかなと考えますし、国の施策でもありますので、そういうところのまた指導をいただきながら進めてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） 例えば、受入態勢として考えた場合、例えば書類の準備とか、その相手国でのリクルートとかということに関しては、一度考えたことはありますでしょうか。お聞きします。これは、町長にお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） すみません、正直なところ今そこまでは手配はしていないところではございますが、今後そういうふうなところを関係課と連携しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） シルバー人材もなかなかうまくいきませんし、それから圃場整備してもなかなか大型機械で効率的な農業ができる環境整備もいきませんし、ここでまた人手不足がかかっているわけですから、もう与論島の農業というのはにっちもさっちもいかなくなっている状況なわけで。これで子育てなんていう話になったら、全然お手上げ。例えば月々の収入が夏場なんかないわけですから、そこを考えれば何とか人手不足だけでも解決できればいいかなと考えての今回の質問でした。

2 点目いいですか。子育て支援の拡充なのですが、つい先週アンケートが配られてきてまして、アンケートの中に奨学支援金制度のアンケートなのですが、まだ回収されていませんということなのですが、この中に今回おもしろいなと思ったのは、奨学資金、一括で貸与する奨学金を希望しますかという項目の後に、奨学資金を利用したくないと回答した理由について教えてくださいというのがありました。多分これは返済が大変だからということが皆さんの回答の大筋かと思いますが、そこはまだ私の考えですから、本当のところは分かりませんが、そう考えた場合

に、どうしても借りるというのは子供たちにも負担ですし、親御さんにも負担ですし、虫のいい話かもしれませんが子供たちを育てる、子供たちがますます毎年減っているわけですから、子育て支援の目玉商品としてもうお金あげちゃってもいいではないか。例えば50万円なら50万円、高校卒業生30人いましたが、1500万円ですよ、50万とした場合に。それぐらいのお金はできるのではないかなと考えますが、教育長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） まずアンケートの趣旨について基本的なことをお伝えしてたいと思います。この今の部分だけ特化して申し上げますと、これまで議員の方々から支給の貸与型をどうするかという意見もこれまで何度もありました。それは町民のニーズを把握した上で検討していかないといけないのではないかなということ、今回概略を皆さんから意見を入れて、ここにその他というところでいろいろな質問要望が出るだろうと。それを整理することによって、また必要な特化したアンケートも実施できるのではないかなということで、教育委員会で一応考えていたしまして、奨学資金も利用したくないと回答した理由について教えてくださいということは、今遠山議員からありましたように、返済が大変だからという場合もあるし、その理由についてもある程度今の奨学資金ではなくてもっとウエイトをおいてほしい奨学資金がありはしないとかいうことも含めて、意見をとりたいというのも材料としてということで、幅を持たせたものです。最後に貸与型をというのは私の判断はできません、今のところですね。それがまた教育委員会が受けている貸与型というのは特化した、例えばこんな技術を身に付けて帰ってきて5年働いたらもう無料に、返済しなくてもいいそういう奨学資金をつくったらどうかという御提案があったので、それを農業1人、漁業1人、今年はこんなのを1人というなのは構想にありますが、それはまた財政や町当局とのことも考えて、まちづくりをどういうふうにするかという視点において、長期的に配慮するようなことは考えていかないといけないなということで、このアンケートは、細かな町民のニーズを把握している次に向けてということです。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 町全体で不公平になっちゃまずいですので、それはもうしょうがないと思いますが、ちょっと話変わりますが、大学入学時に要する経費80万円を貸与または給付しますというこのチラシが入ってきたのですが、これによると明治維新150周年記念特別枠で給付ということになっていますが、この情報は御存じでしょうか。これの詳細というのは、例えばこれをもらうための条件とかというのは確認されていらっしゃるでしょうか。私は調べていないので分からないんですが。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） この話、給付要件につきましては、私たちの概略のそういう
のがあるということで受けているので、高校にも来ていると思うんですが、それで
この前までそういう無償型についても対応をしていらっしゃるということも
聞きましたら、かなり受ける子供にとっては条件が高いようです。というのは聞いて
いますが、例えば成績表で何位でどれくらいの推薦でとかいう具体的ところでま
だ聞いておりませんので、今後またその後にも与論で何人ぐらいその対応をさせる
ものなのか、県全体で幾らかは調べてまいります。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） 町長の考えを聞かせてください。これで終わります。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） その給付型の奨学金につきましては、本当に私も考えてござい
まして、与論を出て技術を身に付け、知識を身に付けて帰ってきてまちづくりに貢
献するとか、あるいは人口減少の歯止めになるとかというこういう考えをもって、
最初から行く子供たちに何とかそういうふうな給付型の奨学資金ができればい
いなという考えは前々からずっとあるわけですが、いかんせん、私たちの財政がそ
の都度追いついていかないということがありまして、今後そのふるさと納税とかい
ろいろな方法がないのかなということをまたみんなで検討しながら、知恵を出し
合っていければと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1 番、遠山勝也君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月22日本会議であります、日程の都合により特に午後3時30分に
繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後2時43分

平成31年第1回与論町議会定例会

第 3 日

平成31年3月22日

平成 31 年第 1 回与論町議会定例会会議録
平成 31 年 3 月 22 日（金曜日）午後 3 時 30 分開議

1 議事日程（第 3 号）

開議の宣告

- 第 1 議案第 11 号 平成 31 年度与論町一般会計予算
- 第 2 議案第 12 号 平成 31 年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第 13 号 平成 31 年度与論町と畜場特別会計予算
- 第 4 議案第 14 号 平成 31 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 15 号 平成 31 年度与論町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 16 号 平成 31 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第 17 号 平成 31 年度与論町水道事業会計予算
- 第 8 議案第 18 号 与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例
- 第 9 陳情第 3 号 西幸名波線（仮称）の早期改良舗装整備について（環境経済
建設常任委員長報告）
- 第 10 議員派遣の件
- 第 11 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議
会運営委員会

2 出席議員（10 人）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 遠 山 勝 也 君 | 2 番 沖 野 一 雄 君 |
| 3 番 川 村 武 俊 君 | 4 番 林 敏 治 君 |
| 5 番 高 田 豊 繁 君 | 6 番 町 俊 策 君 |
| 7 番 大 田 英 勝 君 | 8 番 野 口 靖 夫 君 |
| 9 番 林 隆 壽 君 | 10 番 福 地 元一郎 君 |

3 欠席議員（0 人） 欠員（0 人）

4 地方自治法第 121 条による出席者（18 人）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 町 長 山 元 宗 君 | 副 町 長 久 留 満 博 君 |
| 教 育 長 町 岡 光 弘 君 | 総務企画課長 沖 島 範 幸 君 |
| 会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君 | 税 務 課 長 武 東 真奈美 君 |

町民福祉課長	田 畑 文 成 君	環 境 課 長	田 畑 博 徳 君
農業委員会事務局長	野 口 芳 徳 君	産業振興課長	町 島 実 和 君
商工観光課長	山 下 哲 博 君	建 設 課 長	町 本 和 義 君
教育委員会事務局長	池 田 憲 司 君	教育委員会生涯学習課長	朝 岡 芳 正 君
水 道 課 長	仁 禮 和 男 君	与論こども園長	富 千加代 君
茶花こども園長	阿 多 とみ子 君	那間こども園長	田 畑 綾 子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長	川 上 嘉 久 君	書	記 川 田 美知瑠 君
---------	-----------	---	-------------

開議 午後３時３０分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 議案第１１号 平成３１年度与論町一般会計予算

日程第２ 議案第１２号 平成３１年度与論町国民健康保険特別会計予算

日程第３ 議案第１３号 平成３１年度与論町と畜場特別会計予算

日程第４ 議案第１４号 平成３１年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

日程第５ 議案第１５号 平成３１年度与論町介護保険特別会計予算

日程第６ 議案第１６号 平成３１年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

日程第７ 議案第１７号 平成３１年度与論町水道事業会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第１、議案第１１号「平成３１年度与論町一般会計予算」から、日程第７、議案第１７号「平成３１年度与論町水道事業会計予算」までの７件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりであります。

お諮りします。予算審査特別委員長の報告は、会議規則第４１条第３項の規定によって、省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は、省略することに決定しました。

これから、議案第１１号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１１号、平成３１年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

議案第１１号、平成３１年度与論町一般会計予算は、委員会の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第１１号、平成３１年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１２号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１２号、平成３１年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第１２号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号、平成３１年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１３号、平成３１年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第１３号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号、平成３１年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１４号、平成３１年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第１４号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号、平成３１年度与論町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１５号、平成３１年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第１５号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号、平成３１年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１６号、平成３１年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第１６号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号、平成３１年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１７号、平成３１年度与論町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第１７号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 31 年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 18 号 与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第 8、議案第 18 号「与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 18 号、与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

与論町多目的運動広場及びクラブハウスを、島内外のより多くの方に利用していただけるよう条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

3 番。

○3 番（川村武俊君） 細かいことで大変申し訳ないのですが、この改正後の別表第 9 条第 16 条関係ということで、与論町多目的運動広場クラブハウス使用料というのが 9 時から 17 時、いわゆる午後 5 時までが使用料になっていますが、宿泊というのはその 9 時から 17 時の間でしょうか、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） お答えします。

確かに今おっしゃったとおり、9 時から 17 時ということになっているのですが、教育委員会が必要と認めた場合というのがありますので、そちらに当てはめて使用させていただきたいというふうには考えています。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） できれば、こういったのはきちんと別表に示したほうがいいと思いますのですが。それとあと改正後の宿泊の場合と上記以外の場合というのが同じ金額で 1,080 円というふうになっていますが、この根拠というのを教えてください。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） お答えします。

宿泊の場合の1,080円についてなのですが、大島郡内、鹿児島県内を調べた結果このようなクラブハウス管理棟等で合宿をしているところが宿泊だけ提供しているところがなくて、与論町で新しく考えた場合、例えば10人会議室を1時間使った場合1,080円で、1人1時間108円計算で、宿泊ですから実際寝ているだけだと思うのですが、それを10時間と換算した場合1,080円にしたら大体適当ではないかということで、生涯学習課内で考えましてそれを提案させていただきました。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 1,080円という根拠は分かるのですが、宿泊された場合とかはクーラーとかそういうのは全て使われると思うのですが、その使用料はいくらぐらいですか。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） お答えします。

宿泊の場合、いろいろ機械と電灯電気とか、クーラーを使うと思うのですが、クーラーを使った場合、シャワーを使った場合、それは使用料として別にまたこの表にあわせて徴収といいますか頂く形にしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第18号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、与論町多目的運動広場クラブハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 陳情第3号 西幸名波線（仮称）の早期改良舗装整備について

（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（福地元一郎君） 日程第9、陳情第3号「西幸名波線（仮称）の早期改良舗装整備について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長報告を求めます。

8番。

○8番（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第3号、西幸名波線（仮称）の早期改良舗装整備」について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月15日金曜日、午後1時30分から全委員出席のもと開催し、執行部から町本建設課長、久野建設課長補佐に参与を求め、現地調査を行い、直ちに防災センター1階会議室において審査をいたしました。

本路線は、陳情書の中にも記載されていますが、平成16年度に整備計画がなされていました。一部相続未登記箇所があり、計画が白紙になった経緯があります。その後、平成30年7月に相続登記が完了し、沿線地権者全員の同意も得られています。調査の結果、沿線に多くの住居や農地があり、日常生活そのものに不便を来していることが実感されます。道幅が狭く未舗装なため消防自動車や緊急車両等の通行ができるよう、早期に改良舗装が望まれます。

よって、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 環境経済建設常任委員長報告を終わります。

環境経済建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。これで環境経済建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第3号、西幸名波線（仮称）の早期改良舗装整備について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第３号、西幸名波線（仮称）の早期改良舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第３号、西幸名波線（仮称）の早期改良舗装整備は、採択することに決定しました。

—————○—————

日程第１０ 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第１０、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第１１ 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第１１、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回与論町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地 元一郎

与論町議会議員 川村 武俊

与論町議会議員 野口 靖夫